

北海道議会時報

第26巻 第1号

特集 昭和48年第4回定例道議会



北海道議会事務局

北海道議会時報 第26巻 第1号 (昭和48年第4回定例道議会)

(表紙写真説明)

雪中運動に出るめん羊の群れ

青く澄み渡った空のもと、広大な草原のなかを、点々と草を求めて移動するめん羊の群れは、原始的な自然美と牧歌的な風物詩として、北海道に住む者にとって忘れることのできないイメージを与えており、古くから、北海道大学寮歌にも、「豊かに稔れる石狩の野に、かりがねはるばる沈みてゆけば、羊群声なく牧舎に帰り」と歌われている。

群羊をリードする牧夫の口笛と、これを追う護羊犬のたくみな協調によって、牧舎から草原へ、そしてまた牧舎へと誘導されていく風景は、北海道の雄大なスケールを象徴するものである。

めん羊の飼育は、従来、羊毛の生産を目的としていたため、化繊の出現等によって年々減少の傾向にあるが、北海道では、毛肉兼用のコリデール種が多く、最近では、羊肉の需要増にこたえて、肉専用のサフォーク種に重点をおき、集団的飼育による主産地形成を目指しており、全道で飼養戸数約 530戸、飼養頭数約 5,600頭となっている。

滝川市にある道立畜産試験場では、約 700頭を飼育し、肉用種めん羊の優良系統選抜並びにラムの育成肥育法に関する試験を行なっている。

写真は、春の分べん期を控え、運動のため、ふぶき以外の日は毎日 1 時間程度、護羊犬の誘導によって牧舎を出るめん羊の群れである。

(写真提供 道立畜産試験場)



木南貫一議員逝去

議員木南貫一氏（共産）は、10月26日午前4時45分、ぜんそくによる急性呼吸不全のため、札幌市内北海道勤労者医療協会札幌病院において逝去され、11月8日、北海道自治会館において党葬により告別式がとり行なわれた。行年63歳。

なお、12月8日、第4回定例会本会議において、岩田徳治議員により追悼演説が行なわれ、ついで、全員起立のうえ、黙禱が捧げられた。

追 悼 演 説

私は、いま、この本会議場において、よもや木南貫一君の追悼のことばを述べようとは、夢にも思っておりませんでした。あまりにも突然で、いまだにあなたの逝去が信じられぬくらいであり、天の無常を嘆きつつも、ここに謹んで哀悼のことばを申し述べたいと存じます。

木南貫一君、あなたは去る10月26日朝、一瞬のうちに63歳の生涯を終えられましたが、まことに悲しいできごとであり、惜しみてもあまりある痛恨事であります。

あなたは、若くして労働者の権利擁護のための活動に入り、常に、大衆の暮しと生命を守るという基本姿勢のもとに、強い闘志と情熱の人であった反面、たいへん思いやりの深い、また、実に細やかな行き届いた神経を兼ね備えた方であり、その豊富な識見と卓越した手腕、力量は、あなたを知る誰もが認めていたところでありまして、まれに見る実行の人でありました。

あなたは、明治42年、兵庫県佐用郡上月町字櫛田の農家に生まれ、櫛田尋常高等小学校を卒業の後、鉄道省神戸鉄道局に奉職されたのでありますが、このころより社会科学にひかれて、文化連盟のサークルや労農救援活動に参加され、その後、結成されて間もない日本労農救援会の神戸支部や和歌山支部で救援活動に積極的に取り組まれ、更に、東京において日本労農救援会本部での活動を続けられた後、昭和15年に国策パルプ勇払工場に就職されましたが、終戦と同時に国策パルプ勇払工場従業員組合結成のため尽力され、更に、北海道の共産党が再建された翌年の昭和21年入党し、同年3月に国策パルプ勇払工場を退職して職業革命家となられ、本道における党組織の発展のため奮闘されたのであります。

このような献身的な活動の中で胸を患われ、昭和23年から6年間、闘病生活を余儀なくされましたが、この間、療養所細胞指導部や日本患者同盟北海道連合会会長として活動を続け、長期療養者の生活と健康を守る戦いの発展に貢献されたのでありますが、昭和42年の統一地方選挙では、地元札幌地区党員等の衆望を担い、道議会議員の選挙に立候補され、みごと共産党議員として初当選、道政史上初めて道政に参画されたのであり、その後、広範な道民の諸要求実現のため戦いを続けられたのであります。

爾來、道議会にありましては、特に政策に明るく、天賦の才能と情熱のうちに、毅然たる信念、また、豊富なる識見と非凡なる政治手腕が高く評価され、推されて水産副委員長に選任されたのをはじめ、農地開拓委員あるいは予算、北方領土対策、冷害対策各特別委員として議会活動に才腕を揮い、道民の生の声を取りあげ、その実現に向かって精魂を傾けてこられたことは、政府信条を異にする者といえども、誰しもが認めていたところであります。

従って、君の本会議における質問は、生活、福祉、公害問題など道民生活上の諸問題に重点が置かれ、道の行政が常に道民生活優先の行政であらねばならぬということを絶えず主張し、きれいな白髪を揺れ動かしながら、声を大にして叫び続けておられたのでありますが、過ぐる第3回定例道議会には、あなたの信条である強い責任感と正義感から、療養中にもかかわらず、病を押して議会に出席され、特に、最終日の10月19

日には、水産副委員長として議案審査報告をされたことが、あなたが演壇に立たれた最後のお姿になろうとは、誰ひとり知る由もなく、いまなお彷彿として眼前に浮んでまいります。

また、共産党にありましては、明哲な人間性と卓抜した指導性は党内に重きをなし、健康回復後は、苫小牧地区委員長を経て、北海道委員会常任委員、道選対部長として主として選挙対策などの指導に当られたほか、昭和42年の道議会議員当選後は、引き続き道委員として重要な責任を果たすと同時に、道議会議員団長として席の暖まることなく党務に挺身せられたのでありまして、私ども齊しく敬服してやまないところであります。

ときあたかも、本道は、公害、物価、社会福祉など道民生活の安定、向上にとって幾多の困難な問題に直面しており、あなたの該博なる識見と果敢なる行動力に期待するものが誠に多いとき、不幸にして俄かにあなたを喪いましたことは、御家族の悲嘆はもとより、道政上計り知れない損失であり、返すがえすも痛惜にたえません。

ここに、木南貫一君の御功績を讃え、心から御冥福をお祈りし、追悼のことばといたします。

……第1号もくじ……

第4回定例道議会

概 要	1
本 会 議	3
決 議・意見書	44
請 願・陳 情	8

委 員 会 の 動 き

議会運営委員会	47
常 任 委 員 会	50
特 別 委 員 会	57
総合開発調査特別委員会	
石炭対策特別委員会	
北方領土対策特別委員会	
公害対策特別委員会	
苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査特別委員会	
予算特別委員会	

資 料

大臣・次官一覧	70
国会正副議長・委員長一覧	71
政党役員一覧	72
第4回定例道議会において議決を経た 条例の公布調	79
札幌市中央区北海道議会議員補欠選挙 結果	80

12 月 の メ モ

議 会 日 誌



▶12月

- 3日 総務委員会
- 4日 同
- 5日 文教林務、苫東調査特別各委員会
- 6日 総合開発調査特別、石炭対策特別各委員会
- 7日 各常任（文教林務を除く）委員会
- 8日 議会運営委員会
本会議（追悼演説、会期決定、常任・特別委員の選任、提案説明、継続審査議案可決、苫東調査終了）
- 11日 議会運営委員会
本会議（代表質問（2人））
- 12日 議会運営委員会
本会議（代表質問（1人）、一般質問（4人））
- 13日 議会運営委員会
予算特別、決算特別各委員会（正副委員長互選）

本会議（追加提案説明、一般質問（4人）、
予算・決算特別委設置）

- 14日 } 予算特別委員会（各部所管審議）
- 15日 }
- 17日 }
- 18日 厚生、商工労働、農務、農地開発、水産各委員会
予算特別委員会（各部所管審議）
- 19日 議会運営、総務、建設、文教林務、総合開発調査特別、石炭対策特別、北方領土対策特別、公害対策特別、決算特別各委員会
予算特別委員会（総括質疑、意見調整）
本会議（会期延長）
- 20日 議会運営委員会
本会議（各委員長報告、議案等可決、決議案第1号ないし第2号可決、第3号否決、意見案第1号ないし第3号可決、閉会）

第4回定例道議会

苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査終了

▶物価安定並びに社会福祉の充実について論議◀

概 要

- ① 石油危機に伴う物不足、エネルギー問題など、山積する重要問題を審議する第4回定例道議会は、12月8日招集され、開会冒頭、12月2日執行の札幌市中央区道議補選により当選された松尾静江、湯本芳志両議員を紹介の後、補欠議員の議席の指定及び一部変更を行ない、ついで、10月26日逝去された木南貫一議員（札幌市選出）に対する追悼演説及び黙禱が行なわれた後、会期を12月19日までの12日間に決定。次に、常任委員の所属変更並びに補欠議員の常任委員の選任及び特別委員の補欠選任を行なった後、昭和48年度補正予算をはじめこれに関連する議案等28件が上程され、知事から提案説明。次に、前会から継続審査の道自然環境等保全条例案及び道市町村基金条例の一部改正案を委員長報告（前者に2項目の附帯意見）のとおり原案可決の後、苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件について同調査特別委員長報告（4項目の意見）があつて調査終了を決定し、議案調査のため12月10日1日間休会した。
- ② 休会あけの12月11日から代表質問、翌12日から、一般質問に入り、翌13日には、特別職報酬改正及び期末手当の特別条例案等4件について知事から追加提案説明の後、一般質問を続行、同日、質問を終結して、21人からなる予算特別委員会及び27人からなる決算特別委員会を設置のうえ、議案の各委員会付託を行ない、各委員会議案審査のため12月14日から18日まで5日間休会した。
- ③ 代表質問及び一般質問において論議された問題は、石油危機の影響とその対策、本道経済の見通しと予算編成方針、3期計画の見通しと開発予算の確保、生活必需物資と農林漁業資材の確保、石炭鉱業の安定策並びに原子力発電所の建設及び地熱開発等エネルギー供給対策、生鮮食料品の輸送確保・公共料金のすえ置き、便乗値上げの抑制など物価問題、中小企業対策、身障者・難病・母子対策などの福祉対策、都市問題、特殊教育・私立高校の振興・社会教育の充実など教育問題、寒農法の制定などの農業問題、自治体病院対策と基地問題、交通安全と貨物停滞の及ぼす影響、幼児教育の一元化と医師不足対策、苫東基地及び石狩湾新港の建設計画などが主に取りあげられた。
- ④ 予算特別委員会は、12月13日正副委員長の互選を行ない、翌14日から昭和48年度補正予算等に対する各部審議に入り、19日に至り知事に対する総括質疑を行ない、同日、意見調整に入ったが、意見の一致をみるに至らず、社会党から、補正予算に関する自衛隊員募集費削減の修正案が提出されたが、採決の結果、これを否決し、原案をいずれも可決と決定した。
- ⑤ 本会議再開日の12月19日は、予算特別委員会の審議は終了したものの、生活環境等特別委員会の新設問題をめぐり、委員構成などで与野党の意見が一致せず、深更に至るまで折衝が行なわれたが難航をきわめ、同日深更再開された本会議で会期を20日まで1日間延長した。
- ⑥ 会期最終日の12月20日は、前日に引き続き新設特別委員会の取扱いについて与野党の折衝を重ねた結果、生活環境等特別委員会の設置については白紙にかえし、総務・商工労働委員会連合審査会において物価問題に対処することで意見が一致し、同日夕刻本会議を開き、まず、昭和48年度補正予算等に対する予算特別委員長報告の後、社会党提出の修正案について趣旨説明を省略、討論、採決の結果、これを否決、知事提案をいずれも原案可決又は承認議決。次に、各常任委員会付託案件について各委員長報告のとおりいずれも原案可決。ついで、「田中内閣の総辞職を求める決議案」について提案説明、討論、採決の結果これを否決の後、「日本・中国共同声明に基づく実務協定の早期締結に関する決議案」及び

「社会福祉の充実にに関する決議案」を可決。次に、「失業対策事業就労者の賃金増額に関する要望意見案」ほか2意見案を可決。引き続き、請願・陳情審査の件を委員長報告のとおり採択と決定の後、各会計決算について継続審査並びに閉会申請願・陳情継続審査及び事務調査の件を決定して、今期定例会に付議された案件は報告第3号を除きすべて議了。議長からの閉会のあいさつがあって、開会以来13日目の12月20日閉会した。

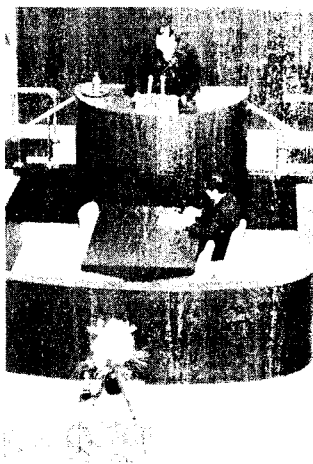
⑦ 提出案件の処理状況は、次のとおりである。

提出者	提出件数	議 決 の 状 況					計
		原案可決	否 決	承認議決	閉 会 中 継 続 審 査	報告のみ	
知 事	37	32	—	1	1	5	39
議 員	6	5	1	—	—	—	6
計	43	37	1	1	1	5	45

注 提出件数と議決件数が符合しないのは、閉会中継続審査案件2件があったためである。

本 会 議

○12月8日(土) 午後1時3分、高橋賢一議長、昭和49年度第4回定例会の開会を宣し、引き続き開議、議長からさる12月2日執行の札幌市中央区補欠選挙により当選された松尾静江議員(自民)及び湯本芳志議員(社会)を紹介の後、日程第1補欠議員の議席の指定並びに議席の一部変更の件を議題とし、配付の議席表のとおり議席の指定並びに一部変更を決定。次に、日程第2会議録署名議員の指定を行ない、諸般の報告の後、議長から元道議会議員朝倉義衛氏の逝去(11月20日)について弔辞を贈り、哀悼の意を表した旨並びに木南貫一議員(共産)が、さる10月26日病気のため急逝された旨の報告があり、岩田徳治議員(自民)から追悼演説が行なわれ、ついで、全員起立のうえ1分間の黙禱を行なった。



追悼演説

次に、日程第3会期決定の件を議題とし、今期定例会の会期を12月8日から19日までの12日間と決定し、議事進行の都合により午後1時15分休憩、午後3時38分再開。諸般の報告の後、

日程に追加し、常任委員の所属変更の件を議題とし、異議なく竹内重雄商工労働委員(社会)を農務委員に所属変更することに決定。

次に、日程に追加し、補欠議員の常任委員選任の件を議題とし、異議なく松尾静江議員(自民)及び湯本芳志議員(社会)をそれぞれ商工労働委員に指名選任。

次に、日程に追加し、北方領土対策特別委員の補欠選任の件を議題とし、異議なく湯本芳志議員(社会)を北方領土対策特別委員に指名選任。

ついで、日程に追加し、議案第1号ないし第26号、報告第1号及び第3号を議題とし、知事から提案説明。

次に、日程に追加し、前会より継続審査の議案第8号及び第12号を議題とし、西尾六七総務委員長(自民)から委員会における審査の経過と結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり原案可決。

ついで、日程に追加し、苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、麻里悌三苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査特別委員長(自民)から委員会における審査の経過と結果について報告の後、知事から、委員長報告に関し発言があり、異議なく委員長報告をもって調査終了と決定。

ついで、議案調査のための休会についてはかり、異議

第4回定例道議会において知事から提出のあった案件

議 案

提出月日	番号	件 名	議決月日	議事結果
12. 8	1	昭和48年度北海道一般会計補正予算(第7号)	12. 20	原案可決
同	2	昭和48年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計補正予算(第3号)	同	同
同	3	昭和48年度北海道母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	同	同
同	4	昭和48年度北海道寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	同	同
同	5	昭和48年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	同	同
同	6	昭和48年度北海道病院事業会計補正予算(第3号)	同	同
同	7	昭和48年度北海道有林野事業会計補正予算(第4号)	同	同
同	8	昭和48年度北海道北広島団地開発事業会計補正予算(第2号)	同	同
同	9	昭和48年度北海道電気事業会計補正予算(第2号)	同	同
同	10	昭和48年度北海道工業用水道事業会計補正予算(第2号)	同	同
同	11	昭和48年度北海道有料道路事業会計補正予算(第2号)	同	同
同	12	北海道立農業大学校条例案	同	同
同	13	北海道畜産経営特別資金融通助成事業基金条例案	同	同

なく12月10日1日間休会（9日は自然休会）、11日再開することを決定して、午後4時40分散会。

知事説明要旨

ただいま議題となりました昭和48年度補正予算案並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

まず、議案第1号ないし第11号の補正予算案につきましては、事業の確定に伴う経費、義務的経費のほか、当面措置を要する経費について所要の補正をすることとした次第でありまして、

その予算の総額は、
一般会計において 28億5,200万円
を追加する一方、
特別会計において 1億6,400万円
を減額することとし、
合 計 26億8,700万円
となるのであります。

一般会計のうち、歳出の主なものといたしましては、
公的病院の健全な経営に資するため、

公的病院運営事業費補助金 3,400万円を、
炭鉱閉山地区における中小商工業者に対する融資の拡充を図るため、

閉山地区中小商工業者融資資金貸付金 1億3,000万円を、
最近における配合飼料価格の高騰に対処し、低利資金の

融通を図るため、新たに基金を設けることとし、
畜産経営特別資金融通助成事業費

1億 200万円を、
鉱山の閉山に伴う鉱害防止の万全を期するため、
幌別鉱山鉱害防止事業費補助金 700万円を、
歳末警戒及び重要事件の捜査に要する経費として、
重要事件捜査費 700万円
歳末警戒取締費 400万円

を計上するとともに、

昭和47年度決算の確定などに伴い、
財政調整基金積立金 20億7,300万円
を計上したほか、義務的経費として、
措置費、扶助費 7億5,100万円
自動車取得税交付金 5億1,700万円
土地開発基金繰出金 9,000万円
軽油引取税指定市交付金 6,900万円
ゴルフ場所在市町村交付金 1,300万円

を計上いたしました。

次に、事業の確定などに伴い、

米生産調整推進事業費 9,000万円
一般失業対策事業費 4,400万円
農産物放射線照射利用実験事業費補助金 2,100万円
精神薄弱者福祉施設整備費 1,400万円
定期航海費 900万円

提出月日	番号	件 名	議決月日	議事結果
12. 8	14	北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案	12. 20	原案可決
同	15	北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	同	同
同	16	北海道恩給条例等の一部を改正する条例案	同	同
同	17	北海道保母修学資金貸付条例の一部を改正する条例案	同	同
同	18	北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案	同	同
同	19	北海道立診療所条例の一部を改正する条例案	同	同
同	20	北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案	同	同
同	21	北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案	同	同
同	22	北海道地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	同	同
同	23	石狩東部広域水道企業団の設立に関する件	同	同
同	24	損害賠償の額の決定に関する件	同	同
同	25	北海道道の路線の認定、廃止及び変更に関する件	同	同
同	26	河川法に基づく1級河川の指定等についての意見に関する件	同	同
12. 13	27	昭和48年度北海道一般会計補正予算（第8号）	同	同

保育所等整備費補助金	800万円
漁港関連道整備事業費	600万円
第29回国民体育大会冬季大会スケート競技会開催費補助金	600万円
をそれぞれ追加計上するとともに、	
都市計画街路事業費	8,500万円
橋りょう架換費	6,900万円
てん菜共同育苗施設費補助金	4,000万円
流通乾草生産施設導入事業費	3,900万円
てん菜大規模集産地機械購入費補助金	2,700万円
市町村道緊急整備促進費	1,700万円

をそれぞれ減額いたしました。

また、災害復旧関係経費として、	
耕地災害復旧事業費	3億2,100万円
国直轄災害復旧事業費負担金	1億9,500万円
緊急砂防工事費	2,000万円
をそれぞれ追加計上するとともに、	
土木災害復旧事業費	7億9,000万円
災害関連事業費	7,000万円

を減額いたしました。

これらに見合う歳入の主なものといたしましては、

道 税	33億5,600万円
国庫支出金	3億6,800万円

財 産 収 入	2億1,200万円
繰 越 金	33億4,700万円
を追加計上いたしますとともに、	
道債につきましては、これまでの実績などにかんがみ、	
	40億7,400万円

を減額いたしました次第であります。

次に、その他の案件の主なものにつきましては、

議案第12号北海道立農業大学校条例案は、近代的農業経営を担うのにふさわしい人材の育成に資するよう、新たに本別町に道立農業大学校を設置しようとするものであり、

議案第13号北海道畜産経営特別資金融通助成事業基金条例案は、配合飼料価格の高騰が畜産物の生産及び消費に及ぼす影響の緩和に資するよう、基金を設置しようとするものであり、

議案第18号北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案は、新たに紋別市に道立紋別高等看護学院を設置しようとするものであり、

議案第19号北海道立診療所条例の一部を改正する条例案は、礼文町立香深診療所を道へ移管しようとするものであり、

議案第19号北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案は、新たに北海道札幌手稲商業学校、北海道高等盲学校及び網走養護学校を設置するとともに、札幌盲学校の位置を変更しようとするものであり、

提出月日	番号	件 名	議決月日	議事結果
12.13	28	昭和48年度北海道電気事業会計補正予算（第3号）	12.20	原案可決
同	29	北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案	同	同
同	30	昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例案	同	同

報 告

提出月日	番号	件 名	議決月日	議事結果
12.8	1	専決処分報告につき承認を求める件（昭和48年度北海道補正予算、11月5日専決処分）	12.20	承認議決
同	2	昭和48年度北海道地方競馬特別会計に係る弾力条項の適用報告の件		報告のみ
同	3	昭和47年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件	12.20	継続審査
同	4	昭和47年度北海道市町村振興基金の運用に関する件		報告のみ
同	5	昭和47年度北海道土地開発基金の運用に関する件		同
同	6	専決処分報告の件（市の廃置分合に伴う関係条例の整備に関する条例、12月1日専決処分）		同
同	7	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定、11月19日1件、11月26日2件、11月27日1件、12月1日3件、12月4日1件専決処分）		同

議案第23号石狩東部広域水道企業団の設立に関する件は、石狩東部広域水道企業団を設立するための規約について、江別市、千歳市及び広島町と協議しようとするものであり、

議案第25号北海道道の路線の認定、廃止及び変更に関する件は、市町村道のうち必要と認める道路を道道に認定し、これにより重複することとなる従来の路線及び認定基準に適合しなくなった従来の路線を廃止し、並びに道道の路線を変更するために、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第26号河川法に基づく1級河川の指定等についての意見に関する件は、河川法第4条第4項の規定により、1級河川の指定又は変更に関し知事が意見を述べるについて、議決を得ようとするものであります。

次に、報告第3号昭和47年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件についてであります、

まず、一般会計におきましては、

歳入決算額 4,790億2,800万円

歳出決算額 4,750億6,500万円

で、差 引 39億6,300万円

となりましたが、このうち、繰越し事業財源に

1億8,200万円

を充当いたしましたので、

差 引 37億8,100万円

を翌年度へ繰り越すこととしたのであります。

次に、特別会計におきましては、

歳入決算額 216億7,800万円

歳出決算額

213億7,700万円

で、差 引

3億 100万円

の剰余金を生じたので、一般会計同様、翌年度へ繰り越すこととしたのであります。

以上、今回提案いたしました案件の主なものについて、その大要を御説明申し上げた次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

総務委員長報告

私は、前定例会より継続審査中の議案第8号及び第12号の2件につきまして、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第8号北海道自然環境等保全条例案は、自然環境等の保全の必要性が一層高まってきている現状に堪え、道自然環境保全地域等を指定し、当該地域における行為を規制するとともに、無秩序の開発の防止に資するよう特定の開発行為を規制することとするためのものでありまして、以下、その審査の概要を申し上げますと、

10月18日の委員会におきまして提案理由の説明を聴取し、その後、11月6日、7日及び12月4日の3日間にわたり、自然環境等保全の基本的問題、条文の解釈等に関し、慎重に審査を行なった次第であります。

以下、その主なる内容を申し上げますと、まず、

条例制定の基本的考え方、自然環境保全基本方針早期策定の有無、自然環境保全地域指定に伴う私有権の規制問

前会から継続審査中の案件

議 案

提出月日	番号	件 名	議決月日	議事結果
9.28	8	北海道自然環境等保全条例案	12.8	原案可決
同	12	北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例案	同	同

議員から提出のあった案件

決 議 案

提出月日	番号	件 名	提 出 者	議決月日	議事結果
12.19	1	日本、中国共同声明に基づく実務協定の早期締結に関する要望決議	合坪正三君ほか12人	12.20	原案可決
同	2	社会福祉の充実に関する決議	佐々木豊君ほか12人	同	同
同	3	田中内閣の総辞職を求める決議	湯田倉治君ほか39人	同	否 決

題、第3期総合開発推進との関連、自然回復の考え方、大規模開発に対する条例適用の考え方、国の機関等の行為に対する規制の考え方、条例実施の場合における財政措置、執行体制並びに監視体制の充実強化、道民参加による計画の策定、特定開発行為に関し、規制と土地利用計画並びに猶予期間の関連、特定開発行為適用除外の考え方、自然環境保全の中止命令の考え方、記念樹木指定の基本的考え方、鳥獣保護対策、環境緑地保護地区と緑化推進地域との関連、自然環境保全審議会の委員任命のあり方、自然環境保全審議会と特定開発審査会との関連等に関しまして活発な質疑が交わされた次第であります。

しかして、質疑終結後、各派代表者間におきまして意見調整を図ってまいりました結果、昨日の委員会におきまして、全会一致、原案可決と決定した次第であります。

なお、本件につきましては、審査の経緯にかんがみ、次の意見、すなわち、

- 1 自然環境の適正な保全及び無秩序な開発の防止の緊急性にかんがみ、条例の万全な執行ができるようその体制の整備強化をはかるべきである。
- 2 条例施行前における無秩序な開発の防止をはかるため、すみやかに実態を把握するとともに、適切な指導を行なうべきである。

との付帯意見を付されたいとの動議が提出され、全会一致、これを決定した次第であります。

次に、議案第12号北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例案は、市町村振興に一層資するよう、北海道市町村振興基金の貸付けの対象範囲を拡大することとするためのものでありまして、10月18日提案理由の説明を聴取するとともに、同日並びに昨日の委員会におきまして、条例の一部改正についての基本的な考え方等について質疑が交わされた次第であります。

しかして、質疑終結後、昨日の委員会において各派代表

者間による意見の調整が行なわれた結果、その内容を適切なものと認め、全会一致、原案可決と決定いたしました次第であります。

なお、本件につきましては、その審議の過程におきまして、

新たに貸付け対象として取りあげようとしている公共的団体については、その範囲及び実施について厳正に対処すべきである。

との強い意見があった次第でございます。

以上、本委員会に付託されました議案審査の経過と結果を申しあげ、私の報告を終わります。

苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査特別委員長報告

私は、ただいま議題となりました苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件につきまして御報告申しあげます。

本委員会は、苫小牧東部工業基地土地取得問題について必要な調査を行なうため、さる3月16日の本会議において、地方自治法第100条第1項の権限を付与された特別委員会として設置されたものでありまして、委員会といたしましては、同日、正副委員長の互選を行なうとともに、運営方法などについて協議した結果、調査につきましては、資料及び記録の提出請求、書面審査、現地調査、執行機関に対する質疑、証人訊問などの方法により行なうこととし、直ちに、知事に対し資料の提出を求め、調査を開始したのでありますが、じ来、慎重な調査を尽くし、さる12月5日の委員会におきましていっさいの調査を終了し、結論を得た次第であります。

意見案

提出月日	番号	件名	提出者	議決月日	議事結果
12.19	1	失業対策事業就労者の賃金増額に関する要望意見書	合坪正三君ほか12人	12.20	原案可決
同	2	石油の安定供給に関する要望意見書	西尾六七君ほか101人	同	同
同	3	年始等における郵便集配業務の廃止に関する要望意見書	西尾六七君ほか13人	同	同

修正動議

提出月日	件名	提出者	議決月日	議事結果
12.19	議案第1号（昭和48年度北海道一般会計補正予算（第7号））に関する修正動議	鈴木誠二君ほか34人	12.20	否決

まず、調査結果について、総論から申し上げます。

苫小牧東部工業基地用地買収事業は、北海道第3期総合開発計画に基づく大規模工業用地を先行取得によって全体計画の遂行を確保し、進出企業に用地の安定提供を目的として、地方自治体たる道自らが買収に着手したものであり、全国では初めてのケースであります。

昭和44年12月以降同47年9月までに買収した総面積は、6,396ヘクタールに達し、目標面積8,888ヘクタールに対し72パーセントの実績を示しております。

これを買収先別にみると、農地等所有者から直接買収したものは3,866件、5,446ヘクタール、85パーセント、不動産業者から買収したものは246件、698ヘクタール、11パーセント、公有地の買収は2件、252ヘクタール、4パーセントに大別され、不動産業者から買収した経過と内容に最も多くの問題が指摘されております。

買収費は、当初、総額176億円を見積っていたのですが、昭和47年9月末で255億円にのぼり、しかも、未買収地約500ヘクタールの分を見込むとすれば330億円をこえるものと推定されるのであります。

道は、買収開始に当たり、基本方針として、不動産業者の暗躍を排除するために、開始以前からの所有のものを除き業者不介入の原則のもとに、所有者から直接買収する方針をとり、価格は地目別の基準価格を設定して価格の高騰を防ぐなどの事項を決めておりますが、しかし、この基本方針が守られたのはごく初期の段階であって、昭和45年中

期からはもろくも崩れさり、特定不動産業者の暗躍を許し、その行動には目にあまるものがあつたのであります。

また、基準価格は、現在まで2回改訂されておりますが、不動産業者の買いあさり、価格吊りあげのあとを追うかたちとなり、宅地あるいは宅地見込み地として観念的な見直し方法や補償費の上積み等によって、買収価格差の矛盾を糊塗する結果となっているのであります。

この用地買収事業は、買収件数4,114件、その面積6,396ヘクタールに及び、その内容は膨大かつ複雑な経過内容を伴っており、この事業を実施するに当たり、関係職員、特に第一線において個別に折衝の任に当たった現地職員の熱意となみなみならぬ労苦は、大きく評価されるところであります。

しかしながら、本局幹部を中心とする不適正な指導と処理によって、特定不動産業者との癒着にも疑惑がもたれ、道政の公正なる執行を確保するため、さる3月、第1回定例道議会において本委員会が設置されて以来、実質176回の調査の結果、その取扱いにずさんな点が多く、数々の指摘を受け、道政に汚点を残す結果となったことはきわめて遺憾なことであります。

以下、本委員会が調査した事実と解明点について、具体的に申し上げます。

まず、株式会社日本企業ドックにかかわる事項について申し上げます。

株式会社日本企業ドックからは、昭和46年11月2日以降

請 願 ・ 陳 情

①第4回定例道議会において、各常任・特別委員会に付託された請願・陳情は、次のとおりである。

請 願

文書表 番 号	件 名	請 願 者	付託委員会	審 査 の 果 結
277	灯油の安定価格と安定供給確保の件	三笠市物価問題懇談会 会長 山崎博	総 務	採 択
278	北海道ガス料金値上げ反対に関する件	新日本婦人の会札幌支部 代表 船山しん	同	同
279	年始等における郵便集配業務廃止の件	全通信労働組合北海道地方本部 執行委員長 小納谷幸一郎	同	同
280	公衆浴場の運営に対する助成の件	雨竜郡妹背牛町1区 大黒湯店主 高木忍	厚 生	継続審査
281	非常勤講師の待遇改善の件	札幌講師懇談会 代表 神谷敏成ほか1人	文教林務	同
282	北海道ガス、プロパンガスの値上げ反対の件	新日本婦人の会北海道本部 会長 市原富美	総 務	採 択
283	信号機設置の件	古平町を明かるくする会 代表 橋場静雄	同	継続審査
284	道内各産業労働者の健康及び労働実態調査費用の予算化の件	北海道職業病対策連絡協議会 会長 横山正男	商工労働	同

47年7月29日に至る間、北海道土地株式会社分を含め、7回にわたって132ヘクタールの用地を買収しておりますが、その経過と内容を調査するに、多くの疑惑と問題点が指摘されたところであります。

すなわち、その第1点といたしましては、所有権未確認の買収予約については、昭和45年10月道に対して用地売込みの意向表明に始まり、同年12月5日売買予約の覚え書を締結しておりますが、その面積は110ヘクタールに及んでおります。しかしながら、その時点で株式会社日本企業ドックの所有地であるものはわずか24ヘクタールに過ぎず、当時道は業者からの買収は極力差し控える方針をとっていたにもかかわらず、株式会社日本企業ドックが委任状、権利書等を提示したゆえをもって交渉に応じたといっておりますが、これはきわめて事務的見解に過ぎず、地域内の不動産業者暗躍の実態を知り得た当時の状況から、簡単に信ずべきでなく、更に十分な検討をなすべきでありましたが、それは全くなされてないのであります。また、企業ドック分の買収業務いっさいは現地事情に暗い本局扱いとした理由も稀薄であり、むしろ直接所有者から買収すべきであったものを安易に一括同意を与えたことは不可解といわざるを得ないのであります。

第2点といたしましては、買収価格の不適正については、45年12月5日締結した覚え書によれば、買収価格の決定をみずに買収の意思表示を行ない、基地内価格実績の最高価格を反映する等の条項がみられ、後日この表現を修正して

いるとはいえ、これが株式会社日本企業ドックに乗ぜられる端緒になり、道として不見識な内容であります。また、買収した実際の価格は、当時他の買収事例に比較するに相当な高価であることが多くの資料から証明されているところであります。

また、買収価格決定に当たり、株式会社日本企業ドックが取得したときの価格に対して賠償金、手数料、公租公課、金利、損失金を上積みをし、更に1億5,800万円をこえる金額を加算しているが、そのうち特に指摘されるものに次のものがあります。

まず、賠償金8,200万円については、株式会社日本企業ドックがすでに他へ分譲済みの土地を買い戻すための経費と説明しておりますが、その事実はなく、上積みの際確認の手段もとらなかったことが明らかとなり、また、損失金として4,270万円も算入されておりますが、業者間の税対策上の経理金額をそのまま受け入れているなど、会社側の申立てを十分な調査もせず、このような措置をした事実は大きな失態であります。

また、道が提出した資料によると、株式会社日本企業ドックより買収した用地は、北海道土地株式会社へ売却させた分を含めて面積132ヘクタール、総額8億9,300万円をこえるに至っております。取得価格との差額、すなわち、荒利益とみられるものは3億6,700万円にのぼっております。もちろん、荒利益中には取得経費、公租公課、金利、手数料、企業経費等が含まれるのは当然であるとしても、

文書表 番 号	件 名	請 願 者	付託委員会	審 査 の 果 実
285	公共下水道施設完備の件	下水道の完備を進める会 鈴木武雄	建 設	継続審査
286	私学の父母負担を軽くし教育条件等をよくする件	全道労協議長 片平久雄ほか2人	文教林務	同
287	国土開発幹線自動車道路江別市通過ルート(南北線)の路線変更の件	江別市東大麻自治会 尾崎寿雄	建 設	同
288	公共料金の値上げ阻止等に関する件	北海道消費者団体連絡会 事務局長 三宅安雄	総 務	同
289	農業生産資材の確保と値上げ防止の件	全日本農民組合上川地区協議会 議長 高橋俊雄	農 務	同
290	二段米価反対、休耕田復元への援助の件	同	同	同
291	道内難病患者団体の運営と事業に対する道費補助の件	北海道難病団体連絡協議会 代表 伊藤建雄	厚 生	同
292	あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の無資格者対策の件	北海道鍼灸按摩師連合会 会長 中沢清	同	同
293	工場の汚水排水によるこんぶ、うに等の被害対策の件	稚内漁業協同組合長職務執行者 副組合長理事 沖野政雄	水 産	同
294	食糧政策の確立に関する件	全北海道農民連盟 書記長 黄木弘	農 務	同
295	食糧生産確保の緊急措置に関する件	同	同	同
296	北海道盲人福祉センター設置の件	北海道盲人福祉連合会 会長 鈴萩一郎	厚 生	同

価格交渉と決定方法が適正を欠き、その結果、不当な利益を与えたことを証明しているのです。

第3点としましては、協定条項違約の黙認については、昭和45年12月5日締結の覚え書以降数回にわたって、基地内及び周辺での資本投下並びに売買行為を行わない旨の取決めをしていながら、道はこの条項の履行を主張せず、しかもその実態を容易に知りうるにもかかわらず、以後数回の買収を行なっているものでありまして、このことは、道自身が協約等の条項を厳守させる姿勢がなかったことを物語っており、まことに遺憾といわざるを得ないのであります。

第4点としまして、融資協力の約定等については、株式会社日本企業ドックとの間に締結された覚え書など9件のうち、45年12月5日の樫原約定と更にこれをふえん明確化した45年12月18日の念書は、株式会社日本企業ドックに対し融資の方途をうるために道が協力する旨の内容がみられ、道は極力その実績のあったことを否定しておりますが、実績の有無にかかわらず、地方自治体の責任を問われる問題であって、理由のいかんを問わず締結すべきでないものであります。また、樫原約定の存在を否定し続け、具体的に証拠を持ち出されるに及んではじめてそれを認める態度は、調査委員会の審議に対する非協力ぶりを示したもので、しかもその後の答弁において私文書であると強弁するなど素直な姿勢といえず、この問題は特に責任を痛感

すべきであります。

また、不動産業者から買収した件数は24社、18個人に及んでおりますが、融資協力等の内容は株式会社日本企業ドック以外には全くみられないことから、株式会社日本企業ドックのみに対する特別の措置として疑惑がもたれるのであります。

第5点としまして、農地法違反については、株式会社日本企業ドックが取り扱った物件のうち、弁天地区の阿部清、大森常夫両氏の所有地については2件、19万1,236平方メートルの農地法第3条及び第73条違反の事実が明らかとなり、道警の手によって送検されておりますが、当初所有者と直接買収交渉をした際の評価調査には農地として算定している経過からみてもずさんな取扱いであり、道自ら違反行為を指摘されたことは、本来、指導監督の立場にあるものの行為としてきわめて遺憾なことであります。

第6点といたしまして、確認書の信ぴょう性については、47年9月2日付けの確認書が締結されておりますが、その内容は、すでに買収済みである物件をさも未買収地かのごとく記載しているのは理解に苦しむものであり、その意図を疑うものであります。

第7点としまして、協定書の整備については、46年2月19日締結の協定書は、昭和47年12月末まで4回にわたって買収するものとして金額も明示されておりますが、本協定書は、地方自治法第214条の趣旨に基づき所要の整理が行

文書表 番 号	件 名	請 願 者	付託委員会	審 査 の 結 果
297	工場の汚水排水によるこんぶ、うに等の被害対策の件	稚内漁業協同組合長職務執行者 副組合長理事 沖野政雄	公害対策 特 別	継続審査
298	年始等における郵便集配業務廃止の件	全日本郵政労働組合北海道地方本部 執行委員長 中野武	総 務	同

陳 情

文書表 番 号	件 名	陳 情 者	付託委員会	審 査 の 結 果
93	勸奨退職者に対する優遇措置の件	北海道小学校長会 会長 白石信義ほか3人	文教林務	継続審査
94	北海道野幌高等学校校舎新設の件	江別地区道立高校新設期成会長 泉重陽ほか1人	同	同
95	出張車検日程増加の件	小樽自動車協会 理事長 滝野吉雄	総 務	同
96	神恵内地区における海岸道路の早期開通の件（ほか1件）	神恵内村大字珊内村 川白部落会長 三沢 正	同	同

②継続審査中のものであって、今期定例会において採否等の決定があったもの。

請 願

文書表 番 号	件 名	付託委員会	審査の結果
224	「筑波大学法」案反対決議の件	総 務	議決不要

ななわれていなかったことは遺憾であります。

第8点としまして、供応等の有無については、道と株式会社日本企業ドックとの交渉経過や幾多の疑惑がもたれる買収の実態をみるときに、幹部職員と飲食をともにした事実がなかったかの疑問がもたれております。

道及び高山証人はいっさいこれを否定しておりますが、当委員会調査のなかでは確証をうるに至らなかったのです。

以上の事項に関することをまとめとして申し上げます。

株式会社日本企業ドックと買収に当たった道との関係については、その間に他にみられない特殊な事情が介在してなかったか、何らかの癒着状態があつたのではないかの解明は、本委員会設置に当たっての重要な目的の一つでありまして、調査の進展によって具体的内容が掘り下げられ、大きな問題として8項目にのぼる幾つかの疑惑や不適正な処理方法が指摘されたことは、この種問題としてきわめて遺憾なことであります。

それならば、なぜこうなったかを本委員会は厳正に、しかも客観的に究明しなければならない立場にありますが、審議の結論としては、特殊な事情の介在についてはついに立証することができなかった次第であります。

道側が用地取得を至上命令と思い込み、その目的達成の

熱意のあまり平常は当然配慮すべきである地方自治体行政庁としての責任とその手続を欠き、又は逸脱したと解するにしても、他の被買収者に対する姿勢、買収価格や手続の面とは著しく異なるものがあり、素直にその弁明を認めるわけにはいかないのです。

高山証言によれば、企業経営の責任者としては、企業並びに投資家のために最大限の努力をすべきであると述べ、また、事実と異なる資料を使用したことを認めておりますが、道民に対して大きな責任を負う道側が何ら具体的な調査もせず対応した態度は、全く弁解の余地は認められないものであります。

次に、苫小牧東部開発株式会社出資関係会社の土地取得について申し上げます。

まず、北海道木材専販株式会社関係については、株式会社岩倉組と安宅産業株式会社の合弁会社であります。基地内において124ヘクタールの用地を取得、保有しております。

ついで、丸紅株式会社関係については、丸紅株式会社自体では用地を保有していないが、これと強い結びつきがあると推定される三国興産は10ヘクタール、北海道総合企画株式会社は14ヘクタール、白熊総業株式会社は104ヘクタールの用地をそれぞれ取得、保有しているのです。

文書表番号	件名	付託委員会	審査の結果
225	国立旭川医科大学の分離審議、早期開設に関する件	総務	議決不要
263	灯油の安定価格と安定供給確保の件	同	採択
251	重度身体障害者自立のため融資制度改善の件	厚生	同
260	石狩東部広域水道に対する道の積極的参加に関する件	同	同
237	失対事業に働く労働者の賃金再改定の件	商工労働	同
275	日本中国共同声明に基づく実務協定早期締結に関する要望決議の件	同	同
5	消費者米価の物統令適用除外と米の買入れ制限反対、生産調整奨励金道費上積みと生産調整政策転換要求の件	農務	取下げ
274	加工向乳価の上積み保障と配合飼料価格引下げの件	同	採択
146	国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法にかかわる条例の施行にともなう協定書に即した行政通達の件	文教林務	議決不要

陳情

文書表番号	件名	付託委員会	審査の結果
72	水質汚濁防止法に基づく工場廃水基準の強化と取締りの徹底並びに汚水公害によるこんぶ、ういの被害補償に関する件	水産	取下げ
34	道立高等学校（全日制普通科）新設の件	文教林務	議決不要

いずれの会社も基地内の用地造成、分譲を目的としている
苫小牧東部開発株式会社の出資者である株式会社岩倉組、
安宅産業株式会社、丸紅株式会社と関係がありまして、こ
の種の行為をとることは好ましからぬことであり、当初は
道の用地取得に協力するためであったとその意図を説明し
ておりましたが、現在、道の見解によれば、これら未買収
地は強制収用による以外取得は困難であると答えている事
情からみても、一部商社が利益追求のためには手段を選ば
ぬやり方をしていたといわねばならないのであります。

昭和47年6月下旬、企業局幹部が丸紅株式会社と接触
し、土地状況の意見交換並びに買収取りまとめを依頼した
とみられ、道は依頼していないと主張していますが、北海
道木材専販株式会社に対しても同様趣旨の接触があったと
考えられるのであります。また、これらの業者が買収に着
手したのは、その直後からでありまして、しかも、買収価
格の傾向をみると、いずれも相当高額を示し、地域全体の
価格吊りあげに大きな影響を与えていると判断され、道の
見通しの甘さと出資者に対する強い姿勢が欠けていたこと
が指摘されるのであります。

次に、北海道土地株式会社並びに北海道建物株式会社の
両社より買収した問題について申し上げます。

まず、北海道土地株式会社に対して一時的に確保を依頼
した件につきましては、日本企業ドックが道へ売渡し可能
であった用地64ヘクタールを、道は、46年2月26日と同年
3月16日の2回に分割して北海道土地株式会社に買い取ら
しめ、47年1月11日に至って同物件を一括して3億8,900

万円で道が買収しておりますが、その行為を通じて、道は
直接買収に比べて約4,100万円の高額買収をした結果とな
っております。

道は、当時直接買収を行なうことにより地価相場に及ぼ
す影響が懸念されたので、周辺の値上りによって均衡のと
れる時点まで確保する必要があったと答えておりますが、
同時点で買収された他の用地の価格実績に比べて、その見
解には了承できないものがあり、企業ドックから直接買収
の方法をとるべきであって、その判断の不合理性が指摘さ
れたところであります。

ついで、北海道建物株式会社に対して一時的に確保を依
頼した件につきましては、藤本国夫氏が道へ売渡し可能で
あった用地43ヘクタールを、道は45年12月26日に北海道建
物株式会社に買収を依頼し、46年11月8日に至って1億6,
680万円で道が買収しておりますが、この方法をとること
で、道は直接買収に比べて1,530万円高額買収をした結果
となっていて、その理由は、北海道土地株式会社と同様薄
弱であります。

次に、苫小牧市農業協同組合の農地買収について申しあ
げます。

苫小牧市農業協同組合は、46年12月28日組合員10名から
総面積174ヘクタールの土地を買収する契約を締結し、47
年3月にかけて所有権の移転登記を行なっており、しかも
代金の支払いは47年2月8日に完了しておりますが、常識
として事前にとらなければならない農地法第3条による申
請手続を行っていないことは、組合長ほか数名の理事が

③更に継続審査されるもの。

請 願

文書表番号	件 名	付託委員会
3	深川市に国立医科大学設置の件	総 務
4	道立婦人会館建設の件	同
7	釧路市に国立医科大学設置の件	同
39	登別市に警察署を設置の件	同
86	個人企業税制に関する件（ほか3件）	同
92	北海道母親連絡会の事務所設置の件	同
93	北海道平和婦人会の事務所設置の件	同
148	千歳市に国連大学設置の件	同
166	道道忠別、清水線大雪縦貫道路の建設中止の件	同
220	横断歩道設置の件	同
221	住民生活の安全確保に関する件	同
222	交通信号機設置の件	同

苫小牧市農業委員会の委員であることから、きわめて適正を欠くといわねばならないのであります。そこで、これらの違反事実を是正するため47年10月13日に至って申請のしる手続をとり、苫小牧市農業委員会の議を経て、10月26日道知事の許可を受けているのであります。

しかしながら、農業協同組合が所有しなければならぬ理由として、昭和50年までの計画をもって採草放牧地の不足からこれを補うための方法であると述べておりますが、用地代金は坪当たり2,000円で総額10億6,600万円に達し、その金利並びに採草地収益等を勘案すれば、経済効果を常に念頭におくべき農業協同組合のあり方として不可能な土地買収と事業計画ということができるのであります。また、これを是認するがごとき道の態度も農業協同組合経営に対する指導性から承しがたいものがありますことと、昭和50年までの計画を認めるとすると苫小牧東部工業基地の着工年次計画との関連からも矛盾を生ずることになり、農地法違反をまぬがれるための手段が講ぜられたものと推定されるところであります。更に、道が農家より直接買収した価格と比べて格差を生ずるために、苫小牧市農業協同組合をして一時買収取得せしめるためかかる手段をとったものと推定されますが、これらは、すべて妥当性を欠いた措置であります。

次に、苫小牧市振興公社より買収した用地について申し上げます。

道は、昭和46年3月15日苫小牧市振興公社から251ヘク

タールの用地買収を行なっており、この土地は、市が所有する牧野であったものを牧野管理規程の適用からはずし、3月12日に振興公社に移管し、道に売却の道を開いたものであります。このような方法をとった理由は、地方自治法の制約から土地代金は本来公債として支払われ、直ちに苫小牧市の使用財源とならない事情にあり、このため、振興公社から買収の手続を経たことが明らかになっているのでありまして、更に所有権の登記によれば、市から道へ直接移転したことになるため、振興公社の法的所有確認手続が欠け、あわせて農地法上の申請を省略していることは不適當であると指摘されており、道は被害がないと主張し、そのことを認めようとしないのであります。法令の趣旨に即して触れるおそれのある問題を含んでおり、きわめて不適正な処理となっております。

次に、農地法違反について申し上げます。

道が買収した用地のうち、農地法に違反していた幾つかの事実が明らかにされましたが、その内容を区分するとおおむね次のとおりであります。

道が直接農家より買収する場合であっても、農地法第73条に規定する開拓農地については、統制期間内のもは農林大臣の許可手続を経なければならないのかかわらず、早来町金川幹司ほか2名に係る2万2,890平方メートルについてはその手続を怠っていること、また、現在は統制期間を過ぎているとはいえ、買収当時は違反となるのに、早来町加藤直一ほか11名で69万4,417平方メートルと報告さ

文書表番号	件名	付託委員会
223	騒音規制措置等の件	総務
235	選挙制度の改悪反対決議要請の件	同
252	個人事業税等の減免に関する件	同
261	ボウリング場娯楽施設利用税減免の件	同
268	大森、珊内区間の海岸道路工事早期完成の件	同
270	安心して魚をたべることができるようにするための緊急対策に関する件	同
12	65歳以上の老人医療無料化の件	厚生
31	いのちとくらしを守るための件	同
32	「子供の国」設置の件	同
79	生活保護世帯、低所得世帯に対する夏期手当、年末手当（見舞金）制度化の件	同
80	老令者に対する敬老金制度化の件	同
91	こどもの国設置に関する件	同
134	社会福祉施設等の充実の件	同
170	65歳以上の老人医療費無料化の件	同
171	敬老手当制度化の件	同

れていること、また、買収相手である不動産業者が農地法違反を犯していた物件を道がそのまま買収したため二重の違反となった例としては、苫小牧市弁天地区の大森常夫氏並びに阿部清氏に係る２件、19万1,236平方メートルがあり、これは日本企業ドックの手を経たものであること、前に申し述べたほかは未買収地ではありますが、不動産業者が取得するに当たって農地法違反を問われているものは、9法人、41個人、63万5,731平方メートルに及んでいること。以上の状況をみまするに、農地法遵守の指導機関である道自らが違反に該当し、7月23日、4名が送検されているがごときはまことに不祥事というほかはないのであります。

道は、買収着手当初より、農地面積の多いことを考慮して農地法の精通者を現地事務所配置していたにもかかわらず、かかる結果を招いたことは遺憾であって、今後あやまちを再び繰り返さぬよう厳に反省すべきであります。

以上、調査結果に基づく主要な指摘事項を集約して申しあげ、更に各事項に共通する問題をあげて明らかにいたしましたところでありますが、これらの実態をふまえ、改善又は留意すべき項目を各派間の意見一致によりまとめた次第であります。道政の基本的態度は、申しあげるまでもなく、公正・公正に行なわれることは当然でありまして、今後行政執行に当たってはこれが十分反映されるよう期待し、本委員会における調査の結論を申しあげます。

まず、基本方針についてであります。道が当初決めた

基本方針のあり方は適正なものと認められますが、まず、業者不介入についていえば、開発ブームによる全国的異常な土地値上りの波は本道においても例外ではなく、ましてや大面積を買収獲得するには相当の期間を必要とし、その間土地ブローカーの暗躍は当然予想されており、そのためにこそ業者不介入の原則をたてておりながら、権利書、委任状を持って現われた業者の交渉に応ずるなど、単に法律的にはかきがないことを理由として事実関係を確認せず、実質的にはブローカーの暗躍を助長する結果を招いてしまったのでありまして、ここに、土地売買の代理行為と称する落し穴がみられるのであります。また、業者から買収契約をした場合でも、登記関係の調査から道との契約数日前に業者が土地を入手しており、交渉時点では所有者でなかったと推定される例が多く、単なる法律上の手続に逃げ道を頼ったものとみられてもいたし方なく、業者不介入、直接買収についての強い姿勢がなかったことに悪質な業者がつけ入るすきが生じた一面があったと考えられ、深く反省しなければならぬのであります。

基準価格の設定も、その後の取扱いにつきましては、総論においても若干指摘しておきましたが、客観的説得力に乏しく、実例として、評価調査のなかには具体的根拠すら示されていないものがあり、価格決定がずさんであったかの証左となっているのであります。

次に、部局間の連携い不備についてであります。この用地買収に当たって道執行機関内相互の連携いがきわめて

文書表番号	件名	付託委員会
214	道立衛生学院の修学資金制度の改善及び院外実習費保障の件	厚生
226	スモン病患者援護対策の件	同
227	厚生年金保険老令年金の制度改正に関する件	同
239	生活保護家庭の夏期生活資金（見舞金）支給の件	同
245	消費生活協同組合法改正に関する件	同
259	道立肢体不自由児療育センター設置の件	同
264	道立寿都病院改築の件	同
271	安心して魚をたべることができるようにするための緊急対策に関する件	同
73	中高年令求職者の救済事業実施の件	商工労働
98	建設労働者に対する生活保障の件	同
165	失業保険制度改善要望の件	同
236	失対事業に働く労働者の生活確保の件	同
272	安心して魚をたべることができるようにするための緊急対策に関する件	同
180	大型店舗誘致反対の件	建設
193	水産加工場の排水汚水対策の件	同

不十分であったことがうかがわれ、農地法違反等のごとく当然協議のうえ適切な処置を要する問題が処理後に発見されるなどの不手際が目だっており、今後十分意を用うべきであります。

次に、内部けん制についてであります。企業局本局取扱いとした買収事案に最も不適正な問題が多く見られますが、公営企業管理者、企業局次長が決定の中心であって、専行の弊害がみられるのであります。また、内部けん制制度が何ら作用していなかったのではないと思われるのでありまして、再検討のうえこのようなことがないよう万全を期すべきであります。

次に、今後の土地買収についてであります。調査の結果、多くの問題、指摘からみて、地方自治体である道が、今後、大規模工業団地の買収を行なうことは適当でないと考えられるのであります。

なお、未買収地の整理については、すみやかに適切な処置をすべきであります。

以上、本委員会の調査結果について御報告申しあげた次第であります。次に、本委員会の調査経過につきまして御報告いたします。

本委員会は、設置されて以来、委員会開催日数63日、資料及び記録の調査に要した日数111日、現地調査は1回で2日間・14カ所、提出を求めた資料及び記録等は154件・489点、出頭を求めた証人は7人、証人取調は11月13日から27日までの間の8日間、証言を求めた事項は延べ83項目

に及び、慎重な調査が行なわれたのでありまして、その経過に関する詳細につきましては、お手もとに配付の報告書により御承知願いたいと存じます。

しかして、11月29日には知事に対する質疑を行ない、同日をもって証人喚問及び執行機関に対する質疑並びに資料・記録の調査を終結し、11月30日から12月4日まで各派代表者間におきまして調査結果に関する意見の調整を行ない、12月5日の委員会におきまして、全会一致、調査結果を決定いたしました次第であります。

以上、本委員会に付託されました案件の調査結果とその経過を申しあげた次第であります。この間、委員各位におかれては、きわめて長期間にわたり精力的かつ御熱心に調査に当たられましたし、特に、委員会運営に当たり適切な処置が講ぜられるよう御配慮いただいた副委員長はじめ各理事の御協力に対しましては、心から感謝申しあげております。

本日、ここに御報告申しあげることができましたことは、まことに御同慶にたえません。

以上をもちまして、私の報告を終わります。

報 告 書

本委員会に付託された苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件につき、その調査経過及び結果を別紙のとおり報告する。

文書表番号	件 名	付託委員会
194	水産加工廃水によるのり網被害対策の件	建 設
196	羊蹄山周遊サイクリングコース早期新設の件	同
197	国土開発幹線自動車道路の路線変更の件	同
206	幌別川砂利採取中止の件	同
228	石狩川札幌大橋架設等の件	同
229	真駒内団地五輪跡地に幼稚園、保育所用地確保の件	同
258	地すべり危険地域指定に関する件	同
267	歌島地区の護岸工事促進の件	同
52	土地改良事業再施行の件	農 地 開 発
76	道営かんがい排水整備事業取止めの件	同
77	開拓パイロット事業実施に伴う損失補償と再施行の件	同
78	草地造成事業の再施行の件	同
186	100トン以上大型いかつり漁船の操業縮小規制の件	水 産
195	水産加工廃水によるのり網被害対策の件	同
15	除草剤散布反対の件	文 教 林 務

昭和48年12月8日

苫小牧東部工業基地土地
取得に関する調査特別委員長
麻 里 悌 三

北海道議会議長 高橋 賢一殿
(別紙)

第1 委員会の調査結果

1 総 論

苫小牧東部工業基地用地買収事業は、北海道第3期総合開発計画に基づく大規模工業用地を先行取得によって全体計画の遂行を確保し、進出企業に用地の安定供給を目的として、地方自治体たる道自らが買収に着手したものであり、全国では初めてのケースである。昭和44年12月以降同47年9月までに、買収面積は6,396haに達し、目標面積8,888haに対し72%の実績を示している。

これを買収先別にみると、農地所有者から直接買収したものは3,866件、5,446ha(85%)、不動産業者から買収したものは246件、698ha(11%)、公有地の買収は2件、252ha(4%)に大別されるが、不動産業者から買収した経過と内容に最も多くの問題が指摘されている。

買収費は、当初、総額176億円を見積っていたが、

昭和47年9月末で255億円にのぼり、しかも、未買収地約500haの分を見込むとすれば330億円をこえるものと推定される。

道は、買収開始に当たり、基本方針として、不動産業者の暗躍を排除するために、開始以前からの所有のものを除き、業者不介入の原則をたてるとともに、所有者から直接買収する方針をとり、価格は地目別の基準価格を設定して価格の高騰を防ぐ等の事項を決めている。しかし、この基本方針が守られたのはごく初期の段階であって、昭和45年中期からはもろくも崩れさり、特定不動産業者の暗躍を許し、その行動は目にあまるものがあった。

基準価格は、現在まで2回改定されているが、不動産業者の買いあさり、地価つり上げのあとを追う形となり、宅地あるいは宅地見込み地として観念的な見直し方法や補償費の上積み等によって買収価格の矛盾を糊塗する結果となっている。

この用地買収事業は、買収件数4,114件、その面積6,396haに及び、その内容は膨大かつ複雑な経過内容を伴っており、この事業を実施するに当たり、関係職員、特に第一線において個別に折衝の任に当たった現地職員の熱意となみなみならぬ労苦は大きく評価されるところである。

しかしながら、本局幹部を中心とする不適正な指導

文書表番号	件 名	付託委員会
100	公立高校小学区制の回復、高校進学希望者の全員入学達成、高校増設、私学への大幅な公費助成、教育費父母負担軽減の件	文 教 林 務
103	高校入試3科目制反対の件	同
132	文化財保護の件	同
143	公立高校小学区制の回復、入試科目削減反対の件(ほか1件)	同
144	公立高校小学区制の回復、入試科目削減反対、帯広市に公立高校新設、私学への大幅な公費助成に関する件	同
145	学校法人旭川大学(大学、短大、高校、幼稚園)の存続再建のための特別助成及び融資の実現と同時に広く道内私学への大幅な公費助成の件	同
160	私立大学の設備費補助金増額の件	同
178	道立高等学校増設及び私立高等学校振興策の改善の件	同
255	小樽市における全日制公立高校普通科の増設、私学への大巾助成と小学区制復活の件	同
265	北海道長沼高等学校の間口増の件	同
266	北海道東川高等学校全日制への課程変更の件	同
269	道立工業高等学校に設備工業科新設の件	同
273	養護学校高等部の設立の件	同

と処理によって、特定不動産業者との癒着に疑惑がもたれ、道政の公正なる執行を確保するため、さる3月第1回定例道議会において本委員会が設置されて以来、実質176日間の調査の結果、その取扱いにさまざまな点が多く、数々の指摘を受け、道政に汚点を残す結果となったことはきわめて遺憾なことである。

以下、本委員会が調査した事実と解明点について、具体的に列記する。

2 調査した事実と解明点

(1) 株式会社日本企業ドックに係る事項

株式会社日本企業ドックからは、昭和46年11月2日以降47年7月29日に至る間、7回にわたって132ha（北海道土地株式会社分を含む。）の用地を買収しているが、その経過と内容を調査するに、多くの疑惑と問題点が指摘される。

ア 所有権未確認の買収予約

昭和45年10月、道に対して用地売込みの意向表明に始まり、同年12月5日売買予約の覚え書を締結しているが、その面積は110haに及んでいる。しかしながら、その時点で株式会社日本企業ドックの所有地であるものはわずか24haにすぎず、当時、道は業者からの買収は極力差しひかえる方針をとっていたにもかかわらず、株式会社日本企業ドックが委任状、権利書等を提示したゆえをもって交渉に応じたと言っているが、これはきわめて

事務的見解にすぎず、地域内の不動産業者暗躍の実態を知り得た当時の状況から簡単に信すべきでなく、更に十分な検討をなすべきであったが、それは全くなされていない。また、株式会社日本企業ドック分の買収業務いっさいは現地事情に暗い本局扱いとした理由も稀薄であり、むしろ直接所有者から買収すべきであったものを安易に一括同意を与えたことは不可解と言わざるを得ない。

イ 買収価格の不適正

(ア) 45年12月5日締結した覚え書によれば、買収価格の決定をみずに意思表示を行ない、基地内価格実績の最高価格を反映する等の条項が見られる。後日、この表現を修正しているとはいえ、これが株式会社日本企業ドックに乗ぜられる端緒となり、道として不見識な内容である。

(イ) また、買収した実際の価格は、当時、他の買収実例に比較するに、相当な高価であることが多くの資料から証明されている。

(ウ) 買収価格決定に当たり、株式会社日本企業ドックが取得したときの価格に対して、賠償金、手数料、公租公課、金利、損失金を上積みをし、更に1億5,800万円をこえる金額を加算している。

そのうち、特に指摘されるものに、次のものがある。

まず、賠償金8,320万円については、株式会

文書表番号	件名	付託委員会
136	新幹線札幌駅乗入促進の件	総合開発調査特別
248	夕張鉄道(株)運行路線にかかわる旅客列車存続確保に関する件	同
250	女満別空港整備の件	同
69	炭鉱離職者と家族、関連企業離職者救済事業実施の件	石炭対策特別
232	滝口炭鉱閉山に伴う産炭地域振興対策の件	同
233	炭鉱災害の絶滅及び労働者の生命と権利遵守の件	同
262	釧路地域に石炭専焼火力発電所建設の件	同
94	泊、共和地区に原子力発電所設置反対の件	公害対策特別
234	騒音規制措置等の件	同
276	安心して魚を食べることができるようにするための緊急対策に関する件	同

陳 情

文書表番号	件名	付託委員会
3	道立婦人会館建設の件	総務
42	北海道開拓の日制定の件	同

社日本企業ドックがすでに他へ分譲済みの土地を買い戻すための経費と説明しているが、その事実はなく、上積みの際確認の手段もとらなかったことが明らかとなり、また、損失金として4,270万円も算入されているが、業者間の税対策上の経理金額をそのまま受け入れている等、会社側の申立てを十分な調査もせず措置した事実は大きな失態である。

(イ) 道が提出した資料によると、株式会社日本企業ドックより買収した用地は、北海道土地株式会社へ売却させた分を含めて面積132ha、総額8億9,300円をこえるに至っているが、取得価格との差額、すなわち、荒利益とみられるものは3億6,700万円にのぼっている。

もちろん、荒利益中には、取得経費、公租公課、金利・手数料、企業経費が含まれるのは当然であるとしても、価格交渉と決定方法が適正を欠き、その結果、不当な利益を与えたことを証明している。

ウ 協定条項違反の黙認

45年12月5日締結の覚え書以降数回にわたって、基地内及び周辺での資本投下並びに売買行為を行わない旨の取決めをしながら、道は、この条項の履行を主張せず、しかもその実態を容易に知りうるにかかわらず、以後数回の買収を行

なっている。このことは、道自身が協約等の条項を厳守させる姿勢がなかったことを物語っており、まことに遺憾と言わざるを得ない。

エ 融資協力の約定等

(ア) 株式会社日本企業ドックとの間に締結された覚え書等9件のうち、45年12月5日の桧原約定と更にこれをふえん、明確化した45年12月18日の念書は、株式会社日本企業ドックに対し融資の方途を得るために道が協力する旨の内容がみられ、道は極力その実績のあったことを否定しているが、実績の有無にかかわらず、地方自治体の責任を問われる問題であって、理由のいかんを問わず、締結すべきでないものである。

(イ) また、桧原約定の存在を否定し続け、具体的に証拠の持ち出されるに及んで初めてそれを認める態度は、調査委員会の審議に対する非協力ぶりを示したもので、しかも、その後の答弁において私文書であると強弁する等は素直な姿勢とは言えず、この問題は特に責任を痛感すべきである。

(ウ) 不動産業者から買収した件数は24社、18個人に及んでいるが、融資協力等の内容は、株式会社日本企業ドック以外には全く見られないことから、株式会社日本企業ドックのみに対する特別の措置として疑惑がもたれる。

文書表番号	件名	付託委員会
56	札幌陸運事務所小樽出張所設置の件	総務
78	道民の日制定の件	同
92	大森、瑠内区間の海岸道路工事中止の件	同
7	長期入院患者への夏期生活保障金（見舞金）支給の件	厚生
18	長期入院患者への冬期生活保障金（見舞金）支給の件	同
28	南宗谷地域センター病院設置の件	同
29	稚内保健所支所設置の件	同
32	清掃施設整備に対する道費補助の件	同
43	長期入院患者への夏期生活保障金（見舞金）支給の件	同
44	枝幸町に地域センター病院設置の件	同
71	慢性疾患児に対する療育費給付拡充の件	同
76	生協の違法行為規制に関する件	同
90	道立看護婦養成施設設置の件	同
91	道立肢体不自由児養護施設設置の件	同
33	原子力発電所設置促進の件	商工労働

オ 農地法違反

株式会社日本企業ドックが取り扱った物件のうち、弁天地区の阿部清、大森常夫両氏の所有地については、2件、19万1,236㎡の農地法第3条及び第73条違反の事実が明らかとなり、道警の手によって送検されているが、当初、所有者と直接交渉をした際の評価調書には、農地として算定している経過からみてもずさんな取扱いである。

道自らが違反行為を指摘されたことは、本来、指導監督の立場にあるものの行為としてきわめて遺憾なことである。

カ 確認書の信ぴょう性

47年9月2日付けの確認書が締結されているが、その内容は、すでに買収済みである物件をさも未買収地かのごとく記載しているのは理解に苦しむものであり、その意図を疑うものである。

キ 協定書の整備

46年2月19日締結の協定書は、昭和47年12月末まで4回にわたって買収するものとして金額も記載されているが、本協定書は、地方自治法第214条の趣旨に基づき、所要の整理が行なわれていなかったことは遺憾である。

ク 供給等の有無について

道と株式会社日本企業ドックとの交渉経過や幾多の疑惑がもたれる買収の実態を見るときに、幹部職員と飲食をともにした事実がなかったかの疑

問がもたれている。道及び高山証人はいっさいこれを否定しているが、当委員会調査のなかでは確証を得るに至らなかった。

ケ むすび

株式会社日本企業ドックと買収に当たった道との関係については、その間に、他に見られない特殊な事情が介在していなかったか、何らかの癒着状態があったのではないかと の 解 明 は、本委員会設置に当たって重要な目的の一つであった。

調査の進展によって具体的内容が掘り下げられ、大きな問題として8項目にのぼる幾つかの疑惑や不適正な処理方法が指摘されたことは、この種の問題としてきわめて遺憾なことである。

それならば、なぜにこうなったかを本委員会は厳正にしかも客観的に究明しなければならない立場にあるが、審議の結論としては、特殊な事情の介在についてはついに立証することができなかった。

道側が用地買収を至上命令と思い込み、その目的達成の熱意のあまり、平常は当然配慮すべきである地方自治体行政庁としての責任とその手続を欠き、又は逸脱したと解するにしても、他の被買収者に対する姿勢、買収価格や手続の面とは著しく異なるものがあり、素直にその弁明を認めるわけにはいかない。

高山証言によれば、企業経営の責任者として

文書表番号	件名	付託委員会
62	公営独身寮建設の件	商工労働
63	道内中小企業向け持家制度の件	同
64	札幌市中央卸売市場東部市場開設の件	同
77	札幌交通センタービル（仮称）建設にともなうショッピング部門の併設計画の件	同
84	地熱基礎調査地域の拡大と関連継続調査実施の件	同
85	道東経済センター建設助成の件	同
86	北海道商工指導センター支所設置の件	同
87	北海道立釧路専修職業訓練校に溶接科増設の件	同
38	農地買収処分調査の件	農務
74	農協の違法行為の規制に関する件	同
26	ボーリング場建設に伴う公害排除の件	建設
60	国土開発幹線自動車道（北海道縦貫道）建設促進の件	同
61	北海道縦貫自動車道路札幌岩見沢路線建設促進の件	同
67	真駒内オリンピック選手村跡地に近隣運動公園設置の件	同

は、企業並びに投資家のため最大限の努力をすべきであると述べ、また、事実と異なる資料を使用したことを認めているが、道民に対して大きな責任を負う道側が何ら具体的な調査もせず対応した態度は、全く弁解の余地は認められないものである。

(2) 苫小牧東部開発株式会社出資関係会社の土地取得について

ア 北海道木材専販株式会社関係

北海道木材専販株式会社は、株式会社岩倉組と安宅産業株式会社の合弁会社であるが、基地内において124haの用地を取得・保有している。

イ 丸紅株式会社関係

丸紅株式会社自体では保有していないが、これと強い結びつきがあると推定される三国興産株式会社は10ha、北海道総合企画株式会社は14ha、白熊総業株式会社は104haの用地をそれぞれ取得・保有している。

株式会社岩倉組、安宅産業株式会社、丸紅株式会社の3社は、基地内の用地造成・分譲を目的としている苫小牧東部開発株式会社の出資者であって、基地内においてこの種の行為をとることは好ましくありませんことであり、当初は、道の用地取得に協力するためであったとその意図を説明していたが、現在、道の見解によれば、これら未買収地は強制収用による以外取得は困難であると答えている事情からみても、一部商社が利益追求のためには手段を選ばぬやり方をしていたものと言わねばならない。

昭和47年6月下旬、企業局幹部が丸紅株式会社と接触し、土地状況の意見交換並びに買収取りまとめを依頼したとみられるが（道は、依頼していないと主張している。）、北海道木材専販株式会社に対しても、同様趣旨の接触があったと考えられる。

また、これらの業者が買収に着手したのはその

直後からであって、しかも、買収価格の傾向を見るといずれも相当高値を示し、地域全体の価格つり上げに大きな影響を与えていると判断され、道の見通しのあまさと出資者に対する強い姿勢が欠けていたことが指摘される。

(3) 北海道土地株式会社並びに北海道建物株式会社両社より買収した問題

ア 北海道土地株式会社に対して一時的に確保を依頼した件

株式会社日本企業ドックが道へ売渡し可能であった用地64haを道は46年2月26日と同年3月16日の2回に分割して北海道土地株式会社に買い取らしめ、47年1月11日に至って同物件を一括して3億8,900万円で道が買収しているが、その行為を通じて、道は直接買収に比べて約4,100万円高額買収をした結果となっている。道は、当時、直接買収を行なうと地価相場に及ぼす影響が懸念されたので、周辺の値上りによって均衡のとれる時点まで確保する必要があったと答えているが、同時点で買収された他の用地の価格実績に比べてその見解には了承できないものがあり、株式会社日本企業ドックから直接買収の方法をとるべきであって、その判断の不合理性が指摘される。

イ 北海道建物株式会社に対して一時的に確保を依頼した件

藤本国夫氏が道へ売渡し可能であった用地43haを道は45年12月26日に北海道建物株式会社に買収を依頼し、46年11月8日に至って1億6,680万円で道が買収しているが、この方法をとることで、道は直接買収に比べて1,530万円高額買収をした結果となっていて、その理由は、北海道土地株式会社と同様薄弱である。

(4) 苫小牧市農業協同組合の農地買収について

苫小牧市農業協同組合は、46年12月28日組合員10名から総面積174haの土地を買収する契約を締結し、47年3月にかけて所有権の移転登記を行なって

文書表番号	件名	付託委員会
69	道道土幌、然別湖線の建設中止の件	建設
70	一般道道土幌、然別湖線工事の早期完成の件	同
88	札幌大橋（仮称）架設等の件	同
89	真駒内オリンピック跡地に保育所用地確保の件	同
80	中空知圏域に石炭専焼火力発電所設置の件	石炭対策特別
81	石炭化学研究所（仮称）設置の件	同

いる。しかも、代金の支払いが47年2月8日に完了しており、常識として事前にとらなければならない農地法第3条による申請手続を行っていないことは、組合長ほか数名の理事が苫小牧市農業委員会の委員であることから、きわめて適正を欠くと言わねばならない。

そこで、これらの違反事実を是正するため、47年10月13日に至って申請の手続をとり、苫小牧市農業委員会の議を経て、10月26日道知事の許可を受けている。しかしながら、農業協同組合が所有しなければならぬ理由として、昭和50年までの計画をもって採草放牧地の不足からこれを補うための方法であると述べているが、用地代金は坪当たり2,000円で総額10億6,600万円に達し、その金利並びに採草地収益等を勘案すれば、経済効果を常に念頭に置くべき農業協同組合のあり方として不可解な土地買収と事業計画と言えよう。また、これを是認するがごとき道の態度も、農業協同組合経営に対する指導性から了承し得ぬものがある。

更に、昭和50年までの計画を認めるとすると、苫小牧市東部工業基地の着工年次計画との関連からも矛盾を生ずることになり、農地法違反を免がれるための手段が講ぜられたものと推定される。

更に、道が農家より直接買収した価格と比べ格差が生ずるために、農業協同組合をして一時買収取得せしめるためかかる手段をとったものと推定されるが、妥当性を欠く措置であった。

(5) 苫小牧市振興公社より買収した用地について

道は、昭和46年3月15日、苫小牧市振興公社から251haの用地買収を行なっている。この土地は、市が所有管理する牧野であったものを牧野管理規程の適用からはずし、3月12日に振興公社に移管をし、道に売却の道を開いたものであった。

このような方法をとった理由は、地方自治法の制約から、土地代金は、本来公債として支払われ、直ちに苫小牧市の使用財源とならない事情にあり、このため、振興公社から買収の手続を経たことが明らかとなっている。

更に、所有権の登記によれば、市から道へ直接移転したことになるため、振興公社の法的所有確認手続が欠け、あわせて、農地法上の申請を省略していることは不適当であると指摘されている。

道は、実害がないと主張し、そのことを認めようとしなが、法令の趣旨に即して触するおそれのある問題を含んでおり、きわめて不適正な処理である。

(6) 農地法違反について

道が買収した用地のうち、農地法に違反していた幾つかの事実が明らかにされたが、その内容を区分すると、おおむね次のとおりである。

ア 道が直接農家より買収する場合であっても、農地法第73条に規定する開拓農地については、統制期間内のもは農林大臣の許可手続を経なければならないにもかかわらず、早来町金川幹司ほか2名に係る1万2,890㎡については、その手続を怠っている。

また、現在は統制期間を過ぎているとはいえ、買収当時は違反となるものに、早来町加藤直一ほか11名で69万4,417㎡と報告されている。

イ 買収相手である不動産業者が農地法違反を犯していた物件を道がそのまま買収したため二重の違反となった例としては、苫小牧市井天地区の大森常夫氏並びに阿部清氏に係る2件、19万1,236㎡があり、これは、株式会社日本企業ドックの手を経たものである。

ウ 前項目のほか、未買収地ではあるが、不動産業者が取得に当たって農地法違反に問われているものは、9法人、41個人、63万5,731㎡に及んでいる。

以上の状況をみるに、農地法遵守の指導機関である道自らが違反に該当し、7月23日、4名が送検されているがごときは、まことに不祥事というほかはない。

道は、買収着手当初より、農地面積の多いことを考慮して農地法の精通者を現地事務所に配置していたにもかかわらず、かかる結果を招いたことは遺憾であって、今後あやまちを再び繰り返さぬよう厳に反省すべきである。

3 結 論

以上、調査結果に基づく主要な指摘事項を集約したところであるが、更に、各事項に共通する問題をあげて改善又は留意すべき項目をまとめ、道政の基本的態度である厳正・公正な行政が確保されるために十分反映されるよう期待し、本委員会における調査の結論とする。

(1) 基本方針について

ア 道が当初決めた基本方針のあり方は適正なものとして認められるが、まず、業者不介入について言えば、開発ブームによる全国的異常な土地値上りの波は本道においても例外ではなく、ましてや、大面積を買収獲得するには相当の期間を必要とし、その間、土地ブローカーの暗躍は当然予想されており、そのためにこそ業者不介入の原則をたてておきながら、権利書、委任状を持って現われた業者との交渉に応ずる等、単に法律的にはかしがないことを理由として、事実関係を確認せず、実質的にはブローカーの暗躍を助長する結果を招いてしまった。ここに、土地売買の代理行為と称する落し穴がみられる。

また、業者から売買契約をした場合でも、登記関係の調査から、道との契約数日前に業者が土地を入手しており、交渉時点では所有者でなかったと推定される例が多く、単なる法律上の手続に逃げ道を頼ったものと見られてもいたし方なく、業者不介入、直接買収についての強い姿勢がなかったことに悪質な業者がつけ入るすきが生じた一面があったと考えられ、深く反省しなければならない。

イ 基準単価の設定とその後の取扱いについては、総論においても若干指摘しておいたが、客観的説得力に乏しく、実例として、評価調書のなかには具体的根拠すら示されていないものがあり、価格決定がずさんであったかの証左となっている。

(2) 部局間の連携し不備について

この用地買収に当たって、道執行機関内相互の連携がきわめて不十分であったことがうかがわれ、農地法違反等のごとく、当然協議のうえ適切な処置を要する問題が処理後に発見される等の不手際が目だっており、今後十分意を用うべきである。

(3) 内部けん制について

企業局本局扱いとした買収事業に最も不適正な問題が多く見られるが、公営企業管理者、企業局次長が決定の中心であって、専行の弊害が見られる。

また、内部けん制制度が何ら作用していなかったのではないと思われる。

再検討のうえ万全を期すべきである。

(4) 今後の土地買収について

調査の結果、多くの問題、指摘から見て、地方自治体である道が今後大規模工業用地の買収を行なうことは適当でない。

なお、未買収地の整理については、すみやかに適切な処置をすべきである。

第2 委員会の調査経過

1 委員会の設置及び議事経過

(1) 委員会の設置

本委員会は、昭和48年3月14日の第1回定例会本会議における一般質問にかかわる苫小牧東部工業基地土地取得問題に関する件について実態を調査し、これを明らかにするため、3月16日の本会議において倉増新八郎君ほか13人から設置決議案が提出され、次のとおり設置された。

ア 名称

苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査特別委員会

イ 委員会の法的根拠

苫小牧東部工業基地土地取得問題に関する必要な調査を行なうため、地方自治法110条及び北海

道議会委員会条例第4条の規定による特別委員会が設置され、あわせて、地方自治法第100条第1項の権限が付与された。

ウ 調査事項

苫小牧東部工業基地土地取得問題に関する実態の調査

エ 委員会の組織と構成

(ア) 委員定数 27人

(イ) 昭和48年3月16日の本会議において、本委員会委員として次のとおり選任された。

高橋 鉦君(公明)	越前谷 忠君(社会)
岩本 政光君(自民)	小野秀夫君(道政ク)
川尻 外治君(自民)	高木 正明君(自民)
藤井 猛君(自民)	先崎 照雄君(社会)
中田 繁夫君(社会)	本間喜代人君(共産)
影山 豊君(社会)	笠島 保君(社会)
松本 響君(自民)	東 典俊君(自民)
作田 政次君(自民)	西尾 六七君(自民)
渡部 五郎君(自民)	倉増新八郎君(自民)
渡辺 省一君(自民)	原 清重君(社会)
改発 治幸君(社会)	亀井 忠衛君(社会)
竹内 重雄君(社会)	奥野 善造君(自民)
奈良 敬蔵君(自民)	麻里 悌三君(自民)
深山 和男君(自民)	

(ウ) 昭和48年3月13日の委員会において、次のとおり委員長、副委員長、理事をそれぞれ選任した。

委員長	麻里 悌三(自民)
副委員長	改発 治幸(社会)
理事	小野 秀夫(道政ク)
	本間 喜代人(共産)
	笠島 保(社会)
	西尾 六七(自民)
	渡部 五郎(自民)
	亀井 忠衛(社会)

理事会オブザーバー 高橋 鉦(公明)

なお、6月30日竹内重雄君(社会)、7月25日渡部五郎君(自民)、10月19日渡辺省一君(自民)がそれぞれ委員を辞任したことに伴い、後任に桜井勝広君(社会)、阿部恵三男君(自民)伊藤知則君(自民)が補充選任された。

また、渡部五郎君の委員辞任に伴い、後任の理事に作田政次君(自民)を選出した。

(エ) その他

議会閉会中も調査することとし、調査経費は昭和47年度中10万円以内と決定された。

なお、昭和48年度中の調査経費を4,600万円以内と補正決定された。

(2) 委員会の議事経過

年 月 日	委 員 会 の 議 事 経 過
48. 3. 16(金)	○委員長、副委員長の互選及び理事の選出。 ○委員会の今後の運営は、理事会で協議することを決定。
48. 3. 30(金)	○理事会で確認した次の資料要求に関する申合せ事項を決定。 「資料の要求については、苫小牧東部工業基地の土地取得に関する範囲内に限るものとし、あらかじめ理事会において検討のうえ、委員会決定により文書によりこれを行なうこと。」 ○資料の提出要求を決定（農地買収基準価格算定根拠ほか15項目）。 ○本委員会の調査経費を昭和48年度中 800 万円以内とする決議案の発議を決定。 ○4月1日から書面審査室の設置について報告。
48. 4. 17(火)	○議席の決定。 ○理事会で確認した委員会運営についての次の申合せ事項を決定。 1 質疑の方法は、通告の形式によることとし、一括してこれを行なう。ただし、1項目ごとに質疑を行なう場合、及び一問一答方式により質疑を行なう場合は、委員長にその旨申し出て行なう。 2 発言の順位は、本会議における一般質問に準じ、理事会において決定する。 3 質疑の過程において関連質問を行なう必要がある場合は、委員長の許可を得て、関連質問席において行なう。 4 書面審査室における審査に関し、委員が土地取得に関する書類の審査を必要とする場合、そのつど執行機関に提示を求める取扱いとする。 ○3月30日要求の資料の提出があった旨を報告。 ○追加資料の提出要求を決定（不動産業者並びに個人から買収した土地に関して、念書その他の文書交換したものの写しほか7項目）。
48. 4. 24(火)	○4月17日要求の資料の提出があった旨を報告。 ○正誤表の提出があった旨を報告。
48. 4. 25(水)	○追加資料提出要求の取扱いについて協議、調整に時間を要するため、委員会は散会。
48. 5. 15(火)	○追加資料の提出要求を決定（年度ごとの買収計画ほか4項目）。 ○正誤表の提出があった旨を報告。
48. 5. 16(水)	○知事から、第1回定例会における苫小牧東部土地取得にかかわる答弁に関して発言の申し出があり、これを許可し、知事より発言。 ○追加資料の提出要求を決定（苫小牧開発事務所に保管してある文書関係7項目）。 ○藤井猛委員（自民）より、買収基本計画、企業ドック関係の買収問題について質疑（関連質問川尻委員（自民））。
48. 5. 17(木)	○亀井忠衛委員（社会）より、苫小牧東部工業基地土地取得に係る1定における知事答弁に関し質疑（関連質問中田委員（社会））。 ○5月23、24日の2日間、苫小牧東部工業基地等の現地調査を実施することに決定。
48. 5. 18(金)	○亀井委員の質疑続行（関連質問影山委員（社会））。 ○川尻外治委員（自民）より、農地法違反問題及び不動産業者との関連について質疑（関連質問本間委員（共産）、先崎委員（社会））。
48. 6. 6(水)	○5月15日及び16日要求の資料の提出があった旨を報告。 ○現地調査の概要報告。 ○提出資料の一部訂正に係る知事からの釈明については、関係資料の再点検後、適当な時期に釈明することを了承。 ○委員長から、今後の委員会運営等について協力を要請。 ○先崎照雄委員（社会）より、農地法違反問題について質疑（関連質問中田委員（社会）、越前谷委員（社会）、亀井委員（社会））。
48. 6. 7(木)	○先崎委員の質疑続行（関連質問越前谷委員（社会））。
48. 6. 8(金)	○本委員会の審議経過にかかわる道警職員の発言（新聞報道）問題について道警察本部長の出席を求

年 月 日	委 員 会 の 議 事 経 過
	め、同本部長から、本問題について所信を表明後、越前谷委員から質疑。 ○中田繁夫委員（社会）より、苫小牧東部工業基地買収問題について質疑。 ○今後の審査日程決定。
48. 6. 11(月)	○中田委員の質疑続行（関連質問越前谷委員（社会））。
48. 6. 12(火)	○道警察本部総務部長から、道警職員の発言問題に関し発言したい旨の申し出があり、これを許可。 ○中田委員の質疑続行（関連質問越前谷委員（社会））。
48. 6. 13(水)	○中田委員の質疑続行。 ○影山豊委員（社会）より、苫東工業基地買収並びに関連する諸問題について質疑。 ○委員から要求のあった資料の提出報告。
48. 6. 18(月)	○影山委員の質疑続行（関連質問亀井委員（社会））。
48. 6. 19(火)	○影山委員の質疑続行（関連質問中田委員（社会）、越前谷委員（社会）、亀井委員（社会））。 ○委員から要求のあった資料の提出報告。 ○正誤表の提出があった旨報告。
48. 6. 20(水)	○影山委員の質疑続行（関連質問笠島委員（社会）、越前谷委員（社会）、中田委員（社会））。
48. 6. 26(火)	○調査日程の一部変更。 ○委員長から、㈱日本企業ドックより議長及び委員長あて提出された上申書についての理事会における次の申合せ事項に基づき、正副委員長に一任された旨報告。 申合せ事項 1 この上申書の趣旨は、委員会運営に関する事項で、いわゆる干渉とも解されるので取りあげるべきでない。 1 上申書の理由等のなかで示されている事項については、審議の過程で説明することにする。 1 上申書の写しは、全委員に配付しておく。適当な時期に、参考送付を受けた責任において議長に報告する。
48. 6. 27(水)	○6月19、20日の越前谷委員（社会）及び6月20日の笠島委員（社会）の関連質問中、答弁を保留している事項について企業管理者から答弁（関連質問松本委員（自民））。 ○委員長の議事整理に関する発言について一部訂正することを了承。 ○6月20日の影山委員（社会）の質問中、答弁を留保している事項について開発調整部長から答弁。 ○企業管理者から、返済金の処理経過について発言。 ○越前谷忠委員（社会）より、苫東工業基地買収問題について質疑。 ○委員から要求あった資料の提出報告。
48. 7. 25(水)	○6月30日、竹内重雄君の委員辞任に伴い、桜井勝広議員（社会）が補充選任された旨を報告。 ○委員の補充選任に伴い委員席の一部を変更。 ○本委員会の調査経費を本年度中3,700万円以内とする決議案を発議することに決定。 ○企業管理者から、日本企業ドックの契約解除に伴う返納金の納入等について報告。
48. 8. 7(火)	○7月25日、渡部五郎君の委員辞任に伴い、阿部恵三男議員（自民）が補充選任された旨を報告。 ○委員の補充選任に伴い委員席の一部変更及び自民党理事の選任を決定。 ○越前谷委員の質疑続行（副知事等の出席等措置要求）。 ○委員から要求のあった資料の提出報告。 ○正誤表の提出報告。
48. 8. 8(水)	○越前谷委員の質疑続行（関連質問亀井委員（社会）、先崎委員（社会））。
48. 8. 9(木)	○副知事及び防犯部長の本委員会出席問題について協議整わず散会。
48. 8. 10(金)	○柴田副知事の本委員会出席について了承。
	○越前谷委員の質疑続行（関連質問亀井委員（社会）、笠島委員（社会））、柴田副知事答弁。
48. 8. 11(土)	○調査日程の一部を変更。
48. 8. 21(火)	○越前谷委員の質疑続行（関連質問本間委員（共産）、松本委員（自民））、柴田副知事答弁。
48. 8. 22(水)	○越前谷委員の質疑続行（関連質問中田委員（社会）、本間委員（共産））。 ○桜井委員から、理事者の答弁について厳重に注意されたいとの措置要求。

年 月 日	委 員 会 の 議 事 経 過
48. 8. 23(木)	○委員長から、理事者の不十分な答弁について中村副知事に対し注意。同副知事から所信表明。
48. 8. 24(金)	○笠島保委員（社会）から、苫東工業基地買収問題について質疑。
48. 8. 30(木)	○調査日程の一部を変更。
48. 8. 31(金)	○笠島委員の質疑続行（笠島委員から、当時の企業管理者、企業局次長の本委員会出席措置要求）。 ○委員長から、昨日の笠島委員（社会）の措置要求に対する理事会の協議結果について報告。 1 説明員として、前任者である能登現出納長、樫原現後志支庁長の本委員会出席を求める。 2 質疑の範囲は、昭和45年12月5日付けの約定存在に関連する事項のみとする。 なお、この取扱いは、今回限りの特例措置として、前例としないことを申し合わせるとともに、事後必要のある場合は証人として喚問する。
48. 9. 1(土)	○越前谷委員から、樫原後志支庁長に対し所信を問う。 ○笠島委員の樫原後志支庁長に対する質疑（関連質問中田委員（社会）、原委員（社会）、越前谷委員（社会））。
48. 9. 5(水)	○笠島委員の樫原後志支庁長に対する質疑の続行（関連質問原委員（社会））。
48. 9. 6(木)	○笠島委員の樫原後志支庁長に対する質疑続行（関連質問原委員（社会））。 ○笠島委員から、理事者の答弁変更について警告と知事の陳謝を求める措置要求。 ○理事者に対する警告及び知事の陳謝措置要求の取扱いを正副委員長に一任。
48. 9. 7(金)	○笠島委員の樫原後志支庁長に対する質疑続行。
48. 9. 11(火)	○笠島委員の能登出納長に対する質疑（関連質問中田委員（社会）、亀井委員（社会））。
48. 9. 12(水)	○笠島委員の能登出納長に対する質疑続行（関連質問原委員（社会）、本間委員（共産）、影山委員（社会））、能登出納長、樫原後志支庁長に対する質問を終了。 ○委員から要求のあった説明書の提出報告。
48. 9. 13(木)	○調査日程の一部を変更。
48. 9. 14(金)	○笠島委員の質疑続行（関連質問中田委員（社会））。 ○委員から要求のあった資料の提出報告。
48. 9. 20(木)	○原委員から、理事者の発言について議会独自の調査機関を設けて究明されたいとの措置要求。 ○笠島委員の質疑続行（関連質問越前谷委員（社会）、亀井委員（社会）、本間委員（共産））。 ○委員から要求のあった資料の提出報告。
48. 9. 21(金)	○原委員の措置要求について、委員会として正式に調査機関を設けるに至らなかったが、適切な方法を講ずることとして、その方法は正副委員長に一任されたい旨報告。 ○正副委員長に一任された原委員の措置要求に関し、各派の代表者が丸紅(株)関係者から事情聴取した結果について報告。 ○笠島委員の質疑続行。
48. 9. 25(火)	○委員からの資料の提出要求（本間、越前谷両委員要求）。
48. 9. 26(水)	○要求資料の提出に対する話合いがまとまらず散会。
48. 10. 18(木)	○笠島委員の質疑続行。
48. 10. 23(火)	○本委員会の調査経費を本年度中4,600万円以内とする決議案を発議することに決定。 ○委員から要求のあった資料の提出報告。
48. 10. 24(水)	○10月19日、渡辺省一君の委員辞任に伴い、伊藤知則議員（自民）が補充選任された旨報告。 ○委員の補充選任に伴い委員席の一部を変更。 ○本間委員（共産）より、苫小牧東部基地用地に関する諸問題等について質疑（関連質問松本委員（自民））。
48. 10. 25(木)	○本間委員の質疑続行。 ○委員から要求のあった資料の提出報告。 ○奈良委員から、委員会審議経過にかかわる議員発行のパンフレットについて委員長において精査されたい旨の措置要求。
48. 10. 25(木)	○高橋鉦委員（公明）より、苫小牧東部工業基地用地買収に係る諸問題について質疑。

年 月 日	委 員 会 の 議 事 経 過
48. 10. 26(金)	○奈良委員の議事進行発言の取扱いを委員長に一任。 ○高橋委員の質疑続行（関連質問松本委員（自民））。 ○関係人の出頭要求、訊問及び記録の提出請求の方法等について、申合せ事項を決定。 ○第1次証人として9氏を喚問することに決定。証人に対し証言を求める事項を理事会に一任することに決定。 ○今後の調査日程を決定。
48. 11. 9(金)	○10月26日要求の資料提出報告及び本資料に対する高橋紘委員の質疑続行（関連質問本間委員（共産））。 ○知事の本委員会出席については、総括質疑の段階で行なうことを了承。
48. 11. 10(土)	○10月26日決定の第1次証人9氏を4氏に変更調整し、喚問することに決定。 ○委員会に証人として出頭を求める者は次のとおり。 11月13日 北海道身体障害者職業訓練校長 飯 川 明（元苫小牧東部工業団地開発事務所長） 11月13日 北海道教育長 山 本 武（元北海道公営企業管理者） 11月14日 北海道後志支庁長 榎 原 匡 幸（元北海道企業局次長） 11月15日 北海道出納長 能 登 三之助（元北海道公営企業管理者） ○証人訊問を行なう委員会室の配置を決定。
48. 11. 12(月)	○証人訊問の方法等を理事会に一任することに決定。
48. 11. 13(火)	○関係人に対する訊問の方法等にかかわる申合せ事項を追加決定。 ○理事会に一任されていた飯田、山本証人に対する証言を求める事項（10項目）を配付。 ○証人飯田明君に対する訊問（主訊問先崎委員（社会）、高橋委員（公明）、補充訊問川尻委員（自民）越前谷委員（社会）、中田委員（社会）、笠島委員（社会））。 ○証人山本武君に対する訊問（主訊問本間委員（共産）、補充訊問川尻委員（自民））。
48. 11. 14(水)	○理事会に一任されていた榎原証人に対する証言を求める事項（20項目）を配付。 ○証人榎原匡幸君に対する訊問（主訊問藤井委員（自民）、中田委員（社会））。 ○第2次証人として2氏の出頭を求めることを決定。 出頭を求める者は次のとおり。 11月19日 丸紅札幌支店次長 安 倍 改 造 11月20日 ㈱日本企業ドック社長 高 山 邦 夫 ○前記証人に対する証言を求める事項（35項目）を決定。 ○記録の提出請求を決定。 ○今後の調査日程を決定。
48. 11. 15(木)	○証人榎原匡幸君に対する訊問の続行（主訊問本間委員（共産）、高橋委員（公明））。 ○申し出があった補充訊問に対する取扱いは、別途協議することを了承。 ○証人能登三之助君に対する訊問は、本日行なわないことに決定。 ○委員から要求あった資料の提出報告。
48. 11. 16(金)	○訊問事項、提出資料等調整のため、本日の委員会はこの程度とし、次回委員会を11月19日開会することに決定。 ○証人能登三之助君に対する訊問は、本日行なわず、出頭を求める時期等については理事会に一任することに決定。 ○証人高山邦夫君に対し、10月20日、21日、22日に出頭を求めることに変更決定。
48. 11. 19(月)	○安倍証人に対する証言を求める事項を、理事会決定のとおり一部削除し、8項目とすることに変更決定。 ○11月20日から22日まで証人として出頭を求めている高山邦夫君については、同氏から変更の申し出があり、理事会協議の結果、これを了承し、11月20日に出頭を求めることに変更決定。 ○証人安倍改造君に対する訊問（主訊問松本委員（自民）、本間委員（共産））。 ○証人として、11月22日大泉源郎君の出頭を求めることに決定。 ○前記証人に対する証言を求める事項（5項目）を決定。 ○提出を求めた記録が丸紅札幌支店から提出あった旨報告。なお、記録は議事課において保管し、委員が書面審査室において閲覧することを了承。

年 月 日	委 員 会 の 議 事 経 過
48. 11. 20(火)	○提出を求めた記録が苫小牧市長から提出あった旨報告。 ○安倍証人から、11月19日の証言についての一部訂正方について、議長あて文書の提出があった旨を報告。 ○提出を求めた記録が㈱日本企業ドックから提出あった旨報告。 ○高山証人に対する証言を求める事項を、理事会決定のとおり一部削除し、22項目とすることに変更決定。 ○証人高山邦夫君に対する訊問（主訊問川尻委員（自民）、中田委員（社会）、本間委員（共産）、高橋委員（公明））。
48. 11. 22(木)	○証人として、11月26日能登三之助君の出頭を求めることに決定。 ○前記証人に対する証言を求める事項については、理事会に一任することに決定。 ○記録の提出請求を決定。 ○証人安倍改造君から、証言の一部訂正方について、議長あて提出あった旨を報告。なお、本件に関し、安倍証人については、再び証人として出頭請求はしないことに決定。 ○証人大泉源郎君に対する訊問（主訊問本間委員（共産））。 ○今後の調査日程を決定。
48. 11. 26(月)	○能登証人に対する証言を求める事項を18項目とすることに決定。 ○さきに証人として出頭した安倍改造君及び高山邦夫君から、それぞれ証言の一部訂正方について、議長あて文書の提出があった旨を報告。なお、本件に関し、安倍・高山両証人については、再び証人として出頭請求はしないことに決定。 ○証人能登三之助君に対する訊問（主訊問越前谷委員（社会））。 ○亀井委員から、協定書の締結にかかわる債務負担行為に関し監査委員の見解を求められたいとの措置要求。
48. 11. 27(火)	○提出を求めた記録が影山豊氏から提出あった旨報告。 ○亀井委員からの措置要求の扱いについては、今後慎重に取り進めることとして、正副委員長にその方法を一任。 ○証人能登三之助君に対する訊問の続行（主訊問本間委員（共産）、高橋委員（公明））。
48. 11. 29(木)	○知事から、本会議における答弁の訂正などに関し発言。 ○知事に対する質疑（亀井委員（社会）、本間委員（共産））。 ○本日をもって、証人の出頭請求及び記録の提出請求並びに執行機関に対する質疑を終結することに決定。 ○意見調整は、各派代表者により行なうことに決定。
48. 12. 5(水)	○奈良委員及び亀井委員の措置要求については、各派代表者会議において、その趣旨をふまえて調査結果を取りまとめたので了承願いたい旨報告、これを了承。 ○意見調整の結果について報告。 ○委員会の調査結果について決定。調査経過については、委員長に一任することを決定。 ○委員長口頭報告文については、各派代表者にはかり決定することとして、委員長に一任。 ○委員会閉会。

2 調査の実施状況

本委員会は、地方自治法第100条第1項の規定による権限を付与されたが、法的にはその調査及び審議には限界があるものの、効果的な手段を尽くしてその目的を達成するため、

- ①資料及び記録の提出要求 ②現地調査
③執行機関に対する質疑 ④証人訊問

の方法等により調査を進めたが、これに要した委員会開催日数は64日、資料及び記録の調査日数は111日、

現地調査は1回（2日）実施した。

(1) 執行機関に対する質疑

執行機関に対する質疑は、公営企業管理者に対して行なったが、このほか、必要により副知事、農務部長、農地開発部長、開発調整部長の出席を求め、なお、今回の特例措置として、前任者である出納長（元公営企業管理者）、後志支庁長（元企業局次長）に対し質疑を行ない、最終的段階においては知事に

対する質疑を行なった。

質疑者は延べ57人に及んだが、質疑の主なる項目は次のとおりである。

ア 公営企業管理者等に対する質疑の主な項目

株式会社日本企業ドックからの土地買収経過に関し、

- 道が企業ドックと接触した発端及び経緯
- 企業ドックと買収交渉を開始した理由と同社の所有地及び分譲の実態、確認の方法及びこれにかかわる問題
- 企業ドックの土地取得にかかわる農地法違反
- 各種協定書、覚え書、念書、確認書等の締結の理由、性格及び違約等に対する見解と運用の実態並びに債務負担行為の必要性
- 確認書（47.9.2付け）と事実の問題
- 樫原約定存在にかかわる諸問題及び作成の背景と考え方、作成に係る職務権限と文書の性格、各種協定書等との関係並びに責任の問題
- 企業ドックの経営内容と融資協力の念書に基づく融資あっ旋事実の有無
- 土地買収業務にかかわる現地事務所の権限と本庁で扱った理由
- 道企業局幹部との供給の事実の有無
- 取引き事情補正の運用問題
- 買収価格が高額な理由と企業ドックの土地取得原価における買戻し金等の内容とその背景確認の問題
- 地目別基準価格決定の考え方
- 企業ドックの所有地を一時北海道土地株式会社に保有させて買収した事情と直接買収しなかった理由
- 第三セクター及び関係企業の用地買収等に関し、
- 北海道南拓地所有地の実情と買収価格の妥当性並びに拓銀の融資問題とこれに対する見解
- 北海道木材専販(株)の土地取得の必要性並びに買収依頼の有無
- 丸紅(株)と接触した理由と内容及び買収依頼の有無
- 岩倉組(株)の土地買収の理由と経過
- 第三セクター出資会社の農地法違反及び土地買収に対する考え方と措置
- その他不動産業者の介入問題に関し、
- 不動産業者不介入の方針とその実態
- 買収に当たり、本州業者を優遇した事実の有無とその経緯
- 地主から直接買収せず、北海道建物(株)を経由して買収した経過と理由並びに道の依頼の有無
- 宅建協会苫小牧支部幹部と接触の事実と話合いの内容

○(株)日本企業ドックを通じて南波義孝氏に対し道が代替地等あっ旋、介入の事実の有無と欠損に対する見解

○兼松泰晴氏と(株)日本企業ドックとの間に取り交わした念書の諸問題

○旭成工業開発(株)と道企業局と接触した事実の有無とその内容

○代理契約の性格と不動産取得税との関連
苫小牧市農業協同組合の土地取得問題に関し、

○買収価格に対する妥当性と支払いの実態

○農協幹部と道職員との会合内容と道の買収依頼の有無

○農協が土地を買収した理由とその妥当性

○農地法第3条の申請を事後に提出したことに
関し、採草放牧用地の必要性和計画の真実性及び許可した道の姿勢

○農地法違反に対する見解

○土地保有にかかわる農協運営上の諸問題と道の指導態度

農地法違反問題に関し、

○農地法違反の原因と実情、道のとった是正措置

○違反の適用条項に対する見解

○道自体が犯した73条違反に対する見解と旧地主に対する救済措置

○道警に捜査、送致された経過とその内容

○道の責任について検討する考え方

○農地法運用に当たっての道の姿勢

苫小牧市振興公社からの土地買収に関し、

○道が市から買収せず、振興公社を経由した理由

○土地買収費の予算措置と公社に対する買収費支出の問題

○振興公社の農地法違反に対する見解

未買収地の処理方針と工業基地計画変更の考え方

イ 知事に対する質疑の主な項目

○委員会の審議経過における道の対応姿勢

○第三セクター関連企業の基地内における土地買収行為並びに悪質企業に対する措置

○株式会社日本企業ドックとの買収交渉開始に際し、同社の土地所有状況及び分譲の実態等にかかわる事実認識についての見解

○不動産業者が介入した事実と買収適正価格の見解

○用地買収にかかわる重要事項決定に際しての道機構内チェック機能の欠如に関する見解

○苫小牧市振興公社の農地法違反にかかわる措置の検討

○農地法違反問題にかかわる責任者の態度

○未買収地の処理方針

○第2次買収に対する基本方針

○大規模工業基地用地取得の基本的性格と道が用地買収に参画することの見解

○職員の綱紀粛正問題

○委員会の調査結果に対する責任問題

(2) 証人証言

証人証言は、11月13日から27日までの8日間にわたり行なわれ、道関係者の4人、その他関係者3人、計7人に対し延べ22名の委員が証言を行なった。

ア 証人証言の主なる項目

株式会社日本企業ドックからの土地買収に関し、
○高山社長が苫小牧東部工業基地用地取得事業を認識するに至った動機

○企業ドックが苫小牧東部工業基地内で土地取得に着手した経緯と不動産業者不介入方針のなかで土地取得を行なった理由

○企業ドックが取得した土地についての道の買収交渉経過認識の有無

○企業ドック役員解任の理由

○高山社長が企業局を訪れた時期、紹介者の有無及び話合いの内容、特に所有地の事実確認

○高山社長が最初に企業局を訪れた時期における企業ドックの土地分譲計画の内容

○高山社長の企業局に対する土地分譲計画説明の意図

○高山社長が知事に面接した事実の有無とその内容

○企業ドックとの買収交渉を本局で取り扱うことにした経過と理由

○高山社長が企業局本局を直接交渉相手とした理由

○企業ドックの土地分譲計画に対する道の対応態度

○企業ドックが買戻しを前提として土地分譲を行なった理由

○約定、念書、覚え書等締結に当たり、企業局が知事、副知事、財政当局との協議の有無とその内容

○桧原次長が個人名で取り交わした約定の存在とこの約定の性格

○約定、念書、協定書、覚え書等数多くの文書を取り交わした理由

○覚え書、協定書に反し、その後も企業ドックが基地内で土地買収を行なった事実とその理由

○企業ドックの基地内土地取得面積拡大の経緯と山下、兼松両氏との関係

○特定業者に融資協力を約束することを判断した理由と企業ドックの資金事情調査並びに財政当局との協議の有無

○企業ドックに対する道の融資協力の有無

○企業ドックが道と締結した念書により資金調達をしたことの有無と念書を必要とした理由

○融資協力の念書締結に際しての企業局内部における意見の有無とその内容

○買収価格決定の際土地買戻しに要する賠償金及び欠損金等を土地取得原価におり込んだ内容と道と交渉に当たったの高山社長の考え方

○買戻しにかかわる示談書の内容と事実との関係

○買戻しに係る事実関係について道が行なった確認の方法

○昭和50年までに土地を買収することを決めた約定に対する能登管理者の意見及び大規模工業基地開発本部会議等で了承を求めた事実の有無

○昭和50年までの企業ドックの資金繰りに対する高山社長の考え方及び期間を短縮した事実との関係

○土地売買にかかわる欠損金の補てんについて南波氏から企業局に要請があった事実とその処理

○企業ドックが南波氏に対し融資した事実の有無とその事情

○南波氏との問題に関連して、高山社長が道議会あてに提出した文書発送の範囲及び文書中で指摘している事項の立証の可否

○企業ドックとの土地買収が他の不動産業者に与えた影響

○阿部氏、大森氏所有の土地取得の経緯

○企業ドックの農地法違反事案に関し、高山社長の農地法上の処理に関する認識と違反を犯したことについての考え方

○企業局職員が企業ドックと庁舎外で会合した回数、場所

○企業ドックとの会合の持ち方についての指示の有無

○高山社長が企業局職員を供応した事実の有無道の用地買収に対する基本方針に関し、

○不動産業者不介入の方針がゆがめられるに至った経緯とその背景

○地主等からの直接買いの方針を決めた理由

○基準価格変更の必要性和変更価格決定に至る処理経過

○不動産業者の土地買いあさりの実態に対して道がとった措置

○被買収者の均衡保持に対する見解と感謝金に対する認識及び基準価格変更との関連

○未買収地の買収計画とその具体策並びに第2次買収計画に対する道の姿勢

丸紅株式会社と道企業局が接触した事実に関し、

○丸紅の安倍次長が企業局を訪問した事実と面接者及び会話の内容

○道から土地買収協力依頼の有無に関連し、企業局相馬開発用地課長が丸紅を訪問した事実と安倍次長との話合いの内容

○丸紅が宝第一商事に工業基地内の土地の購入調査をさせた経過

○丸紅が取得した土地買収に関する白熊総業、三国興産、宝第一商事、北海道総合企画の役割と丸紅との関係

○三国興産が工業基地内で土地を買収した事情

○兼松氏の預金口座に対する30億円振込みの有無

○苫小牧市振興公社からの土地買収に関し、

○当該土地における採草放牧地造成事業実施の有無

○買収地が苫小牧工業基地内に入ることの農民の認識と市長の施政方針との関連

○道と市の間に振興公社が介在しなければならなかった理由

○柏原地区の売却の方法と道の支払い条件

○苫小牧市振興公社が農地を取得する資格の有無

○農地法の許可手続処理に対する認識の有無及び農地法違反についての所見

その他不動産業者の土地買収に関し、

○北海道興産の土地買収の経過と欠損内容の認識

○産宝土地所有地を藤本国夫氏、北海道建物(株)を経由して買収した事情及び藤本氏から直接買収しなかった理由

○北海道物産と所長が単独交渉した理由とその経過及び価格決定の経緯と措置の内容並びに今後の土地買収に対する影響

代理契約による土地買収に関し、

○代理契約と不動産業者不介入方針との関係

○151万103㎡の土地を代理契約の形で買収している事実認識とこれに対する判断

○代理契約の性格と不動産取得税申告の関係

○代理行為委任状の年月日より企業局の買収価格評価年月日が早い事実とその理由

○代理契約に係る評価調書で、すべて宅地及び宅地見込み地とされている理由

取引事情の補正に関し、

○評定の方法とその根拠書類の有無

○不動産業者から買収した土地のほとんどを宅地、宅地見込み地価格としている理由

第三セクター出資企業が工業基地内の土地を取得し、農地法を犯した違反事案についての考え方

2 証人として出頭を求めた関係人

訊問年月日	証人の住所・氏名	立証事項及び証言を求めた事項
48. 11. 13(火)	砂川市焼山60番地 飯田 明 (北海道身体障害者職業訓練校長)	苫小牧工業基地用地買収について現地所長の果たした内容を明らかにするため、 1 日本企業ドックより買収した土地の諸問題について 2 農家所有地の買収について 3 不動産業者より買収した内容について 業者不介入の方針並びに価格評価、主として北海道興産、北海道物産との関連について 4 その他これに関連する事項について 苫小牧東部工業基地用地取得につき、不動産業者の介入の経過について明らかにするため、 1 不動産業者と交渉の経過について 2 用地買収における取引事情補正の運用について 3 代理契約に関する諸問題
48. 11. 13(火)	札幌市中央区北2条西6丁目 山本 武 (北海道教育長)	不動産業者等地主以外から買収せざるを得なくなった理由、経過を明らかにするため、 1 道の直接買収方針について 2 不動産業者との接触について 3 その他これに関連する事項について
48. 11. 14(水)	虻田郡倶知安町北	用地買収の経過を明らかにするため、
48. 11. 15(木)	1条東2丁目 檜原 匡幸 (北海道後志支庁長)	1 農地法違反について 2 不動産業者の介入の動機と背景について 3 日本企業ドックからの買収経過について 4 北海道土地及び北海道建物を経由しなければならなかった経緯について

訊問年月日	証人の住所・氏名	立証事項及び証言を求めた事項
48. 11. 19(月)	札幌市中央区北3条西3丁目 安倍改造 (丸紅(株)札幌支店) 次長	5 蔦森山林の買収経過について 6 南波欠損問題について 7 その他これに関連する事項について 苫小牧工業基地買収についてその経過と内容を明らかにするため、 1 用地買収の経過並びに手続上の問題について 2 日本企業ドックより買収にかかわる諸問題について 3 その他これに関する事項 苫小牧市からの土地買収の理由、経過を明らかにするため、 不動産業者からの土地買収の実態を明らかにするため、 1 道の直接買収方針について 2 農地法について 3 買収予算について 4 不動産業者との接触について 5 苫小牧市との協議について 6 その他これに関連する事項について 苫小牧工業基地用地取得につき、不動産業者などの介入の経過について明らかにするため、 1 道の買収方針について 2 不動産業者との接渉の経過について 3 取引き事情補正の運用について 4 代理契約に関する諸問題について 苫小牧東部工業基地用地取得依頼の有無を明らかにするため、 1 三国興産(株)の工業用地買収の経緯について 2 丸紅(株)の工業用地介入状況について 3 その他これに関連する事項について 丸紅が土地買収に乗り出した理由、経過を明らかにするため、 1 丸紅と企業局との接触について 2 総合企画との関係について 3 第三セクター出資会社のあり方について 4 丸紅系会社の土地買収の実態について 5 その他これに関連する事項について
48. 11. 20(火)	岐阜市東金宝町2丁目4番地(二葉ビル内) 高山邦夫 (株)日本企業ドック社長	苫小牧東部工業基地の土地売買の経過を明らかにするため、 1 昭和45年12月18日念書と融資との関連について 2 買戻し金の経緯と実態について 3 供給の事実関連について 4 その他これに関連する事項について 日本企業ドックが道へ売却した土地について経過を明らかにするため、 1 昭和45年12月5日以降締結した覚え書等の事情について 2 土地の入手経過について 3 兼松泰晴、山下光男氏との取引き内容について 4 資金並びに金融事情について 5 基地内の所有地を道以外の者に売り渡した経過について 6 会社が基地内で取り扱った土地の荒利益について 7 その他これに関連する事項について 企業局が日本企業ドックから土地買収した際、念書を取り交わした理由を明らかにするため、 1 苫東用地を入手した理由、経過について

訊問年月日	証人の住所・氏名	立証事項及び証言を求めた事項
48. 11. 22(木)	苫小牧市旭町4丁目5番の6(苫小牧市役所内) 大 泉 源 郎 (苫小牧市振興公社社長)	2 他の不動産業者との取引関係について 3 企業局と取り交わした念書について 4 上申書について 5 その他これに関連する事項について (株)日本企業ドックが苫小牧工業基地に土地を求めた経緯と企業局との売買をめぐる諸問題を明らかにするため、 1 苫小牧工業基地に土地を取得した経緯について 2 北海道企業局との交渉の経緯について 3 会社役員を解任した理由について 4 道企業局よりの融資問題について 5 南波義孝氏に対する融資問題について 6 その他関連する事項 振興公社を利用しての農地法違反を明らかにするため、 苫小牧東部基地内の土地先行取得の内容を明らかにするため、 1 市の財政事情について 2 農地法について 3 基地内土地の先行取得について 4 企業局との協議経過について 5 その他これに関連する事項について
48. 11. 26(月)	札幌市中央区北3条西6丁目	苫小牧工業基地用地買収について、その経過内容を明らかにするため、
48. 11. 27(火)	能 登 三之助 (北海道出納長)	1 用地買収の基本的方針に関し、基準価格と不動産業者介入を認めた経過について 2 買収経過並びに手続上の問題について 3 農地法違反について 4 日本企業ドックと関連する諸問題について 5 北海道土地並びに北海道建物株式会社を経由した問題について 6 地方自治法にてい触する問題について 7 その他これに関連する事項 苫小牧市からの土地買収の理由、経過を明らかにするため、不動産業者からの土地買収の実態を明らかにするため、 1 道の直接買収方針について 2 農地法について 3 買収予算について 4 不動産業者との接触について 5 苫小牧市との協議について 6 その他これに関連する事項について 苫小牧東部工業基地用地取得の経過を明らかにするため、 1 道の買収方針について 2 農地法に関する問題について 3 不動産業者との交渉の経過について 4 取引事情補正の運用について 5 代理契約に関する諸問題について

(3) 現地調査

現地調査は、16名の委員が参加し、5月23日から24日まで2日間にわたり、苫小牧市、早来町、厚真町を視察調査した。

ア 調査箇所

○5月23日(水)

a 展望台

概況の展望

b 静川山林

(買収済み)

- c 静川 214 番地 農地法73条関係 (同)
- d 弁天 329 番地 同 (同)
- e 弁天地区 農協、不動産業者所有地関係 (未買収地)
- f 弁天 2—1 番地ほか 日本企業ドック、農地法 5 条関係 (買収済み)
- g 弁天250—2 番地 同 (同)

○5月24日(木)

- a 苫小牧港 水路の掘込み状況視察
- b 柏原18番地 宅地見込み地(日本企業ドック)(買収済み)
- c 柏原19番地 同 (分譲地) (同)
- d 早来町地区 農地法73条関係 (同)
- e 厚真町共栄 宅地見込み地(北海道土地・建物)(同)
- f 苫小牧市静川 宅地見込み地
- g 厚真町浜厚真 東水路掘込み予定地

イ 陳情事項

○苫小牧市東部開発基地内における苫小牧市農協の土地買付けに対する指導措置について

陳情者 苫小牧市字錦岡 538 番地 木村金蔵ほか 2 名

(4) 資料及び記録の提出要求

ア 執行機関に提出要求した資料

調査の必要上、執行機関に対し提出を求めた資料は、次のとおりであり、その件数は56件に及んだ。

資 料 名	要 求 先	提出月日
農地買収基準価格算定根拠	北海道公営企業管理者	4月17日
不動産業者より買い入れた土地の調書	同	同
市町村から出向職員の氏名、期間調	同	同
工業地域内の関係農協所有地調書	同	同
関係市町村農業委員会の農地法に基づく許可調書	同	同
工業基地設定に関する都市計画法適用の手続経過	同	同
工業地域取得に関する農林大臣への申請	同	同
不動産業者と道の間で取り交わしたいっさいの文書類	同	同
道南拓地との買収交渉経過	同	同
丸紅飯田札幌支店並びに小林取締役との交渉経過	同	同
企業局の交際費、食糧費調	同	同
46年9月3日、高山社長が知事と会った際の同行者氏名、会談内容	同	同
企業債の発行経過調	同	同
農地法違反により契約改訂を要するものの事務処理現況	同	同
未買収土地の所有者調	同	同
工業基地内における農地法違反調	同	同
不動産業者並びに個人から買収した土地に関して念書その他の文書交換したものの写し	同	同
個人から買収した土地調	同	同
苫小牧市内に事務所を有する不動産業者及び基地内の土地を取得した不動産業者の役員、従業員名簿	同	同
農民に対する代替地として取得した土地、代替地として確保するために交渉した土地	同	同
元所有者大森常夫所有地の取得に至る経過	同	同
元所有者中田きみ子ほか11名、河上安美ほか3名の所有地買収の経過	同	同
田園企業寮からの土地買収の経過	同	同
北海道興産からの土地買収経過	同	同
今後、年度ごとの買収計画(具体的地区、面積、理由)	同	5月21日
道監査委員に提出した文書並びに監査報告書いっさいの写し	同	同
共産党の監査請求による苫小牧工業基地用地買収に関する事項		

資	料	名	要 求 先	提出月日
日本企業ドックと北海道土地会社との間で取り交わした文書写し			北海道公営 企業管理者	5月21日
藤本国夫と北海道建物会社との間で取り交わした文書写し			同	同
北海道土地並びに北海道建物に買収させたとき、道から指示した文書及びその回答書写し			同	同
日本企業ドックからの照会文書			同	同
45年8月から45年9月までに売買された所有権移転に関する文書			同	同
産宝土地興業株式会社所有に関する文書			同	同
日本企業ドック所有地評定書（45年11月18日現在）			同	同
工業団地買収状況調（46年8月6日）			同	同
用地買収費積算調書（46年8月4日）			同	同
追分地区代替地入植希望者調			同	同
苫小牧市農協区域における牧草の需給状況			同	6月13日
苫小牧市農協土地提供者関係一覧表			同	同
㈱日本企業ドックが買戻しを行なった土地調書			同	6月19日
㈱日本企業ドック土地取得原価計算書			同	同
苫小牧東部工業基地内において㈱日本企業ドックが新規介入及び所有している土地調書（未買収地）			同	同
塚田了治所有地調書			同	6月27日
苫小牧東部開発株式会社第1期営業報告書			同	同
苫小牧工業基地に関する草地転用調			同	8月7日
苫小牧東部工業基地内の補助事業による公共施設敷地調			同	同
農地法違反被疑事件の送致概要			同	同
日本企業ドックと兼松泰晴との係争に係る書類			同	9月14日
日本企業ドックと兼松泰晴との係争に係る書類			同	同
相馬開発用地課長、塚田了治関係メモ			同	同
昭和47年4月以降7月にわたる企業局の基本的な買収打合せ記録			同	10月18日
丸紅飯田に渡したリスト			同	同
苫小牧港管理組合関係者名			同	同
丸紅と会った会議の内容記録			同	同
10月4日開催の大規模工業基地開発本部員会議議題 （参考 工業基地用地の買収について）			同	10月24日
業者が取得する以前に土地評価を行なった契約調（直接・代理）			同	11月9日
取引き事情補正を行なった物件調			同	11月15日

2 関係人に提出請求した記録

調査の必要上、地方自治法第100条第1項の規定に
基づき、関係人に対し提出を求めた記録は、次のとおりであり、その件数は6件、25点に及んだ。

記	録	名	要 求 先	提出月日
1	北海道企業局よりの未買収地調査のための依頼リスト写し		丸紅株式会社	11月19日
2	市が安藤沼周辺の用地を農民から買収した際の関係書類 （イ）買収土地一覧表 （ロ）買収理由 （ハ）買収交渉者 （ニ）取得の方法 （ホ）取得価格		苫小牧市	同
3	税務署へ提出した申告書（自昭和45年度） 納税証明書（同右）		株式会社日本企業ドック	同
4	道へ売り渡した土地の買入れ契約書		同	同

記 録 名	要 求 者	提出月日
5 工業基地内において土地を他へ分譲した場合の契約書並びに示談書	株式会社日本企業ドック	11月19日
6 委員会で発言あった企業局と株式会社日本企業ドックとの関係資料	影山 豊	11月26日
(イ) 月刊雑誌「北海ポスト」抜粋		
(ロ) 右執筆者宮下勇一郎氏の事実証明		
(ハ) 録音テープと聴取録音の翻訳		
(ニ) 北海道議会議員中田繁夫氏の証明書		
(ホ) 弁護士江本秀春氏の上申書		
(ヘ) 料亭新しいね領収証		
(ト) 株式会社日本企業ドック第2期決算報告書		
(チ) 佐藤元信氏の確認書		
(リ) 札幌中央警察署長の証明		
(ヌ) 日本企業ドックとの交渉経過		
(ル) ローヤルホテル宿泊部門担当者岡田順氏の報告		
(ヲ) 高山氏のローヤルホテル宿泊精算書		
(ワ) 兼松泰晴氏の事実証明		
(カ) 北海道企業局に対する札幌パークホテルの請求書		

3 書面審査室において閲覧調査した文書

調査の万全を期するため、書面審査室を設置し、執行機関に提出要求した資料（別記）、関係人に提出請求した記録（別記）により調査を行なったが、その日数は111日間に及んだ。

なお、この過程において、必要により、執行機関から提示を受け、閲覧調査した文書類は、次のとおりであり、その件数は92件、408点である。

完結年度	文 書 名	冊数
44～48	例規綴	5
同	庶務関係綴	5
44～47	陳情書・要望書関係綴	4
	土地改良財産用途廃止関係綴	1
	補助金返還関係綴	1
45～48	苫小牧東部買収区域内管理関係綴	4
45	開拓財産公有（地）財産関係綴	1
同	農業振興地域指定及び都市計画区域関係綴	1
44～47	代替地生活再建関係綴	3
44～48	苫小牧東部工業団地事務所敷地借上げ関係綴	3
	苫小牧東部用地買収協力要請関係綴	1
44～47	買収基準関係綴	4
47～48	雑件綴	2
同	休暇等処理簿	2
同	出勤簿	2
同	文書番号簿	2
同	税関係綴	4
同	復命書綴	2
45	関連用地売買契約書綴	1
同	関連用地使用及び貸付関係綴	1
同	苫小牧東部管理関係綴	1
同	土地の鑑定評価書綴	1
46	関連用地関係綴	2

完結年度	文 書 名	冊数
46	保安林解除申請書綴	1
同	苫小牧東部関係書類綴	1
同	土砂採取契約関係綴	1
同	石狩湾新港地域用地売買契約書類綴	1
同	鑑定評価依頼関係綴	1
47	追分関連用地国有財産買収関係綴	1
同	追分関連用地売却契約書類綴	2
同	追分関連用地立木売却契約書類綴	1
同	追分関連用地売却予約書類綴	1
同	追分関連用地売却決定書類綴	1
同	関連用地確定調査委託業務綴	1
同	関連用地地番合併図等作成委託業務綴	1
同	関連用地売却に伴う土地の分筆・合筆・更正登記綴	1
同	保安林解除申請書類綴	1
同	関連用地農地開発事業開畑工事綴	1
同	関連用地農地開発事業客土及び土壌改良工事綴	1
同	追分関連用地関係綴	1
同	苫小牧東部普通財産貸付申請関係綴	1
同	苫小牧東部土地の使用許可関係綴	1
同	苫小牧東部火山れき、土砂採取許可関係綴	1
同	苫小牧東部大規模工業基地用地買収契約書類綴	1
同	苫小牧東部大規模工業用地関係綴	1
同	訴訟関係綴	2
同	石狩川放水路用地売買契約書類綴	1
同	石狩湾新港地域開発事業用地売却契約書類綴	1
同	石狩湾新港地域用地関係綴	1
44～47	北海道工業用地開発事業用地買収に係る契約書類綴	78
同	土地台帳	5
同	支払い関係綴	38
同	事業用地買収契約台帳	4
	農地法第73条関係綴	1
	地番別台帳	24
	土地登記簿謄本綴	39
	立木台帳	2
	売買予約関係綴	2
	特別用地費関係綴	4
	申請及び要望書類綴	3
	苫小牧東部買収関係綴	1
47～48	石狩新港地区支払い関係綴	9
47	石狩新港地区支払い関係綴（主として公債分）	1
同	石狩新港地区交付公債関係綴（10回4号）	1
同	石狩町町有地買収関係綴	1
同	支払い内訳書類綴	7
同	債権譲渡関係綴	5
同	債権譲渡取消し通知関係綴	1
同	債権譲渡通知書受理簿	1
	契約台帳	2

完結年度	文 書 名	冊数
	地番別台帳	6
	未買収地区地番台帳	2
	土地登記簿謄本綴（花畔）	7
	土地登記簿謄本綴（樽川）	5
	売買契約書綴	18
	土地台帳	1
	雑件綴	2
	石狩新港地区用地買収契約書様式関係綴	1
	住宅用地買収契約書様式関係綴	1
	北海道第9回・第10回交付公債償還台帳（企業債借入れ台帳）	1
	北海道第9回交付公債くじ札原簿	1
	北海道第10回交付公債くじ札原簿	1
	北海道第9回交付公債償還関係綴	1
	北海道第9回交付公債登録債関係綴	1
	北海道第9回交付公債元金、利息、手数料支払い関係綴	1
	北海道第10回交付公債元金、利息、手数料支払い関係綴	1
	北海道第9回交付公債原簿	37
	北海道第10回交付公債原簿	5
	北海道第9回交付公債見本券保管綴	3
	北海道第10回交付公債見本券保管綴	1
	北海道第9回・第10回交付公債証券予備券の保管依頼綴	1
	北海道第9回・第10回交付公債原簿写し送付書綴	1

○12月11日（火） 午前11時25分開議、諸般の報告の後、
日程第1議案第1号ないし第28号、報告第1号及び第3
号を議題とし、代表質問に入り、



滝沢 勉議員（自民）

から、①石油危機の影響
とその対策に関し、アラ
ブ産油国の輸出削減によ
る道民生活の安定と経済
活動に対する影響及びそ

の対策、明年度予算編成について、本道経済の
見通しと予算編成に対する基本姿勢、3期計画
への影響について、新しい観点から3期計画を
見直す必要性と明年度開発予算確保に対する姿
勢並びに大規模プロジェクトに及ぼす影響と対
策、灯油の供給確保と価格安定対策について、
家庭用灯油の確保の見通しと価格凍結を業者に
遵守させる方策、生鮮食料品の輸送確保につい
て、本道向け野菜の輸送の現状及び輸送トラッ
クの燃料確保対策並びに国鉄労使双方に対し円
滑な輸送確保を要請する考え、農・漁業生産資
材確保対策について、農業用燃料、営農資材需
給の見通し及び水産業用石油等の資材不足の影

響とあい路排除の必要性、

②エネルギー供給対策に関し、石炭対策につい
て、石炭鉱業審議会の中間報告の受けとめ方と
石炭鉱業安定対策、本道の出炭規模拡大と需要
確保及び石炭火発建設促進に対する所信並びに
労働力確保に取り組む姿勢と対策、重油関税減
収に伴う石炭対策財源の確保に対する決意、地
熱・石油・天然ガスの開発利用促進対策、原子
力発電所建設計画の積極的促進と水力発電開発
に対する所見、

③物不足と物価問題に関し、生活必需物資不足
に対する住民の不安解消策と物不足対策及び明
年度予算編成上の物価対策への配慮、

④中小企業金融対策に関し、石油危機に関連す
る金融情勢と中小企業金融対策及び商工関係団
体の指導体制の強化対策、

⑤福祉問題に関し、身障者福祉対策について、
身障者総合援護施設の早期建設に対する決意及
び総合相談センター設置の必要性、在宅重度障
害者の介護手当支給に対する所見、難病対策に
ついて、公費負担対象疾患の拡大に対する見解

と難病専門病院設置の必要性、

⑥農・漁業問題に関し、緊急乳牛確保奨励金の早期支払い措置の考え、畑作共済制度の本格的実施に対する方策、北洋漁業に対する本道の伝統的権益と国際海洋法会議をめぐる厳しい国際情勢及びこれに対応する基本的考え方、漁家負債整理の緊急性と考え方、漁業者に対する社会保障制度について、国民年金の早期適用、沿岸漁業者の船員保険への特別加入、漁民健康管理体制の充実、海難防止対策の拡大などの諸対策に取り組む姿勢、

⑦中高層建築物の防災対策に関し、道内中高層デパート等の防火管理体制の適否、道内主要都市におけるビル火災に対応する体制及び消防力強化の推進策、

⑧地域格差の是正方策に関し、国・道の現行制度による措置の実効性と新たな補助制度による対策強化に対する所見、

⑨教育問題に関し、特殊教育の振興対策について、精薄児の実態調査の概要と義務制実施に伴う養護学校の整備状況及び高等部整備の推進方策、私立高校振興の考え方と父母負担軽減のための施策、公・私立の高校間口調整のための協議会設置の考え、私立幼稚園の振興策と健全運営のための助成策等について

質問があり、知事及び教育長から答弁。議事進行の都合により午後1時43分休憩、午後3時11分再開。ついで、



大方 春一議員(社会)

から、①本道経済の見通しに関し、物価急騰、石油供給制限等の異常事態下における経済危機に対する認識と見通し及び今

後の道政の重点、中小企業の倒産に対する具体的方策及び中小企業に対する融資条件の緩和と融資額の引上げの考え、失業者発生の見通しとその対策、

②明年度予算編成方針及び財政の見通しに関し、異常な経済危機による明年度予算編成方針の転換の考え、物価高騰等による本年度予算執行状況と年間予算主義の適否及び弾力的予算編成の必要性、国の総需要抑制策と地方財政との関連、地場産業重点政策の推進・46年税制調査会答申の実現・生活関連以外の各種補助事業の

一時返上・機関委任事務の権限と財源の地方公共団体への委譲と国への返上・道の補助、出資、貸付金などの再検討に対する所見、

③物価問題と低所得者対策に関し、物価関係行政機能の一元化と即効力ある対策の強化の必要性、物資需給緊急対策本部に対する財政的裏付けと専門職員の配置、物価に関する道民会議又は審議会への設置に対する見解、低所得者への低廉な物資あつ旋等、福祉施設、学校給食への道の予算措置、各種物資不足防止のための具体的措置の必要性、

④エネルギー対策に関し、石炭鉱業審議会の中問答申に対する判断、生産・保安・労働・福祉等に対する抜本的政策転換の必要性及び国有・公社化に対する見解、層雲峡白水沢地熱開発の促進と積極的活用に対する所見、

⑤農業問題に関し、本道産業の独自性確立の必要性と法律の整備、専業農家の離農及び後継者難の傾向に対する方策、土地利用について、国の30万ヘクタール宅地転用方針の受けとめ方と対策及び国際化に対応した農業問題懇談会の提言に対する所見、産業共進会場の整備と試験研究機関の拡充強化の必要性及び明年度予算編成上の方針、

⑥教育問題に関し、道立高校、特殊学校の校舍及び寄宿舎の具体的改築計画と見通し及び知事の所信、心身障害児教育について、市町村設置特殊学級と養護学校整備計画との関連及び指導方針並びに助成措置拡大の必要性、心身障害児教育の義務化・幼稚園全入の促進・人口急増地域の高校新・増設等明年度教育予算編成に対する決意、

⑦第3期総合開発計画に関し、現下の経済危機を転機とした開発に対する発想転換の必要性、現行3期計画の廃止と新計画策定に対する所信、現行3期計画の改訂を不必要とする理由等について

質問があり、あらかじめ会議時間を延長のうえ、知事及び教育長から答弁、大方議員から再質問(2回)、知事から答弁があつて、午後5時51分延会。

○12月12日(水) 午前11時27分開議、諸般の報告の後、
日程第1議案第1号ないし第26号、報告第1号及び第3号を議題とし、代表質問を続行、



石川 十四夫議員（道政ク）から、①石炭対策に関し、石炭鉱業の長期安定のための経営体制のあり方、石炭のガス化・液化など利用技術の開発

の積極的推進、石炭火発の早期実現と立地点の決定に対する所見、炭鉱労働力の確保と定着対策の取組み方、

②母子福祉対策に関し、母子家庭の生活水準と適職就労対策、母子家庭子弟の大学進学資金貸付け制度に対する考え方、若年母子対策の推進と乳児保育制度の充実強化の必要性、

③公共職業訓練計画の充実に関し、地域産業に即した訓練科目への転換の必要性、訓練教材、教具の実態と整備方針、舎監の待遇改善に対する考え方、

④教育問題に関し、高校進学率の上昇と教育内容の弱体化のおそれ、公・私立の間口協定に対する考え方、通信教育の振興と独立校舎に対する考え方について

質問があり、知事及び教育長から答弁。議事進行の都合により午後零時7分休憩、午後1時55分再開。諸般の報告の後、質疑並びに一般質問に入り、

工藤 万砂美議員（自民）から、石炭の有効活用に関し、北ガスと北炭による坑内ガス利用計画の促進及び設備投資に対する利子補給等の助成に対する見解、石炭化学の技術開発に取り組む姿勢と具体的な施策について

質問があり、知事から答弁。次に、

青木 力議員（社会）から、①医療体制に関し、公的病院の存在価値と自治体病院の医療実態及び累積赤字の要因並びに対応策、運営費等に対する財政援助の必要性和現行医療制度の抜本的改善の要請及び再建・赤字対策委員会を組織する考え、

②基地問題に関し、第2師団駐とん地等の移転要望書に対する所見及びその対応姿勢について質問があり、知事から答弁、青木議員から再質問、知事から答弁。次に、

武部 勤議員（自民）から、①社会教育の振興策に関し、社会教育主事の海外派遣の復活及び指導者研修機会の充実、民間指導者登録制度及び社会教育センター設置に対する所見、社会

教育関係職員の専任化と待遇改善に対する指導及び道と市町村の分担の明確化、地方青年の家運営のあり方、社会教育の重要性和施設拡充の財政面に対する知事の決意、

②交通安全対策に関し、交通事故死抑制のための明年以降における決意、交通事故被害者の社会復帰対策とその方針、救急医療体制の整備充実策、交通事情に即応した安全施設整備に対する所見、交通警察官の道独自の増員等による交通指導、取締り体制の強化、運転者の資質改善策、

③国鉄労使紛争による滞貨の影響に関し、国鉄の順法闘争に対する善後策、滞貨に伴う影響と物資流通の円滑化の見通し及び緊急対策について

質問があり、知事、教育長及び道警本部長から答弁。議事進行の都合により午後3時37分休憩、午後4時33分再開。あらかじめ会議時間を延長の後、

桜井 勝広議員（社会）から、幼児教育及び保育行政に関し、幼児教育行政一元化に対する46年4定答弁以後の措置状況及び幼稚園設置遅延の理由と実態把握並びに国への対応姿勢、保育行政に関する道民の要望に対する所見、保育所未設置町村の解消及び無認可保育所の解消策、物不足による保育所運営への影響防止に対する所信、保育所運営費及び建設費の地方負担の実態並びに資材高騰等による建設計画の遅れと3期計画との関連、措置費の内容と教育設備費、保育費に対する見解、幼稚園と保育所の施設最低基準の格差是正、幼児教育の一元化及び保育行政の抜本的改善並びに政策転換の必要性等について

質問があり、知事及び教育長から答弁、桜井議員から再質問、知事から答弁があって、午後5時37分延会。

○12月13日（木） 午前11時21分開議、諸般の報告の後、日程第1議案第27号ないし第30号を議題とし、知事から提案説明。ついで、日程第1にあわせ、日程第2議案第1号ないし第26号、報告第1号及び第3号を一括議題とし、質疑並びに一般質問を続行、

山家 勇議員（社会）から、①医療行政に関し、医療行政と福祉対策の相対性、医師不足の対応策と都市偏在に対する行政責任、休日・夜間診療体制の整備、無医地区における道路整備と救急車配置計画、医療施設の体系的整備及び

道立病院の早急な整備拡充と道立移管に対する見解、明年度予算における福祉施策としての医療優先の考え、

②総合エネルギー対策に関し、灯油不足の実情と小学校・身障者施設に対する方策、エネルギー対策の基本的姿勢、総合エネルギー利用対策確立の必要性及び道内エネルギー資源開発の展望と具体策、道民のエネルギー需要に即応する専門機構設置の考え、石炭の明確な位置づけと石炭鉱業審議会中間答申に対する所見、石炭産業経営体制に対する抜本的改革の必要性、炭鉱労働者の定着と確保対策、石炭の再開発に対する関係者会議による独自の見解等について

質問があり、知事から答弁、山家議員から再質問、知事から答弁。次に、

湯本 芳志議員（社会）から、物価問題に関し、生鮮食料品輸送用燃料確保に対する緊急措置、福祉施設に対する道独自の助成、物資需給緊急対策本部の業務及び調査結果の周知方法、物価対策協議会との関連と権限の明確化、国民生活安定法案の地方公共団体への権限委任の範囲と受入れ体制、物価抑制、需給安定等物価対策の道政上の位置づけの明確化等について

質問があり、知事から答弁、湯本議員から再質問、知事から答弁の後、中田繁夫議員（社会）から、速記録精査のため休憩されたい旨の議事進行発言があって、午後1時11分休憩、午後4時7分再開し、湯本議員から再々質問、知事から答弁。あらかじめ会議時間を延長のうえ、

本間 喜代人議員（共産）から、①知事の政治姿勢に関し、現下の異常事態下における道民生活の不安解消の具体策、道債40億円減額補正の理由、特別職報酬改訂議案を撤回する考え、石狩東部広域水道企業団設置に対する考え方と慎重な対処方及び漁川使用の理由、主要生活関連物資の安定確保に対する所見、

②3期計画に関し、苫小牧市の独自プランと道のマスタープランとの関連、石狩湾新港の建設計画の見通し及び将来計画と小樽港との関連並びに地域開発基本計画に関する諸調査の受けとめ方、

③道民生活に関連する諸問題に関し、公共料金すえ置きに対する方針と北ガス料金値上げに対する見解、釧路市の生活保護世帯の見舞い金及び苫小牧市都市計画素案に対する大企業の行動に対する知事の姿勢、並びに第三セクター出資

企業のあり方、十勝清水における藤田観光の土地買収と道幹部のあつ旋事実に対する考え方等について

質問があり、知事から答弁、本間議員から再質問（2回）、知事から答弁。次に、

高橋 敏議員（公明）から、①3期計画に関し、計画見直しに態度変更した理由及び抜本的改定の必要性、苫小牧東部開発計画改定の考え、石狩湾新港計画と地元住民の意向の反映、②環境保全に関し、石狩茨戸川の水質汚濁の実情と諸対策、汚濁原因の継続調査、水質基準の早期設定と今後の保全対策、

③物価対策に関し、物不足に対する具体的な供給確保策及び便乗値上げ対策、買占め等防止法に基づく指定品目の拡大措置、

④福祉対策に関し、社会福祉施設職員について、腰痛症の実態調査の必要性和職業病認定の考え、公立と民間における待遇の格差是正に対する所見、情緒障害児対策について、実態の把握状況と発生要因の解明研究の推進、治療施設設置の必要性、

⑤心身障害児教育に関し、義務化までの間の対応策及び在宅訪問制度の必要性和積極的な対策、非常勤講師制度の採用等積極的な取り組み姿勢について

質問があり、知事及び教育長から答弁、高橋議員から再質問、知事から答弁があって、質疑並びに一般質問を終結。ついで、松浦義信議員（自民）から、予算及び決算に関する案件については、なお慎重審査の必要があると認められるので、本議会に21人の委員をもって構成する予算特別委員会及び27人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置のうえ、これらの案件を付託されたい旨の動議を提出、賛成あって動議成立、これをはかって異議なくそのことに決定し、直ちに次の委員を議長指名により選任のうえ、議案第1号ないし第11号、第27号、第28号、第30号及び報告第1号は予算特別委員会に、報告第3号は決算特別委員会にそれぞれ付託した。

○予算特別委員

熊谷 克治（社会）	石川十四夫（道政）
京谷 兼一（自民）	工藤万砂美（自民）
高木 正明（自民）	武部 勤（自民）
鈴木 誠二（社会）	本間喜代人（共産）
湯本 芳志（社会）	大方 春一（社会）
影山 豊（社会）	松尾 静江（自民）
吉田 政一（自民）	若狭 靖（自民）

阿部恵三男 (自 民)	滝沢 勉 (自 民)
佐藤 幹夫 (自 民)	野中 富雄 (社 会)
湯田 倉治 (社 会)	池田 金助 (自 民)
福島新太郎 (自 民)	

○決算特別委員

川崎 守 (共 産)	大浦 貞助 (社 会)
伊藤 知則 (自 民)	宇川 源吉 (自 民)
大平 秀雄 (自 民)	小沢 栄吉 (自 民)
川尻 外治 (自 民)	笹浪 幸男 (自 民)
鈴木 誠二 (社 会)	野村 光雄 (公 明)
星野 健三 (社 会)	奥野 一雄 (社 会)
吉田 繁雄 (自 民)	高橋正四郎 (自 民)
津川 直一 (道政ク)	佐藤 幹夫 (自 民)
島田 薫 (自 民)	新村 源雄 (社 会)
諏訪田勝衛 (社 会)	青木 力 (社 会)
笠井 幸衛 (社 会)	時田政次郎 (社 会)
池田 金助 (自 民)	神部 俊郎 (自 民)
奈良 敬蔵 (自 民)	深山 和圀 (自 民)
川口 常一 (自 民)	

次に、残余の案件について、議案第12号及び第13号は農務委員会に、議案第14号ないし第16号、第22号及び第29号は総務委員会に、議案第17号ないし第19号、第23号及び第24号は厚生委員会に、議案第20号及び第21号は文教林務委員会に、議案第25号及び第26号は建設委員会にそれぞれ付託することに決定の後、各委員会付託議案審査のための休会についてはかり、異議なく12月14日から18日まで5日間休会、19日再開することを決定して、午後6時43分散会。

知 事 説 明 要 旨

ただいま議題となりました議案第27号北海道一般会計補正予算案、議案第28号北海道電気事業会計補正予算案及び議案第29号北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案は、いずれも知事等の給料及び議会議員の報酬の額を北海道特別職職員報酬等審議会の答申に基づき改定し、あわせて常勤の委員等の特別職の職員の給料及び報酬並びに教育長の給料及び公営企業管理者の給料の額を改定しようとするものであり、

議案第30号昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例案は、北海道人事委員会の意見の申し出にかんがみ、昭和48年度に限り、職員に対して昭和49年3月に支給する期末手当の一部を昭和48年12月に繰り上げて支給しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○12月19日 (水) 午後4時45分開議、議事進行の都合に

よりあらかじめ会議時間を延長して、午後4時46分休憩、午後11時45分再開。諸般の報告の後、**日程第1会期延長の件**を議題とし、異議なく会期は12月20日まで1日間延長することに決定して、午後11時55分散会。

○12月20日 (木) 午後4時45分開議、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後4時46分休憩、午後6時34分再開。諸般の報告の後、**日程第1議案第1号ないし第11号、第27号、第28号、第30号及び報告第1号**を議題とし、湯田倉治予算特別委員長 (社会) から、委員会における審査の経過と結果について報告。ついで、鈴木誠二委員 (社会) はか34人提出の議案第1号に関する修正動議について提出者の説明を省略の後、討論に入り、議案第1号及び第27号について、山科喜一議員 (共産) から反対討論、若狭靖議員 (自民) から賛成討論があって、採決に入り、まず、議案第1号に関する修正案を問題とし、起立による採決の結果、起立少数 (自民、道政ク反対) にてこれを否決。次に、議案第1号に関する修正案に係る原案部分を問題とし、起立による採決の結果、起立多数 (社会、共産、公明反対) にて委員長報告のとおり原案可決。次に、議案第1号のうち、すでに決定した部分を除く残余の部分を問題とし、起立による採決の結果、起立多数 (共産反対) にて委員長報告のとおり原案可決。次に、日程第1のうち、議案第27号及び第28号を問題とし、起立による採決の結果、起立多数 (共産、公明反対) にて委員長報告のとおり原案可決。次に、日程第1のうち、議案第9号ないし第11号を問題とし、起立による採決の結果、起立多数 (共産反対) にて委員長報告のとおり原案可決。次に、日程第1のうち、残余の案件を問題とし、異議なく委員長報告のとおり議案については原案可決、報告については承認議決。

ついで、**日程第2議案第12号ないし第26号及び第29号**を議題とし、三上勇農務委員長 (自民) から議案第12号及び第13号について、西尾六七総務委員長 (自民) から議案第14号ないし第16号、第22号及び第29号について、阿部恵三男厚生委員長 (自民) から議案第17号ないし第19号、第23号及び第24号について、諏訪田勝衛文教林務委員長 (社会) から議案第20号及び第21号について、倉増新八郎建設委員長 (自民) から議案第25号及び第26号についてそれぞれ委員会における審査の経過及び結果について報告の後、直ちに採決に入り、まず、日程第2のうち、議案第29号を問題とし、起立による採決の結果、起立多数 (共産、公明反対) にて委員長報告のとおり原案可決。次に、日程第2のうち、残余の議案を問題とし、異議なく委員長報告のとおり原案可決。

次に、**日程第3決議案第3号**を議題とし (日程第3の間、道政ク所属議員退場)、桜井勝広議員 (社会) から提案説明の後、委員会付託を省略し、直ちに討論に入

り、藤井猛議員（自民）から反対討論、本間喜代人議員（共産）から賛成討論があって、採決に入り、起立による採決の結果、起立少数（自民反対）にてこれを否決。

次に、日程第4決議案第1号及び第2号を議題とし、提出者の説明及び委員会付託を省略のうえ、異議なく原案のとおり可決。

次に、日程第5意見案第1号ないし第3号を議題とし、提出者の説明及び委員会付託を省略のうえ、異議なく原案のとおり可決。

次に、日程第6請願、陳情審査の件を議題とし、委員長報告を省略のうえ、異議なく委員会決定（いずれも採択）のとおり決定。

次に、日程第7請願第297号を議題とし、異議なく公害対策特別委員会に付託し、閉会中継続審査に付することに決定。

次に、閉会中報告第3号継続審査の件を議題とし、異議なく決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することを決定。

ついで、閉会中請願、陳情継続審査及び事務調査の件を議題とし、異議なく各常任委員長並びに総合開発調査、石炭対策、公害対策各特別委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査又は調査に付することを決定して、今期定例会に付議された案件は、報告第3号を除きすべて議了。高橋賢一議長から閉会のあいさつがあって、午後7時37分閉会。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会はさる13日設置され、昭和48年度各会計補正予算並びにこれに関連する議案15件が付託されたのでありますが、委員会といたしましては、すみやかに審査を行なうことを目途に、同日、正副委員長の互選を行ないますとともに、審査の方法等について協議を行ない、翌14日から各部所管の質疑に入り、質疑終結後、各派代表者により意見の調整を図り、昨日の委員会におきまして、お手もとに配付の報告書（別紙省略）のとおり結論を得た次第であります。

御承知のとおり、付託されました案件は、昭和48年度一般会計及び特別会計の総額27億9,344万円余に及ぶ補正予算並びに職員の期末手当の一部を繰上げ支給しようとする特例条例案等でありまして、これらの案件を中心に、道政各般にわたり質疑が交わされた次第であります。

この間、委員各位におかれましては、短期日のなかで慎重かつ御熱心に審議を尽くされた次第でありまして、その御労苦に対しまして衷心より敬意を表する次第でございます。

以下、質疑を通し論議の対象となりました主たる事項を

申しあげますと、

まず、各部所管におきましては、

保健所における食品衛生監視体制の強化、血友病患者に対する公費負担制度の改善。

福祉施設に対する措置費の増額及び燃料の確保対策、国民健康保険事業の赤字増高市町村に対する道の施策。

留萌公共職業安定所羽幌分庁舎職員の欠員補充、山林労働者の腰痛症の現状、職業病認定の基本姿勢、出かせぎ労働者援護対策の強化。

教職員定数の改善、学校の暖房用灯油、スクールバス燃料の確保、教職員退職時の優遇措置、札幌盲学校寄宿舎の実態と環境整備、苫小牧東部工業基地予定地内の埋蔵文化財保護対策。

石炭需要拡大に対する考え方と山元貯炭の滞貨処理、電力節約運動及び電力制限率に対する考え方、層雲峡地区の地熱開発の見通し及び自然環境保全、プロパンガス値上げ問題についての基本姿勢。

大規模林業園開発計画における林道開設と造林、育林との関連など、計画実施についての基本姿勢。

ニュージーランド周辺海域のイカつり漁業操業承認に関する問題、漁港の整備計画と管理体制、漁業用石油等燃油類の供給対策。

除雪事業の燃料確保、過疎地域の除雪対策、通学・通園路の確保策など、冬期交通対策の諸問題。

農業生産資材の需給見通しと確保対策、畜産振興政策におけると場の整備強化対策、米作・畑作・酪農における所得格差の解消対策、農業後継者育成対策、稲作の振興対策、藤田観光株式会社の土地取得にかかわる農地法違反などの諸問題、北海道馬事公苑株式会社の札幌市有地払下げにかかわる副申書の扱いと事後措置。

物価対策協議会運営の実態と廃止問題、物資需給緊急対策本部設置の見解、業務用灯油価格凍結の考え方、生活関連物資の供給確保、住民要求に対する対応策、大気汚染地区の発ガン物資の防除対策、伊達火力発電所の公害防止協定、伊達地方の環境監視体制の強化、LPGガスの北海道価格正、北海道ガスの料金改定に対する道の措置。

苫小牧東部港湾建設計画の見通しと環境保全、総需要抑制による公共事業の繰延べに関し、苫小牧東部工業基地建設計画変更の考え方、3期計画見直し問題、49年度開発予算折衝の基本姿勢、苫小牧東部開発における第2次用地買収計画の考え方、自衛隊員募集の実情とそのあり方、交通公害を含めた総合交通体系の再点検、辺地・過疎地帯及び赤字路線の交通確保と公的一元化問題、石油不足による交通機関の間引き運行の問題と公共交通機関の運行確保。

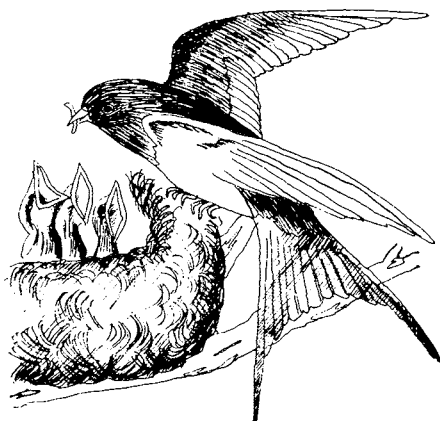
社会福祉施設収容児童に対する栄養補給費及び措置費の増額措置、市町村振興基金運用の基本方針と執行に当たっての指導

などでありまして、引き続き、総括質疑におきましては、

血友病患者に対する公費負担制度の改善、藤田観光株式会社の土地取得にかかわる諸問題、福祉施設に対する栄養強化費の増額及び期末一時扶助費の道費上乘せの考え方などに関する諸問題について、知事との間に活発なる論議が交わされた次第であります。

しかし、質疑終結後、各派代表者におきまして意見の調整を図ってまいりましたが、議案第1号、第9号ないし第11号、第27号及び第28号の6件につきましては、ついに意見の一致をみるに至らず、昨日の委員会におきまして議案第1号につきましては鈴木誠二君ほか5人より修正案が提出され、採決の結果、少数をもって否決され、したがって、議案第1号は原案可決、その他の案件、議案第9号ないし第11号、第27号及び第28号につきましては、採決の結果、賛成者多数をもって原案可決と決定し、議案第2号ないし第8号及び第30号につきましては、全会一致、原案可決、報告第1号は承認議決と決定した次第であります。

以上、本委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申しあげ、私の報告を終わります。



決 議 ・ 意 見 書

決議案第1号

(合坪正三君ほか12人提出)
12月20日 原案可決

日本、中国共同声明に基づく実務協定の早期締結に関する要望決議

昭和47年9月29日日中国交樹立以来、両国間の経済交流、人事往来等がますます幅広く行なわれている現在、日中共同声明に明文化された貿易、海運、航空、漁業に関する4大実務協定のうち、貿易協定が本年12月12日北京において仮調印され、正式調印も近く行なわれる見通しを得たことは、まことに慶賀に堪えない次第である。

「日本国と中華人民共和国との貿易に関する協定」の仮調印を契機として、残る海運、航空、漁業等に関する実務協定の締結は、国家的にも、また、本道の産業、経済発展をはかるうえから極めて重要な意義をもつものであるので、日中共同声明で明らかにされた両国国交正常化の原則にのっとり、これが交渉の促進と早期締結が実現されるよう強く申し入れることを本議会の決議をもって要望する。

年 月 日

北海道議会議長 高 橋 賢 一

内閣総理大臣、外務大臣、農林大臣 }
通商産業大臣、運輸大臣、衆議院議長 } 各通
参議院議長

決議案第2号

(佐々木豊君ほか12人提出)
12月20日 原案可決

社会福祉の充実に関する決議

最近における物価高騰による生活保護世帯及び社会福祉施設の実態にかんがみ、国においては年末特別一時金の支給などの特別措置が講ぜられたところであるが、さらに今後の推移に応じ、措置費の改善について強く国に対し要請するとともに、児童福祉施設に対して現に道が行なっている栄養強化事業のような施策を早急に全収容施設に拡大し、又、生活保護世帯についても緊急に所要の措置を講ずべきである。

右決議する。

年 月 日

北海道議会議長 高 橋 賢 一

内閣総理大臣、大蔵大臣 }
厚生大臣、北海道知事 } あて

決議案第3号

(湯田倉治君ほか39人提出)
12月20日 否決

田中内閣の総辞職を求める決議

このたびの石油危機によるわが国経済の異常緊急事態は、これまでの自民党内閣によるあやまった外交施策、経済政策の結果としてあらわれたものであり、ただでさえ重税、高物価政策のもとで生活と営業を圧迫されていた国民、道民は、これによって、致命的といえる打撃を受けることになる。

まさに、政府の政治責任は重大といわなければならない。

よって、本議会は、決議をもって田中内閣の総辞職を求めるものである。

右決議する。

昭和48年12月19日

北海道議会議長 高橋 賢一

内閣総理大臣 田中 角栄 殿

意見案第1号

(合坪正三君ほか12人提出)
12月20日 原案可決

失業対策事業就労者の賃金増額に関する要望意見書

失業対策事業就労者の賃金並びに冬期加算金増額について、特段の配慮をされたい。

(理 由)

本道における失業対策事業の平均賃金は1,558円であり、月間就労日数が22日と規定されているので、月間収入は、失業保険金を含めても39,000円(1日平均収入額は1,300円程度)である。

また、失業対策事業の賃金は、同一地域における類似の作業に支払われる賃金を考慮して定める建前となっているが、最近における諸物価の高騰は失業対策事業就労者の生活を一層困難としている。

よって、政府におかれては、これらの実情を加味され、今後の賃金改訂にあたっては格別の配慮がなされるよう強く要望する。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 高橋 賢一

内閣総理大臣、大蔵大臣、労働大臣 }
衆議院議長、参議院議長 }

各通(国会には、請願書として提出する。)

意見案第2号

(西尾六七君ほか101人提出)
12月20日 原案可決

石油の安定供給に関する要望意見書

このたびの石油危機は、わが国の経済社会に極めて大きな影響を与えている。

本道においても、このたびの事態の道民生活ならびに本道経済に及ぼす影響が極めて大きく、物資の不足と価格の高騰による生活面及び産業面の混乱が懸念されている。

特に、積雪寒冷期にある本道の特殊事情から、本州と同様石油類の供給を一律に削減する

ことは極めて深刻な事態をひきおこすおそれがあるので、左記事項について、優先的な供給の確保をされるよう強く要望する。

記

- 1 液化石油ガスの供給の確保と価格の安定をはかること。特に、指導上限価格の取扱いを全国と同様にすること。
- 2 家庭用灯油はもとより、福祉施設など民生用石油をはじめ農林漁業、中小企業等に必要石油類の供給の優先的確保と価格の安定をはかること。
- 3 物資輸送用燃料の供給について、特に、
 - (1) 本州方面から北海道に移入される冬野菜をはじめ生活必需物資の輸送用燃料
 - (2) 本道産農林水産物を本州に移出するために必要な輸送用燃料及び道内における農林水産物並びに農林水産業向け資材の輸送用燃料等を優先的に確保すること。
- 4 地域交通の中核をなすバス、離島航路用船舶等、公共的輸送機関の燃料を確保すること。
- 5 除雪用燃料の供給を確保すること。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 高橋 賢一

内閣総理大臣、大蔵大臣、通産大臣、総理府総務長官
自治大臣、農林大臣、建設大臣、厚生大臣、運輸大臣
文部大臣、北海道開発庁長官、衆議院議長、参議院議長 } 各通（国会には、請願書として提出する。）

意見案第3号

（西尾六七君ほか12人提出）
12月20日 原案可決

年始等における郵便集配業務の廃止に関する要望意見書

郵便業務は、その予算においてほとんどが人件費に占められていることからもうかがわれるごとく、機械化が困難な労働集約的業務である。

しかしながら、近年における郵便取扱量の増大に対応し得ない人手不足の状況に加えて交通難、公害の発生等により、これら集配業務従事者の労働環境は悪化の一途をたどっている実情にある。

よって、政府におかれては、郵便集配者の福祉の向上をはかるため、他の官公署、民間事業所における休日制の実態を勘案し、すでに実施中の日曜配達廃止とともに、正月2日、3日の集配業務を廃止し、又、祝日についても廃止するよう積極的な検討をされるよう強く要望する。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 高橋 賢一

内閣総理大臣、郵政大臣、労働大臣
衆議院議長、参議院議長 } 各通（国会には、請願書として提出する。）

委員会の動き

議会運営委員会

○12月6日（土） 午後零時35分、議会運営委員会室において開議、午後3時27分散会、委員長 佐々木 豊（自民）

- ① 委員長から、会派の異動に伴い、藤井虎雄議員（社会）が補充選任された旨を報告。ついで、共産党はオブザーバーとして出席することを了承。以上に伴う委員席及びオブザーバー席についてはかり、異議なく現在着席のとおりとすることに決定。
- ② 委員長から、札幌市中央区道議会議員補欠選挙による補欠当選議員並びにこれに伴う各会派所属議員数（自民58人、社会35人、道政ク4人、共産3人、公明2人、欠員3人）について報告。
- ③ 総務部長から、第4回定例会提出予定案件について説明。
- ④ 補欠議員の議席の指定並びに議席の一部変更について、配付の議席表のとおりとすることに決定。なお、議員出退表示器の順序を変更した旨を報告。
- ⑤ 故木南貫一議員（共産）の追悼演説について、岩田徳治議員（自民）が行なうことを了承。
- ⑥ 本日の本会議の議事は、次の順序により取り進めることに決定。

▽ 議事順序

補欠当選議員の紹介

日程第1 補欠議員の議席の指定並びに議席の一部変更の件

日程第2 会議録署名議員の指定

（諸般の報告）

議長の前道議会議員の逝去報告

議長の木南貫一議員の逝去報告

岩田徳治議員（自民）の追悼演説

故木南議員に対する黙禱

日程第3 会期決定の件（12月8日から19日までの12日間）

- ⑦ 第4回定例会の日程について、次のとおりとすることに決定。

▽ 定例会日程

12月8日 本会議（提案説明、総務・苫東調査特別委員長報告）

9日・10日 休会

11日 本会議（代表質問）

12日 本会議（代表・一般質問）

13日 本会議（一般質問、予算・決算特別委員会設置）

14日～18日 休会（予算特別委員会審議）

19日 本会議

- ⑧ 常任委員の所属変更について、竹内重雄商工労働委員（社会）を農務委員に所属変更することに決定。
- ⑨ 補欠議員の常任委員選任について、松尾静江議員（自民）及び湯本芳志議員（社会）を商工労働委員に指名選任することに決定。
- ⑩ 特別委員の補欠選任について、木南貫一議員（共産）の逝去に伴う北方領土対策特別委員に湯本芳志議員（社会）を補欠選任することに決定。
- ⑪ 委員長から、総務委員会及び苫東調査特別委員会の審議状況について報告。ついで、総務部長から、苫東調査特別委員長報告後の知事発言について要請があり、異議なくこれを了承。
- ⑫ 議案調査のための休会について、12月10日休会、11日再開することに決定。
- ⑬ 代表質問について、自民、社会、道政クの順とし、質問通告は本日午後5時までとすること、及び一般質問について、多数会派の後、道政ク、共産、公明の順とし、質問通告は10日正午までとすることを了承。
- ⑭ 予算特別委員会について、構成は21人（自民12人、社会7人、道政ク及び共産各1人）とし、委員長は社会、副委員長は自民とすること、及び決算特別委員会について、構成は27人（自民15人、社会9人、道政ク、共産及び公明各1人）とし、委員長社会、副委員長自民とすることを了承。
- ⑮ 再開後の本会議の議事は、次の順序により取り進めることに決定。

▽ 議事順序

（諸般の報告）

追加日程 常任委員の所属変更の件

竹内重雄商工労働委員を農務委員に所属変更することについて簡易採決

追加日程 補欠議員の常任委員選任の件

松尾静江議員、湯本芳志議員を商工労働委員に選任することについて簡易採決

追加日程 北方領土対策特別委員の補欠選任の件

湯本芳志議員を北方領土対策特別委員に補欠選任することについて簡易採決

追加日程 議案第1号ないし第26号、報告第1号及び第3号

提出議案に対する知事の説明

追加日程 前会より継続審査の議案第8号及び第12号

総務委員長報告

委員長報告（可決）のとおり決することについて簡易採決

追加日程 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調

査の件

苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査特別委員長報告

委員長報告に対する知事の発言

委員長報告をもって調査終了とすることについて簡易採決

議案調査のための休会の決定（12月10日1日間）

○12月11日（火） 午前11時1分、議会運営委員会室において開議、午前11時4分散会、委員長 佐々木 豊（自民）

- ① 代表質問の順序について、1番滝沢勉議員（自民）、2番大方春一議員（社会）、3番石川十四夫議員（道政ク）とし、本日2人、明日1人を行ない、一般質問に入ることに決定。
- ② 一般質問の順序について、多数会派の後、道政ク、共産、公明とすること、通告（12人）の取扱いを後刻決定することを了承。
- ③ 予算及び決算特別委員の名簿について、明日正午までに提出することを了承。
- ④ 本日の本会議の議事は、諸般の報告の後、日程第1議案第1号ないし第26号、報告第1号及び第3号を議題とし、代表質問2人を行なう、以上の順序により取り進めることに決定。

○12月12日（水） 午前11時14分、議会運営委員会室において開議、午前11時16分散会、委員長 佐々木 豊（自民）

- ① 代表質問（1人）終了後、休憩することに決定。
- ② 一般質問について、配付の通告表（8人）とすること、進め方は本日3人とし、あとは理事会において協議することに決定。
- ③ 本日の本会議の議事は、日程第1議案第1号ないし第26号、報告第1号及び第3号で、代表質問1人の後、一般質問3人を行なうことに決定。

○12月13日（木） 午前11時、議会運営委員会室において開議、午前11時5分散会、委員長 佐々木 豊（自民）

- ① 総務部長から、追加提出議案について説明。
- ② 一般質問の継続について、配付の通告表のとおり4人を行なうことに決定。
- ③ 一般質問の通告事項中、答弁者の一部削除について了承。
- ④ 議案の各委員会付託について、事務局長事務代理説明のとおりとすることを了承。
- ⑤ 予算及び決算特別委員会設置動議の提出について、

松浦義信議員（自民）が行なうことに決定。

- ⑥ 各委員会付託議案審査のための休会の決定について、12月14日から18日までの5日間休会、19日再開することに決定。
- ⑦ 本日の本会議の議事は、次の順序により取り進めること決定。

▽ 議事順序

（諸般の報告）

日程第1 議案第27号ないし第30号

追加提出議案に関する知事の説明

日程第1にあわせ

日程第2 議案第1号ないし第26号、報告第1号及び第3号

質疑並びに一般質問（一般質問4人）

（質疑終結）

予算・決算特別委員会設置の動議

予算・決算特別委員の指名

議案の各委員会付託

各委員会付託議案審査のための休会の決定（12月14日から18日までの5日間）

○12月19日（水） 午後4時40分、議会運営委員会室において開議、午後11時48分散会、委員長 佐々木 豊（自民）

- ① 本会議の時間延長を行なうことに決定。議事進行の都合により午後4時41分休憩、午後11時47分再開。
- ② 本日の本会議は、会期延長の件を決定して、延会することに決定。
- ③ 会期延長について、12月20日まで1日間延長することに決定。

○12月20日（木） 午後6時7分、議会運営委員会室において開議、午後6時17分散会、委員長 佐々木 豊（自民）

- ① 社会福祉充実に関する決議案について、議運委員発議により提出することに決定。
- ② 委員長から、各委員会付託議案の審議状況について報告。
- ③ 再開後の本会議の議事は、次の順序により取り進めることに決定。

▽ 議事順序

（諸般の報告）

日程第1 議案第1号ないし第11号、第27号、第28号、第30号及び報告第1号

予算特別委員長報告

（議案第1号に関する修正案の説明省

略)

議案第1号及び第27号に対する山科喜一議員(共産)の反対討論、若狭靖議員(自民)の賛成討論

修正案を問題とし、起立採決(自民、道政ク反対)

修正案に係る原案部分を問題とし、委員長報告(可決)のとおりに決することについて起立採決(社会、共産、公明反対)

議案第1号中、残余の部分の問題とし、委員長報告(可決)のとおりに決することについて起立採決(共産反対)

議案第27号及び第28号を問題とし、委員長報告(可決)のとおりに決することについて起立採決(共産、公明反対)

議案第9号ないし第11号を問題とし、委員長報告(可決)のとおりに決することについて起立採決(共産反対)

残余の案件を問題とし、委員長報告(議案は可決、報告は承認議決)のとおりに決することについて簡易採決

日程第2 議案第12号ないし第26号及び第29号
農務、総務、厚生、文教林務及び建設各委員長報告

議案第29号を問題とし、委員長報告(可決)のとおりに決することについて起立採決(共産、公明反対)

残余の議案を問題とし、委員長報告(可決)のとおりに決することについて簡易採決

日程第3 決議案第3号(田中内閣の総辞職を求める決議)

桜井勝広議員(社会)の趣旨説明

藤井猛議員(自民)の反対討論、本間喜代人議員(共産)の賛成討論
(委員会付託省略)

原案のとおりに決することについて起立採決(自民反対)

日程第4 決議案第1号及び第2号
(説明及び委員会付託省略)

原案のとおりに決することについて簡易採決

日程第5 意見案第1号ないし第3号
(説明及び委員会付託省略)

原案のとおりに決することについて簡易採決

日程第6 請願、陳情審査の件(採択10件)
(委員長報告省略)

委員長報告のとおりに決することについて簡易採決

日程第7 請願第297号

公害対策特別委員会に付託し、閉会中継続審査に付することについて簡易採決

閉会中報告継続審査の件

決算特別委員長申し出のとおりに、報告第3号を閉会中継続審査に付することについて簡易採決

閉会中請願、陳情継続審査及び事務調査の件

各常任委員長及び総合開発調査、石炭対策、公害対策各特別委員長から申し出のとおりに、閉会中継続審査又は調査に付することについて簡易採決

議長あいさつ

(閉会)

④ 尾崎 豊委員(道政ク)から、決議案第3号に対する考え方及び採決時の取扱いについて

本間 喜代人委員(共産)から、議案第23号及び請願第275号に対する考え方について意見があった。

常 任 委 員 会

総 務 委 員 会

○12月3日(月) 午後1時30分、第5委員会室において
開議、午後3時40分散会、委員長 西
尾 六七(自民)

一 般 議 事

① 総務部長から、昭和47年度北海道歳入歳出決算の概要について説明。

② 道選管事務局長から、札幌市中央区道議補選の結果について説明。

③ 道警防犯部長から、歳末特別取締りについて説明の後、

湯田 倉治委員(社会)から、営業時間の延長、短縮と取締りとの関連、自粛行為と取締りの対象について

質疑があり、道警防犯部長から答弁。

④ 笠島 保委員(社会)から、北ガス料金値上げの動きと対応策及び通産当局への要請内容、ガスの普及率と建設投資の考え、生活必需品の防衛措置と見通し、プロパンガスの値上りの見通し、灯油の上限価格の設定と道内価格の調査、守られないときの措置、凍結協定の時期とその後の取扱い、札幌市西岡地区の土地の所有区分と管理体制及び調査の必要性等について
質疑、意見及び要望があり、生活環境部長及び総務部長から答弁。天谷平信委員(自民)及び笹浪幸男委員(自民)から、土地に関する取扱いについて意見があり、委員長から応答。

⑤ 山科 喜一委員(共産)から、灯油価格に対する指導の必要性及び安定基準の考え方、過疎地域の公衆浴場に対する検討とあり方、生活関連物資の今後のパニック状況発生の見通し及びメーカーに対する積極的姿勢について、

湯田 倉治委員(社会)から、灯油の元売りに対する指導、自動車料金値上げの動き、火力発電所の温排水利用の考えについて

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。

○12月4日(火) 午前11時43分、第5委員会室において
開議、午後4時6分散会、委員長 西
尾 六七(自民)

付託案件の審査

① 議案第8号を議題とし、第3章(道自然環境保全地域)に対する質疑を続行、

山科 喜一委員(共産)から、特別地区、普通地区の行為規制の基準と特定開発行為の許可との関連について、

鈴木 誠二委員(社会)から、中止命令の実効性、国の機関等の行為と協議による効果について(関連して、湯田倉治委員(社会)から、協議が整わない場合の考え方とその根拠、大沼国定公園の別荘地の事例に対する見解、既成行為に対する措置の必要性和原状回復の精神について、山科喜一委員(共産)から、大規模林業圏の資料、糠平金山線林道の通過位置と国に対する態度について)

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。

② 第4章(環境緑地保護地区等及び記念保護樹木)に対する質疑に入り、

湯田、倉治委員(社会)から、記念保護樹木の考え方について、

山科 喜一委員(共産)から、記念保護樹木の指定と保護経費の予算計上、大都市の緑の状況把握、大規模開発計画と緑地育成との関連について、

鈴木 誠二委員(社会)から、来年度の都市緑化予算の内容、郷土の森計画と環境保全との関連、鳥獣保護と本条例との関連及び狩猟許可の運用方針、条例の一貫性ある運用について(関連して、湯田倉治委員(社会)から、鳥獣保護のための予算措置について)

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。
議事進行の都合により午後零時47分休憩、午後1時50分再開。

③ 第5章(特定の開発行為の規制)に対する質疑に入り、

生活環境部長から、休憩前の山科委員の質疑に対する補足答弁の後、

山科 喜一委員(共産)から、6カ月の猶予期間とかけ込み工事の規制措置、保安林、都市計画法等の適用除外と環境保全との関連、工事着手行為の厳正な取扱い、宅造法他他部との連携等について、

鈴木 誠二委員(社会)から、適用除外の考え方と法的根拠及び環境保全の確保の見通し等について(関連して、湯田倉治委員(社会)から、砂利採取認可の裁判事例に対する所見について、山科喜一委員(共産)から、大規模林業圏と保安林の適用除外との関連について)

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。

④ 第6章(監視体制)に対する質疑に入り、

湯田 倉治委員(社会)から、自然保護取締員及び監視員と現行体制との関連及び想定人員、民間監視員の妥当性等について、

鈴木 誠二委員(社会)から、監視員の権限及び手当と充実力について

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。

⑤ 第7章(緑化の推進)に対する質疑に入り、

山科 喜一委員(共産)から、環境緑地保護地区と

緑化推進地域との関連及び林務行政との関連、大都市周辺の緑地保有面積と緑化推進地域の指定基準及び計画の進め方、都市計画との関連について、

西村 慎一委員（自民）から、道路、河川等の整備と緑化の連けいについて

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。

⑥ 第8章（自然環境保全審議会）に対する質疑に入り、

湯田 倉治委員（社会）から、学識経験者の選任のあり方、議会委員会への出席義務及び議会側推選委員の条項の必要性等について、

山科 喜一委員（共産）から、部会及び専門委員設置の考え方、住民代表の認識と構成、民間団体代表に対する検討について

質疑及び意見があり、生活環境部長から答弁。

⑦ 第9章（特定開発行為審査会）に対する質疑に入り、

山科 喜一委員（共産）から、構成の考え方と委員数の妥当性、審議会の関連、技術上の審査に限定することの可否について

質疑及び意見があり、生活環境部長から答弁。

⑧ 第10章（雑則）に対する質疑に入り、

鈴木 誠二委員（社会）から、財政上の措置に対する適確な表現について

質疑及び意見があり、生活環境部長から答弁。

⑨ 第11章（罰則）及び附則に対する質疑に入り、

鈴木 誠二委員（社会）から、施行日繰上げのできない理由、開発行為の着手の定義と判断等について
質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。
議事進行の都合により午後3時51分休憩、午後4時4分再開。

⑩ 議案第8号に対する意見調整について、理事会において行なうことをはかり、異議なくそのことに決定。

○12月7日（金） 午後1時40分、第5委員会室において開議、午後2時30分散会、委員長 西尾 六七（自民）

付託案件の審査

① 議案第8号（北海道自然環境等保全条例案）を議題とし、委員長から意見調整の結果について報告の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。ついで、中田繁夫委員（社会）から、審議の経過にかんがみ、2項目の意見（委員長報告）参照を委員長報告に挿入されたい旨の動議を提出、賛成あって動議成立、これをはかって異議なくそのことに決定。

② 議案第12号（北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例案）を議題とし、委員長から10月18日の委

員会において要求のあった前年度対照貸付対象事業に関する資料の提出があった旨を報告。ついで、総務部長から、提出資料について説明の後、

湯田 倉治委員（社会）から、次の意見を委員長報告に挿入方について

意見があり、委員長から応答があって、異議なく原案のとおり可決することに決定。付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一般議事

① 総務部長から、第4回定例会提出予定案件について説明。

② 総務部長から、札幌市西岡地区の土地に係る調査結果について説明の後、

笠島 保委員（社会）から、抹消登記手続の所管と売渡しの内容、分筆の経過と文書の保存等について、

佐々木 利雄委員（自民）から、二重登記の経緯について

質疑及び意見があり、総務部長から答弁。議事進行の都合により午後2時5分休憩、午後2時10分再開。

③ 山科 喜一委員（共産）から、灯油価格に関し、凍結価格の妥当性及び指導のあり方について、

湯田 倉治委員（社会）から、指導の限界と条例制定の考えについて、

笠島 保委員（社会）から、凍結価格と業者の動き、建設事業の執行と財政のあり方について

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長及び総務部長から答弁。

○12月19日（水） 午後1時45分、第5委員会室において開議、午後2時24分散会、委員長 西尾 六七（自民）

付託案件の審査

① 議案第14号（北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案）、議案第15号（北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）、議案第16号（北海道恩給条例等の一部を改正する条例案）及び議案第22号（北海道地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）を順次議題とし、総務部長及び道警総務部長から説明の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第29号（北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案）を議題とし、総務部長から説明の後、

山科 喜一委員（共産）から、非常勤及び臨時職員の数と給料額、ボーナス非該当者数、清掃下請者の日給額、母子連等の年末手当の措置、社会福祉施設の充

のための補正予算の考えについて

質疑及び意見があり、総務部長から答弁。湯田倉治委員（社会）及び西村慎一委員（自民）から賛成の意見があり、直ちに採決に入り、挙手採決の結果、挙手多数（反対共産）にて原案のとおり可決することに決定。付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

請願、陳情の審査

請 願

第224号 「筑波大学法」案反対決議の件

（議決不要）

第225号 国立旭川医科大学の分離 審議、早期開設
に関する件

（議決不要）

第277号 灯油の安定価格と安定供給確保の件

（採択）

第278号 北海道ガス料金値上げ反対に関する件

（採択）

第279号 年始等における郵便集配業務廃止の件

（採択）

第282号 北海道ガス、プロパンガスの 値上げ反対
の件

（採択）

残余の請願、陳情について、今後付託予定のものを
含め、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異
議なくそのことに決定。

一 般 議 事

- ① 年始等における郵便集配業務の廃止に関する要望意見案の発議についてはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 地方行財政制度に対する対策の件ほか2件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 委員長から、昭和49年度開発関係予算等に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定。実施時期等については、委員長に一任することとした。

厚 生 委 員 会

○12月7日（金） 午後1時7分、第9委員会室において
開議、午後2時2分散会、委員長 阿
部 恵三男（自民）

一 般 議 事

- ① 委員長から、さきに実施した診療報酬引上げ等に関する中央折衝の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ② 北海道児童福祉審議会委員として川尻外治副委員長（自民）及び渡辺和歌子委員（社会）を選任することに決定。

③ 民生部長及び衛生部長から、第4回定例会提出予定案件についてそれぞれ説明。

④ 民生部長から、社会福祉法人きたみ学園における収容児童の死亡事故及び北海道もなみ学園における火災事故についてそれぞれ説明。

⑤ 山家 勇委員（社会）から、(1)公衆浴場に関し、燃料その他による経営難に伴う転廃業の実態と公営切替えの考え、公衆浴場の今後のあり方、(2)精薄施設退所後の追跡指導、各施設の燃料確保の状況について
質疑及び意見があり、衛生部長及び民生部長から答
弁。

○12月18日（火） 午前10時58分、第9委員会室において
開議、午前11時38分散会、委員長 阿
部 恵三男（自民）

付託案件の審査

○ 議案第17号 （北海道保母修学資金貸付条例の一部を改正する条例案）、議案第18号（北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案）、議案第19号（北海道立診療所条例の一部を改正する条例案）、議案第23号（石狩東部広域水道企業団の設立に関する件）及び議案第24号（損害賠償の額の決定に関する件）を順次議題とし、民生部長及び衛生部長からそれぞれ説明の後、いずれも異議なく原案のとおり可決することに決定。付託議案に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一 般 議 事

- ① 付託の請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすること、及び社会福祉対策の件ほか1件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長から、開発関係予算要望等に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。
- ③ 津川 直一委員（道政ク）から、福祉関係国費予算のウェイト引上げと道の上置き措置、福祉施設の不燃化について、
山家 勇委員（社会）から、予算折衝における道の特色、道の先取り施策等について
質疑、意見及び要望があり、民生部長及び衛生部長から答弁。

商 工 労 働 委 員 会

○12月7日（金） 午後零時40分、第8委員会室において
開議、午後1時30分散会、委員長 合

請願、陳情の審査

請 願

第237号 失対事業に働く労働者の賃金再改定の件
（採択）

一 般 議 事

- ① 砂原 清治委員（社会）から、さきに実施した他府県の商工労働事情の調査及び北海道の物産と観光展の事情調査の概要について報告、異議なくこれを了承。
- ② 商工観光部長、労働部長及び公営企業管理者から、第4回定例会提出予定案件についてそれぞれ説明。
- ③ 商工観光部長から、最近における灯油の需給動向及び石油の削減問題について説明の後、

砂原 清治委員（社会）から、小売店への円滑な供給、公共施設に対する供給体制、除雪用燃料の確保対策、各地域の凍結価格の調査及び200ℓ当り5,000円の根拠等について、

星野 健三委員（社会）から、灯油価格の積算基礎、昨年の卸価格、小売価格の妥当性について質疑及び意見があり、商工観光部長から答弁。

○12月18日（火） 午後零時41分、第8委員会室において開議、午後零時50分散会、委員長 合坪 正三（社会）

開議に先だち、新たに選任された湯本芳志委員（社会）及び松尾静江委員（自民）の紹介があった。

請願、陳情の審査

請 願

第275号 日本中国共同声明に基づく実務協定早期締結に関する要望決議の件 （採択）

残余の請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

一 般 議 事

- ① 委員の異動に伴う議席の一部変更についてはかり、異議なく現在着席のとおりとすることに決定。
- ② 中小企業振興対策の件ほか2件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 失業対策事業就労者の賃金増額並びに日本・中国共同声明に基づく実務協定の早期締結に関する要望意見案についてはかり、異議なく配付の案文により発議することに決定。
- ④ 委員長から、昭和49年度国費予算並びに要望意見書等に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。

農 務 委 員 会

○12月7日（金） 午後1時5分、第7委員会室において開議、午後1時50分散会、委員長 三上 勇（自民）

一 般 議 事

- ① 農務部長から、第4回定例会提出予定案件について説明の後、

亀井 忠衛委員（社会）から、畜産経営安定資金の利率、期間等の資料について要求があった。

- ② 農務部長から、加工原料乳保証価格の年度内改訂の要請経過について説明。

- ③ 農務部長から、農業生産資材等の需給対策について説明の後、

笠井 幸衛委員（社会）から、国に対する要請運動及び次善策の想定について

質疑及び意見があり、農務部長から答弁。

- ④ 工藤 万砂美委員（自民）から、農業高校校定時刻の明年度の見通し及び農協の員外販売の実態に関する資料について

質疑及び要求があり、農務部長から答弁。

○12月18日（火） 午前11時50分、第7委員会室において開議、午後零時40分散会、委員長 三上 勇（自民）

付託案件の審査

- 議案第12号（北海道立農業大学校条例案）及び議案第13号（北海道畜産経営特別資金助成事業基金条例案）を順次議題とし、農務部長からそれぞれ説明の後、いずれも異議なく原案のとおり可決することに決定。付託議案に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一 般 議 事

- ① 委員長から、12月8日、竹内重雄議員（社会）が商工労働委員から所属変更された旨を報告。ついで、委員の異動に伴う議席の一部変更についてはかり、異議なく現在着席のとおりとすることに決定。
- ② 委員長から、さきの委員会において要求のあった畜産経営特別資金金融助成事業に関する資料の提出があった旨並びに最近における石油危機等に関連する農業用資材等の確保等に関する要望意見案の発議について、総務委員会が窓口となり、議員全員により行なうこととした旨を報告。
- ③ 委員長から、請願第5号（消費者米価の物統令適用除外と米の買入れ制限反対、生産調整奨励金道費上積みと生産調整転換要求の件）について、請願者から取下げがあった旨を報告。ついで、残余の請願、陳情に

について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすること、及び寒地農業対策に関する件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

- ④ 委員長から、昭和49年度国費予算に関する中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。
- ⑤ 新村 源雄委員（社会）から、てん菜取引価格に対する決意について
質疑及び意見があり、農務部長から答弁。

建設委員会

○12月7日（金） 午前10時53分、第4委員会室において
開議、午前11時5分散会、委員長 倉
増 新八郎（自民）

一般議事

- ① 委員長から、さきに実施した道内建設事情の調査並びに厚岸町における公有水面埋立てに関する現地調査の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ② 土木部長から、第4回定例会提出予定案件について説明。
- ③ 桜井 勝広委員（社会）から、厚岸町の公有水面埋立てに関する道の指示及び町との連けいについて
質疑及び意見があり、土木部長から答弁。

○12月19日（水） 午前11時43分、第4委員会室において
開議、午前11時50分散会、委員長 倉
増 新八郎（自民）

付託案件の審査

- 議案第25号（北海道道の路線の認定、廃止及び変更に関する件）及び議案第26号（河川法に基づく1級河川の指定等についての意見に関する件）を順次議題とし、土木部長からそれぞれ説明の後、いずれも異議なく原案のとおり可決することに決定。付託議案に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一般議事

- ① 付託の請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすること、及び地方道整備の件は3件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長から、昭和49年度道開発予算に関する中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任する

こととした。

農地開発委員会

○12月7日（金） 午後零時37分、第2委員会室において
開議、午後零時56分散会、委員長 小
堀 秀次（社会）

一般議事

- ① 石川 十四夫副委員長（道政）から、さきに実施した他県における農地開発事業の調査の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ② 副委員長から、さきの委員会において要求のあった開拓の一般農政移行措置に関する総点検対象組合取りまとめ結果の資料の提出があった旨を報告。ついで、農地開発部長から、提出資料について説明。
- ③ 農地開発部長から、昭和48年度国費予算の繰延べについて説明。

○12月18日（火） 午前11時39分、第2委員会室において
開議、午前11時45分散会、委員長 小
堀 秀次（社会）

一般議事

- ① 委員長から、昭和49年度国費予算に関する中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。
- ② 付託の請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすること、及び農地開拓事業推進の件は1件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

水産委員会

○12月7日（金） 午前11時33分、第6委員会室において
開議、午後零時2分散会、委員長 滝
沢勉（自民）

一般議事

- ① 委員長から、さきに実施した他県水産事情調査の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ② 水産部長から、第3次国連海洋法会議の概要並びに第4回定例会提出予定案件についてそれぞれ説明。
- ③ 委員長から、北方海域におけるだ捕抑留漁船船主及び乗組員に対する救済措置に関する中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。

- ④ 吉田 政一委員（自民）から、最近の石油問題の水産業に及ぼす影響に対する見解と確保の見通しについて
質疑及び意見があり、水産部長から答弁。

○12月18日（火） 午前11時54分、第6委員会室において
開議、午後零時20分散会、委員長 滝
沢 勉（自民）

副委員長の互選



奥野一雄副委員長

- ① 委員長から、副委員長互選の方法についてはかり、吉田政一委員（自民）の動機により指名推選の方法をもって、奥野一雄委員（社会）を副委員長に選出。
② 副委員長選任に伴う理事の補充選任についてはかり、異議なく原

清重委員（社会）を選任。

- ③ 委員長から、議席の一部変更についてはかり、異議なく配付の議席表のとおりすることに決定。

一般議事

- ① 水産部長から、漁業用石油の現況について説明。
② 委員長から、昭和49年度水産関係国費予算に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。
③ 委員長から、陳情第73号（水質汚濁防止法に基づく工場廃水基準の強化と取締りの徹底並びに汚水公害によるこんぶ、ういの被害補償に関する件）について取下げがあった旨を報告。残余の請願について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
④ 沿岸漁家振興対策の件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
⑤ 奥野 一雄委員（社会）から、漁協関係の不幸事件の傾向と指導の決意について
質疑及び意見があり、水産部長から答弁。

文教林務委員会

○12月5日（水） 午後2時47分、第10委員会室において
開議、午後4時1分散会、委員長 諏
訪田 勝衛（社会）

一般議事

- ① 委員長から、さきに実施した道外交教林務事情調査の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。
② 教育長、林務務部長及び学事課長から、第4回定例

会提出予定案件についてそれぞれ説明。

- ③ 教育長から、昭和49年度公立高等学校適正配置計画について説明の後、

熊谷 克治委員（社会）から、全日制普通科の来年度以降の長期展望の検討作業状況、校舎の近代化の遅れと教職員組合代表等の意見交換について、

影山 豊委員（社会）から、野幌高校の間口増の具体策及び都市周辺部の対策について、

深山 和因委員（自民）から、間口増に伴う学力の低下傾向、過疎地域における間口減の考え方、校舎建築資材の高騰に伴う計画変更の有無について、

本間 喜代人委員（共産）から、間口減に対する地元の了解、定時制の間口減と学級定数、恵庭北高の学科転換に対する地元との話し合い、千歳、恵庭地区と札幌市の生徒流動状況と将来の見通し、小樽商業高校の学科転換と将来計画、高校間口対策の長期計画等について

質疑、意見及び要望があり、教育長から答弁。

- ④ 学校教育課長から、昭和49年度高校入学者選抜の実施について説明の後、

本間 喜代人委員（共産）から、定時制の2次募集に関連して、就職決定等に伴う救済措置について
質疑及び要望があり、学校教育課長から答弁。

○12月19日（水） 午後零時35分、第10委員会室において
開議、午後零時43分散会、委員長 諏
訪田 勝衛（社会）

付託案件の審査

- 議案第20号（北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案）及び議案第21号（北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案）を順次議題とし、教育長からそれぞれ説明の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

請願、陳情の審査

請 願

- 第146号 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法にかかわる条例の施行にともなう協定書に即した行政通達の件 （議決不要）

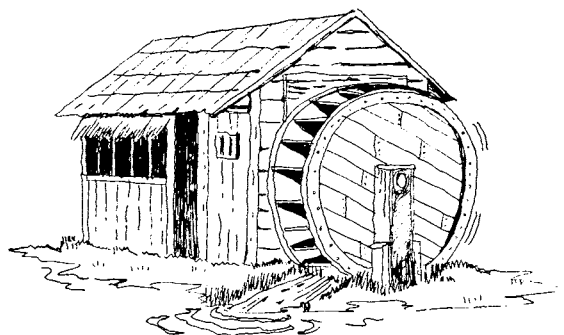
陳 情

- 第34号 道立高等学校（全日制普通科）新設の件 （議決不要）

残余の請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

一 般 議 事

- 学校教育並びに社会教育の充実促進の件ほか1件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。



特 別 委 員 会

総合開発調査特別委員会

○12月6日（木） 午前11時35分、第2委員会室において
開議、午後1時20分散会、委員長 神
部 俊郎（自民）

① 委員長から、さきに実施した道内開発事情調査の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。

② 開発調整部長から、苫小牧東部工業基地開発に係る苫小牧市の基本方針について説明の後、

砂原 清治委員（社会）から、石油事情、インフレ等の対応策及び3期計画のあり方、石油輸入の見通し、3期計画の早期見直しについて、

青木 力委員（社会）から、石油問題に対する道の姿勢、苫東開発に対する道の計画と市との関連等について、

湯田 倉治委員（社会）から、市の基本方針に対する見解と道の計画変更の必要性、電力使用燃料の考え方、市の計画策定時の相談と道の意見について

本間 喜代人委員（共産）から、市の独自案とマスタープランとの関連、環境保全と鉄鋼立地留保の考え方、公害研究所の設立時期等について

質疑及び意見があり、開発調整部長及び大規模工業基地開発事務局長から答弁。

③ 開発調整部長から、昭和49年度国の予算編成について説明。

④ 青木 力委員（社会）から、新幹線、国土開発幹線自動車道等の今後の進め方、用地買収、ルート等の明確化、公団への先行取得の要請、新幹線ルートの道東延長等について

質疑、意見及び要望があり、開発調整部長から答弁。

○12月19日（水） 午後2時37分、第2委員会室において
開議、午後2時45分散会、委員長 神
部 俊郎（自民）

① 付託の請願、陳情について、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

② 開発調整部長から、昭和49年度道開発予算の編成日程について説明。

③ 委員長から、今後の中央情勢を考慮し、昭和49年度道開発予算に関する中央折衝の実施についてははかり、異議なくそのことに決定。

石炭対策特別委員会

○12月6日（木） 午後4時34分、第8委員会室において

開議、午後6時19分散会、委員長 伊
藤 弘（自民）

① 委員長から、さきに実施した産炭地域6団体連絡協議会代表者会議及び石炭危機突破中央大会等出席の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。

② 商工観光部長から、石炭危機突破中央大会の結果について説明の後、

山科 喜一委員（共産）から、道における貯炭、採炭の方法及び暖房炭の重点的取上げ方、石炭のガス化、液化研究の進め方、石油事情悪化による化学繊維不足対策等について

工藤 万砂美委員（自民）から、労働力確保の必要性と指導方法、炭鉱就職手当等の考え方について、

山家 勇委員（社会）から、現在の労働者の安定対策と具体的な検討方について

質疑、意見及び要望があり、商工観光部長及び労働部長から答弁。

③ 商工観光部長から、第4回定例会提出予定案件について説明。

④ 商工観光部長から、石炭火発の立地について説明の後、

工藤 万砂美委員（自民）から、産炭地域への立地と奈井江地区の取扱いについて、

山家 勇委員（社会）から、道の態度決定の時期、苫東開発計画との関連について、

藤井 虎雄委員（社会）から、苫小牧市の苫東開発基本方針の電力燃料と環境保全上の予想数値及び石炭火発建設との関連、道の態度決定のあり方について、

山科 喜一委員（共産）から、石炭火発立地選定の主体と方法等について

質疑、意見及び要望があり、商工観光部長及び開発調整部長から答弁。

○12月19日（水） 午後零時26分、第8委員会室において
開議、午後1時16分散会、委員長 伊
藤 弘（自民）

① 委員長から、昭和49年度国費予算に関する中央折衝の実施についてははかり、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。

② 付託の請願、陳情について、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

③ 宇川 源吉委員（自民）から、山元貯炭量と輸送対策の重要性について、

工藤 万砂美委員（自民）から、除雪対策と石炭輸送の状況、水質汚濁等浄化設備経費に対する方策、へき地閉山対策補助金の適用緩和について、

山家 勇委員（社会）から、火発立地と明年度出炭計画との関連、立地点相談の時期、除雪用燃料の確保

対策、職業安定所の合理化に対する考え方等について、

山科 喜一委員（共産）から、石炭専焼交付金の要求主体、石炭見直しと出炭規模確保の見直し等について

質疑、意見及び要望があり、商工観光部長及び労働部長から答弁。

北方領土対策特別委員会

○12月19日（水） 午後零時10分、第6委員会室において開議、午後零時20分散会、委員長 福島 新太郎（自民）

- ① 委員長から、木南貫一委員（共産）の逝去に伴い、湯本芳志議員（社会）が補充選任された旨を報告。ついで、委員の異動に伴う議席の一部変更についてはかり、異議なく現在着席のとおりとすることに決定。
- ② 委員長から、さきに実施した北方領土復帰促進に関する現地調査の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ③ 委員長から、大阪府ほか4県の北方領土返還に関する議決状況について報告。
- ④ 領対本部長から、昭和49年度国費予算要望の概要について説明。
- ⑤ 委員長から、昭和49年度国費予算編成に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員については、委員長に一任することとした。

公害対策特別委員会

○12月19日（水） 午後1時15分、第4委員会室において開議、午後1時20分散会、委員長 高橋 正四郎（自民）

- ① 委員長から、さきに実施した他県における公害状況等の調査の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ② 生活環境部長から、苫小牧東部大規模工業基地に係る環境保全について説明。
- ③ 付託の請願について、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ④ 昭和49年度公害関係国費予算に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定。実施時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。

苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査特別委員会

○10月18日（木） 午後5時41分、第1委員会室において開議、午後5時43分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 委員長から、9月21日の委員会において要求のあった資料が提出された旨を報告。
- ② 委員会の調査経費について、昭和48年度中4,600万円以内とする決議案の発議についてはかり、異議なくそのことに決定。

○10月23日（火） 午前11時31分、第1委員会室において開議、午後4時46分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 委員長から、渡辺省一委員（自民）の辞任に伴い、伊藤知則議員（自民）が補充選任された旨を報告。ついで、委員の異動に伴う議席の変更についてはかり、異議なく現在着席のとおりとすることに決定。
- ② 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、質疑を続行、

本間 喜代人委員（共産）から、日本企業ドックとの用地買収に関し、道と接触の経過、用地買収に関連して道議会議員の関与の事実について質疑及び要望があり、公営企業管理者及び開発用地課長から答弁。議事進行の都合により午前11時59分休憩、午後1時15分再開。引き続き、

本間 喜代人委員（共産）から、不動産業者に対する買収協力依頼に関し、北海道土地、北海道建物に対し用地保有を依頼した時期、両会社と道との関係、買収基準価格の変更と不動産業者に対する用地買収依頼との関係、丸紅との接触経過に関する資料の真偽および内容について

質疑及び意見があり、公営企業管理者から答弁。議事進行の都合により午後2時15分休憩、午後2時35分再開。関連して、

松本 響委員（自民）から、帯広市在住の地主からの用地買収に関し、買収の経過と買収価格について質疑及び意見があり、公営企業管理者から答弁の後、引き続き、

本間 喜代人委員（共産）から、岩倉組との接触の経緯、岩倉組と木専販との関係、木専販が基地内用地を買収した時期及びその動機、不動産業者不介入の原則を変更した事実の有無、第2次買収の方針について質疑及び意見があり、議事進行の都合により午後3時27分休憩、午後4時1分再開し、公営企業管理者から、休憩前の本間委員の質疑に対する答弁の後、引き続き、

本間 喜代人委員（共産）から、港湾東水路の建設計画と未買収地との関連、基地内鉄道用地の面積、帯広市在住者用地買収に関連して道議会議員の関与の有無、未買収地を企業局が買収する意思と工業基地買収の実績と評価、買収の打ち切りを決定した時期と内容に関する資料等について

質疑、意見及び要求があり、公営企業管理者及び開発用地課長から答弁。

○10月24日（水） 午前11時14分、第1委員会室において開議、午後5時8分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 委員長から、昨日の委員会において要求のあった資料の提出があった旨を報告。
- ② 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、質疑を続行、

公営企業管理者から、昨日の本間委員の質疑に対する補足答弁の後、引き続き、

本間 喜代人委員（共産）から、用地買収の打ち切りに関する企業局内の意思統一、未買収公有地の具体的内容、基準価格改訂の公有地への適用の有無と公有地買収予算について

質疑及び意見があり、公営企業管理者から答弁。議事進行の都合により午前11時47分休憩、午後2時10分再開。公営企業管理者から、休憩前の本間委員の質疑に対する補足答弁の後、引き続き、

本間 喜代人委員（共産）から、未買収民有地の面積及び所有者、三国興産・白熊総業と丸紅の関係、未買収地所有者からの買収意思に係る照会、苫小牧市振興公社からの用地買収代金支払いの相手方について質疑及び意見があり、公営企業管理者から答弁。議事進行の都合により午後3時16分休憩、午後3時39分再開。公営企業管理者から、休憩前の本間委員の質疑に対する補足答弁の後、引き続き、

本間 喜代人委員（共産）から、苫小牧市振興公社からの用地買収の経過、振興公社の農地取得資格の有無、農地法上の手続の有無及び農地法違反の疑いとこれに対する見解、苫東工業基地用地取得費の残額と追加補正の考え等について

質疑及び意見があり、公営企業管理者及び農務部長から答弁の後、奈良敬蔵委員（自民）から、本委員会副委員長の職にある者の発行に係る新聞の記載内容とこれに対する委員長の措置について議事進行発言があり、改発治幸委員（社会）から発言、委員長から応答。

○10月25日（木） 午後4時52分、第1委員会室において開議、午後5時28分散会、委員長 麻

里 悌三（自民）

- ① 委員長から、昨日の奈良委員の議事進行発言の取扱いについて、理事会協議の結果、委員長に一任することとした旨を報告。

- ② 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、質疑を続行、

高橋 鉦委員（公明）から、苫東基地用地買収に関し、公明党所属の国会議員が関与した事実の有無、土地政策に対する所見、不動産業者の介入に対する見解と介入阻止のための措置内容、企業局本局が用地買収を行なった理由等について

質疑及び意見があり、公営企業管理者から答弁。

○10月26日（金） 午後1時42分、第1委員会室において開議、午後5時35分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、質疑を続行、

高橋 鉦委員（公明）から、公明党所属国会議員の用地買収に関するあつ旋行為及び前知事と会談した事実の有無、厚真町共和地区等における買収実績が低い理由、買収交渉の経過、不動産業者の介入阻止のための措置と不動産業者の用地買収の実態、蔦森山林の買収経過、不動産業者不介入の原則を変更した事実、木専販の基地内用地買収による影響及び当該用地を買収する意思、日本企業ドックからの用地買収に際してあつ旋者に手数料を支払った事実の有無、供応事実に対するその後の調査内容について（関連して、松本響委員（自民）から、供応に関する資料について）

質疑、意見及び要求があり、公営企業管理者から答弁、委員長から応答があって、午後2時49分休憩、午後3時58分再開。引き続き、

高橋 鉦委員（公明）から、特別用地費に関し、課税科目に係る国税局とのその後の交渉経過、48年度工業団地開発事業会計中土地売却費執行の見通し、農地法73条違反に係る是正措置状況、未買収地に対する今後の取扱い、追分町に対する住宅用地払下げに関する見解、住宅団地の用地取得の構想と実績、代理行為による委任状年月日前に土地の評価を行なった事例に係る資料、厚真町の長期総合開発計画の中間報告と道が関与した事実、工業基地内の環境保全対策と公共用地拡大の考えについて

質疑、意見及び要求があり、公営企業管理者から答弁。

- ② 関係人の出頭請求、尋問及び記録の提出請求方法等に関する申合せ事項についてはかり、異議なく理事会協議のとおり決定。

- ③ 証人として出頭すべき者についてはかり、異議なく

北海道出納長能登三之助氏、北海道教育長山本武氏、北海道後志支庁長樫原匡幸氏、北海道企業局次長谷口修氏、北海道企業局開発用地課長相馬政幸氏、北海道企業局苫小牧東部工業団地開発事務所長富田稯氏、北海道企業局開発用地課長補佐大野耕治氏、北海道商工観光部工業課課長補佐早川俊一氏、北海道身体障害者職業訓練校長飯田明氏に出頭するよう議長を通じ申し出ることに決定。なお、各証人に対する証言を求める事項、証言を求める日時等については、理事会において協議することとした。

○11月9日（金） 午後3時46分、第1委員会室において開議、午後5時12分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 委員長から、10月26日の委員会において要求のあった資料の提出があった旨を報告。

② 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、質疑を続行、

公営企業管理者から、10月26日の委員会における高橋委員の質疑に対する補足答弁の後、引き続き、

高橋 鈺委員（公明）から、土地の価格評定を売買交渉前に示した事実の有無、代理行為による用地取得の妥当性、南波氏からの用地買収に関し、代理行為と解することの当否、南波氏が欠損した理由と経緯、融資あっ旋及び損失補てんを約束した事実の有無、代理行為による委任状年月日前に道が価格評価した事実、取引事情補正の内容と運用の妥当性等について（関連して、本間喜代人委員（共産）から、取引事情補正を行なった件数と内容に関する資料について）

質疑、意見及び要求があり、公営企業管理者から答弁。

③ 知事の出席について、理事会協議の結果、総括質疑の段階で行なうことを了承。

○11月10日（土） 午後6時28分、第1委員会室において開議、午後6時31分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 証人として出頭すべき者についてはかり、異議なく11月13日に北海道身体障害者職業訓練校長飯田明氏及び北海道教育長山本武氏、11月14日に北海道後志支庁長樫原匡幸氏、11月15日に北海道出納長能登三之助氏に出頭するよう議長に申し入れることに決定。

② 証人尋問における委員会室の配置について、理事会決定のとおりすることを了承。

○11月12日（月） 午後6時50分、第1委員会室において開議、午後6時52分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

○ 委員長から、証人尋問の方法等について理事会に一

任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○11月13日（火） 午前10時39分、第1委員会室において開議、午後6時12分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 証人尋問の方法等に係る申合せ事項についてはかり、異議なく理事会協議のとおり追加することに決定。

② 飯田・山本両証人に対し証言を求める事項についてはかり、飯田証人には「日本企業ドックより買収した土地の諸問題について」ほか6項目、山本証人には「道の直接買収方針について」ほか2項目とすることに決定。

③ 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

委員長から、飯田証人に対する人定尋問の後、証言に当たっての注意事項を述べ、ついで、全員起立のうえ、飯田証人から宣誓を行なった後、飯田証人に対する尋問に入り、

先崎 照雄委員（社会）から、現地所長としての在職期間、不動産業者不介入の原則の変更指示の有無、不動産業者からの用地買収をした考え方、柏原地区の用地買収の交渉経過とその後用地買収に与える影響について考慮の有無、日本企業ドック社長との会見した時期、回数、会談内容及び用地買収に関する現地事務所の役割並びに本局扱いとした時期と指示の相手方、土地の価格評定の時期と方法、南波氏の欠損の事実及び補てん措置を約束した事実の有無並びに苫小牧信金に対する融資あっ旋の有無、日本企業ドックが南波氏に融資した事実、基準価格変更に伴う農用地所有者との協議の有無、代理行為による委任状の年月日より買収価格評価年月日が早い事実とその理由、道南拓地からの用地買収価格に道路部分が上積みされている理由等について

主尋問があり、飯田証人から証言。議事進行の都合により午後零時6分休憩、午後零時18分再開。ついで、

高橋 鈺委員（公明）から、北海道興産南波社長との接触の時期と経過、日本企業ドックと現地事務所との交渉に至った経緯及び所有地入手経路等についての把握内容、共和地区の用地買収経過と不動産業者介入の理由、代理行為による委任状の確認と評価月日の前後の状況等について

主尋問があり、飯田証人から証言。議事進行の都合により午後零時55分休憩、午後2時8分再開。ついで、

川尻 外治委員（自民）から、南波氏の欠損に関連し、本局からの指示の内容と相手方及びこれに対する報告、買収価格を決定した経過について、

越前谷 忠委員（社会）から、北海道物産からの買収価格決定に際し、宅地見込み地と判断した根拠、用

買収業務の主体と日本企業ドックについて本局扱いとするに至った経緯、買収価格に対する本局と現地評価員の見解に相違の有無について、

中田 繁夫委員（社会）から、日本企業ドックからの用地買収に関し、現地事務所と本局との関係と業務の執行、価格決定に対する現地評価員の役割と具体的な業務内容について、

笠島 保委員（社会）から、日本企業ドックからの用地買収に関し、買収価格に対する現地評定員の意見の反映の程度、本局が直接交渉することにした理由、基準価格変更に伴う措置に係る確認書締結の経緯、北海道興産社長南波氏の欠損金額と買収価格の根拠及び苫小牧信金に対し融資あっ旋をした事実、南波氏に代替地のあっ旋を依頼した事実について

それぞれ補充尋問があり、飯田証人から証言があって、飯田証人に対する尋問を終結。議事進行の都合により午後4時21分休憩、午後4時35分再開。

委員長から、山本証人に対する人定尋問の後、証言に当たっての注意事項を述べ、ついで、全員起立のうえ、山本証人から宣誓を行なった後、山本証人に対する尋問に入り、

本間 喜代人委員（共産）から、在任中の主たる業務内容及び前任者からの引継ぎ事項、基準価格改訂の経緯と管理者の見解、第2次買収に関する検討内容、基地内の用地確保について丸紅に依頼した事実に関する承知の有無、知事と丸紅常務との会談内容、丸紅のダムーによる基地内土地買収行為の事実に関する承知の有無、木専版社長との会談内容と用地確保の依頼の有無、第三セクター構成会社の基地内用地取得に対する見解について

主尋問があり、山本証人から証言。議事進行の都合により午後5時56分休憩、午後5時58分再開。ついで、

川尻 外治委員（自民）から、丸紅に対する交渉に対する指示の内容、丸紅から基地内用地の情報収集を要した理由及び未買収地のリスト等を提示した経緯、丸紅常務と知事との会談について事前連絡の有無について

補充尋問があり、山本証人から証言があって、山本証人に対する尋問を終結。

〇11月14日（水） 午前11時2分、第1委員会室において開議、午後7時16分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 証人として出頭すべき者についてはかり、異議なく11月19日に丸紅（株）札幌支店次長安倍改造氏、20日に（株）日本企業ドック社長高山邦夫氏に出頭するよう議長を通じ申し出ること決定。

- ② 前記証人に対し証言を求める事項についてはかり、

異議なく安倍証人には「三国興産（株）の工業用地買収の経緯について」ほか9項目、高山証人には「昭和45年12月18日念書と融資との関連について」ほか24項目とすることに決定。

- ③ 提出を求める記録についてはかり、株式会社日本企業ドックに対し「税務署へ提出した申告書及び納税証明書（45年度分～47年度分）」ほか2件、苫小牧市に対し「市が安藤沼周辺の用地を農民から買収した際の関係書類」、丸紅株式会社に対し「北海道企業局よりの未買収地調査のための依頼リスト写し」を議長を通じ申し出ること決定。

- ④ 榎原証人に対し証言を求める事項について、理事会協議の結果、「農地法違反について」ほか9項目に決定した旨を報告。

- ④ 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

委員長から、榎原匡幸証人に対する人定尋問の後、証言に当たっての注意事項を述べ、ついで、全員起立のうえ、榎原証人から宣誓を行なった後、榎原証人に対する尋問に入り、

藤井 猛委員（自民）から、企業局の在任期間と公営企業管理者との意思疎通、不動産業者介入の時期と実態把握及び対応策、葛森山林買取りの経過、日本企業ドックとの接触の契機と対応方針、分譲計画の内容把握と本局取扱いとした理由、企業ドックの取得面積拡大の経緯と確認方法、協定書・約定書・念書等数多くの文書交換をした妥当性、50年買収に係る約定と買収計画との関連及び管理者の意見、融資協力に係る念書と資金事情の調査及び失効後の回収措置、買収価格の算出根拠と買戻し金おり込みの経過、企業ドック幹部との会合の内容と供応の事実の有無、葛森山林を本局扱いとした理由、宅地見込み地と評価変更した意味、南波氏の欠損金補てん要請に対する措置内容、農地法73条違反の原因について

主尋問があり、榎原証人から証言があって、午後零時47分休憩、午後2時54分再開。ついで、

中田 繁夫委員（社会）から、日本企業ドックとの接触の動機と紹介者の有無及び話合いの内容、用地買収に係る本局と現地事務所の分担、企業ドック取得用地の事実確認、企業ドックに対する判断と直接交渉とした経過、不動産業者不介入の方針と基地内土地の動きの把握状況及び企業ドック所有地の買収決定をした経過、土地分譲計画の了知時期と確認方法及び買戻しと係争の事実関係、当初接触後、企業ドックの取得用地拡大の経過と道の対応態度について

主尋問があり、榎原証人から証言。議事進行の都合により午後5時16分休憩、午後5時31分再開。引き続き、

中田 繁夫委員（社会）から、売買予約に係る覚え

書から50年までに3,000円で買収するとした約定の経過と根拠及び繰上げ買収した理由並びに買戻し賠償金を上積みした経過と確認方法、買収価格決定の妥当性と管理者との相談の有無、融資協力の係る念書と協力の有無及び資金事情の調査並びに道相銀輪西支店との接触の内容等について

主尋問があり、榎原証人から証言。議事進行の都合により午後7時12分休憩、午後7時15分再開し、委員長から、休憩中協議の結果（今後の審査日程等）について報告。

○11月15日（木） 午前11時4分、第1委員会室において開議、午後6時50分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、榎原証人に対する尋問を続行、

本間 喜代人委員（共産）から、用地買収予算決定時期と3期計画との関連及びその背景、企業局設置の際の引継ぎ事項、道の直接買収方針決定の理由及び被買収者の均衡保持に対する見解と感謝金に対する認識並びに基準価格変更の場合に係る確認書との関連、公有地取得に関する苫小牧市との交渉経過と予算措置、苫小牧市振興公社が農地を取得する資格の有無と農地法違反に対する見解、融資協力の係る約定書に対する判断と債務負担行為との関連及び知事・副知事等との協議、責任の所在について

主尋問があり、榎原証人から証言。議事進行の都合により午後零時48分休憩、午後5時25分再開。

② 委員長から、11月9日の委員会において要求のあった資料について提出があった旨を報告。

③ 能登三之助証人に対する尋問は、本日行なわないことを了承。

④ 榎原証人に対する尋問を続行、

高橋 鉦委員（公明）から、不動産業者不介入の原則と現実に対する認識及び宅地・宅地見込み地の基準価格の設定経緯、業者不介入方針決定後に介入した土地に対し宅地・宅地見込み地として買収した理由、農地の基準価格変更の必要性、代理契約に係る評価が宅地・宅地見込み地とした理由と代理行為の実態に対する所見、日本企業ドックとの交渉に至った経緯と分譲計画に対する対応、農家との直接交渉が決裂した土地の経過、阿部氏所有土地の交渉経緯、南波氏との接触の経過と買収価格決定の経緯及び欠損金に対する処置について

主尋問があり、榎原証人から証言。本間 喜代人委員（共産）から、証言内容の一部訂正の必要性について議事進行発言あって、午後6時45分休憩、午後6時48分再開。

⑤ 申し出のあった補充尋問の取扱い及び本間委員の申し出について、理事会において協議することを了承。

○11月16日（金） 午後3時28分、第1委員会において開議、午後3時31分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 能登三之助証人に対する尋問は、本日行なわないことに決定。出頭を求める時期等については、理事会に一任することとした。

② 高山邦夫証人に対する出頭を求める日時について、11月20日、21日及び23日午前10時30分に変更することに決定。

○11月19日（月） 午後1時15分、第1委員会室において開議、午後3時30分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 高山邦夫証人に対する出頭を求める日時について、同氏から変更の申し出があり、理事会協議の結果これを了承し、11月30日午前10時30分に変更することに決定。

② 11月14日の委員会決定に基づく記録について、丸紅 ㈱札幌支店長から提出があった旨を報告。なお、記録は、必要に応じ、書面審査室において閲覧することを了承。

③ 安倍証人に対し証言を求める事項について、理事会協議の結果、「三国興産(株)の工業用地買収の経緯について」はか7項目に変更することに決定。

④ 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

委員長から、安倍改造証人に対する人定尋問の後、証言に当たっての注意事項を述べ、ついで、全員起立のうえ、安倍証人から宣誓を行なった後、安倍証人に対する尋問に入り、

松本 響委員（自民）から、安倍次長の企業局訪問の経過と会談の内容、三国興産の土地買収の事情と買収協力依頼の有無、9月20日の委員会調査結果の事実と対応の内容、白熊総業・三国興産・宝第一商事・北海道総合企画の土地取得と丸紅との関係等について主尋問があり、安倍証人から証言。議事進行の都合により午後2時休憩、午後2時15分再開。ついで、

本間 喜代人委員（共産）から、道からの買収協力依頼の判断と話し合いの内容、宝第一商事の基地内の土地購入調査の経過、北海道総合企画・白熊総業・三国興産と丸紅との関係、丸紅と第三セクターの関連及び丸紅常務の知事との会談の経過、兼松氏に対する30億円振込みの有無等について

主尋問があり、安倍証人から証言があって、安倍証人に対する尋問を終結。午後2時53分休憩、午後3時27

分再開。

- ⑤ 証人として出頭すべき者についてはかり、異議なく11月22日に苫小牧市振興公社社長大泉源郎氏に出頭するよう議長を通じ申し出ることと決定。
- ⑥ 大泉証人に対し証言を求める事項についてはかり、異議なく「市の財政事情について」ほか4項目とすることに決定。
- ⑦ 11月14日の委員会決定に基づく記録について、苫小牧市長から提出があった旨を報告。

○11月20日（火） 午前11時15分、第1委員会室において開議、午後6時51分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 委員長から、安倍改造証人から、昨日の証言に関する一部訂正方の文書提出があった旨を報告。取扱いについては、理事会において検討することとした。
- ② 11月14日の委員会決定に基づく記録について、(株)日本企業ドックから提出があった旨を報告。
- ③ 高山証人に対し証言を求める事項について、理事会協議の結果、「昭和45年12月18日念書と融資との関連について」ほか21項目に変更することに決定。
- ④ 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

委員長から、高山邦夫証人に対する人定尋問の後、証言に当たっての注意事項を述べ、ついで、全員起立のうえ、高山証人から宣誓を行なった後、高山証人に対する尋問に入り、

川尻 外治委員（自民）から、株式会社日本企業ドックの会社の概要と宅建業取扱い主任者、役員の構成、企業局を訪れた時期及び紹介者の有無とその内容、苫東基地用地取得事業を認識した経過、覚え書・約定・協定書等数多くの文書を交換した理由及びこれらに反し、基地内で土地買収を行なった事実とその理由、融資協力の念書により資金調達をしたことの有無と念書作成の趣旨、樫原約定を要した理由と経緯、最終的な道との土地取引の実態、買戻し金に係る示談書の経過と支払いの事実関係、分譲の事実と内容、農地法違反事案に関連して、農地法に対する認識と違反に対する考え、企業局職員に対する供応等の事実の有無、道議会あての上申書の内容に対する見解について

主尋問があり、高山証人から証言。議事進行の都合により午後零時39分休憩、午後1時36分再開。ついで、

中田 繁夫委員（社会）から、売買価格に買戻しに要する賠償金及び差損金をおり込んだ内容、土地取得の資金内容及び買戻しに係る示談書の内容と事実関係、土地分譲の経過と買戻しを前提とした理由等について主尋問があり、高山証人から証言。議事進行の都合により午後2時39分休憩、午後2時50分再開。引き

続き、

中田 繁夫委員（社会）から、提出された契約書の真偽と示談書との不適合、土地取得面積拡大の経過と山下・兼松両氏との関係及び資金対策、基本覚え書、協定書にかかわらず土地買収を継続した理由と阿部・大森両氏所有地との関係、50年までの資金繰りの見通し及び期間短縮の事実との関係、企業局本局を直接買収交渉の相手とした経緯と示唆した者の有無について

主尋問があり、高山証人から証言。議事進行の都合により午後3時56分休憩、午後4時17分再開。ついで、

本間 喜代人委員（共産）から、南波氏との接触の時期と融資をした事情、道議会あての上申書に関連する疎明書の配付の範囲及び指摘事項の立証の可能性について

主尋問があり、高山証人から証言。委員長から、尋問の範囲について発言。ついで、高山証人から、証言拒否の範囲について発言があり、理事会協議のため午後4時25分休憩、午後5時25分再開。委員長から、高山証人に対する応答の後、高山証人から、訴追免責の保障及び除斥について発言、委員長から応答の後、高山証人から証言を拒否する旨を発言。引き続き、

本間 喜代人委員（共産）から、証言拒否の理由、立証記録提出要求の場合の対応、監査役員の関係等について

主尋問があり、高山証人から証言。議事進行の都合により午後5時59分休憩、午後6時25分再開。ついで、

高橋 鉦委員（公明）から、苫東基地内で土地取得に着手した経緯及び取得土地について取得前に道と買収交渉のあった経過の認識、役員解任の理由、兼松氏との係争と用地取得拡大との関連、大森・阿部両氏所有地の取得の経過等について

主尋問があり、高山証人から証言及び一部証言拒否があって、高山証人に対する尋問を終結。

○11月22日（木） 午前11時、第1委員会室において開議、午前11時54分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 証人として出頭すべき者についてはかり、11月26日及び27日に北海道出納長能登三之助氏に出頭するよう議長を通じ申し出ることと決定。なお、証言を求める事項については、理事会に一任することとした。
- ② 提出を求める記録について、理事会協議の結果、影山豊氏に対し「委員会が発言あった企業局と株式会社日本企業ドックとの関連資料」を議長を通じ申し出ることと決定。
- ③ さきに報告した安倍改造証人からの証言訂正申し出書の取扱いについて、理事会協議の結果、再度出頭を

求めないことに決定した旨を報告。

④ 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

委員長から、大泉源郎証人に対する人定尋問の後、証言に当たっての注意事項を述べ、ついで、全員起立のうえ、大泉証人から宣誓を行なった後、大泉証人に対する尋問に入り、

本間 喜代人委員（共産）から、安藤沼周辺土地に対する採草放牧地造成事業のため買収経過と採草放牧地の現況及び造成事業実施の有無、苫東工業基地計画に対する農民の認識と買収説明会の経過及び協力拒否の理由、44年1定における市長の施政方針の内容、市から振興公社に買収依頼した経過と実態、振興公社の執行体制、工業基地用地に振り向ける考えと旧地主の要望、柏原地区の土地の道への売却の経過及び支払い条件、振興公社が農地を取得する資格の有無について

主尋問があり、大泉証人から証言があって、大泉証人に対する尋問を終結。

⑤ 今後の調査日程についてはかり、異議なく理事会協議のとおり決定。

○11月26日（月） 午後1時52分、第1委員会室において開議、午後5時10分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 能登証人に対し証言を求める事項について、理事会協議の結果、「用地買収の基本的方針に関し、基準価格と不動産業者介入を認めた経過について」ほか17項目と決定した旨を報告。

② 安倍改造証人及び高山邦夫証人から、証言の一部訂正に関する文書提出があった旨並びにこの取扱いについて、理事会協議の結果、再度出頭を求めないことに決定した旨を報告。

③ 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

委員長から、能登三之助証人に対する人定尋問の後、証言に当たっての注意事項を述べ、ついで、全員起立のうえ、能登証人から宣誓を行なった後、能登証人に対する尋問に入り、

越前谷 忠委員（社会）から、企業管理者の在任期間及び権限、不動産業者不介入の基本方針決定の経過と不動産業者からの買収時期及びその理由、基準価格決定の経過及び実買収価格の関連、用地買収に関する現地事務所と本局との関連、日本企業ドックと最初に接触した時期と会談の内容及びその後の協議と管理者との関連、不動産業者不介入の方針と企業ドックと交渉したことの判断との関連、企業ドック所有地及分譲計画の確認方法とその面積並びに本局扱いとした理

由、念書・覚え書等数多くの文書交換をした理由と他の事例、交換文書の性格、特定業者に融資協力を約束した経過とこれを要した理由について

主尋問があり、能登証人から証言。議事進行の都合により午後3時27分休憩、午後3時45分再開。引き続き、

越前谷 忠委員（社会）から、買収価格の決定に際し、基本的な算出基礎及び現地評価額との格差並びに取得原価の判断、買戻し金・違約金を取得原価に算入することの妥当性及び50年3,000円の算出根拠との関連、引取り期限を繰り上げて買収した理由と買収価格決定との関連、覚え書・協定書に反し、基地内買収を行なった事実と勧告等の取扱いをしなかった理由、北海道土地・建物へ転売した内容とその理由、農地法違反を犯した要因及び送検された内容とチェック機能、50年引取りに係る協定書と債務負担行為に対する見解及び買収計画との関連等について

主尋問があり、能登証人から証言。ついで、亀井忠衛委員（社会）から、債務負担行為に関する監査委員の出席及び見解聴取について措置要求があり、委員長から応答。

○11月27日（火） 午前11時55分、第1委員会室において開議、午後3時28分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

① 11月22日の委員会決定に基づく記録について、影山豊氏から提出があった旨を報告。

② 委員長から、昨日の亀井委員の措置要求の取扱いについて、理事会協議の結果、正副委員長にその方法を一任した旨を報告。

③ 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、能登証人に対する尋問を続行、

本間 喜代人委員（共産）から、用地取得の進ちょく状況及び資金状況と知事・副知事・財政当局との関連並びに日本企業ドックとの念書・約定・覚え書締結の取扱い、企業ドック所有地・分譲計画その他の確認、企業ドックとの庁外における会合と指示の内容及び供応事実の有無と調査方法、本局で接触した不動産業者とその経過、北海道建物を経由した経緯、不動産業者不介入の原則と不動産業者からの買収状況及び方針決定の経緯、取引事情補正の基準と根拠書類の有無、苫小牧市振興公社に係る農地法上の認識と公有地取得に関する議会との関連について、

主尋問があり、能登証人から証言。議事進行の都合により午後1時9分休憩、午後2時53分再開。ついで、

高橋 鉦委員（公明）から、厚真地区の買収交渉の経過、代理契約による買収事実の認識とこれに対する判断、不動産取得税に関する税務当局との協議と申告

の必要性、委任状の年月日と評価年月日との関連、代理契約に係る評価調書ですべて宅地・宅地見込み地とした判断、73条違反と統制期間との関連について主尋問があり、能登証人から証言があって、能登証人に対する尋問を終結。

○11月29日（水） 午後3時8分、第1委員会室において開議、午後6時4分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

知事から、本会議における答弁の一部訂正等について発言の後、知事に対する総括質疑に入り、

亀井 忠衛委員（社会）から、(1)農地法73条違反等に対する見解、第三セクター関連企業の基地内土地買収に対する見解と措置、日本企業ドックとの買収経過の実態と見解、(2)委員会審議過程における道の対応姿勢、文書管理のあり方、(3)用地買収経過における問題点に対する認識及び重要事項決定に対する内部チェック機能の欠如に対する見解、(4)買収交渉に当たってのあり方、(5)委員会調査結果に基づく責任のあり方と処分の時期について

質疑及び意見があり、知事から答弁。議事進行の都合により午後4時27分休憩、午後4時53分再開。ついで、

本間 喜代人委員（共産）から、(1)第三セクター関連企業の基地内用地買収に対する措置、(2)不動産業者不介入の方針と現実に対する認識及び買収適正価格に対する判断、直接買収協力者との格差を生じさせた要因に対する見解、(3)苫小牧市振興公社に係る農地法違反に対する措置、道自体の農地法違反に係る責任とその措置、(4)未買収地の地域と処理方針、第2次買収に対する考え方と資金対策及び不動産業者の動きに対する方策、道が用地買収を行なうことに対する見解と大規模工業基地の性格について

質疑及び意見があり、知事から答弁があって、知事に対する総括質疑を終結。

- ② 本日をもって、証人の出頭請求及び記録の提出請求並びに執行機関に対する質疑を終結することに決定。
③ 委員長から、調査事件に対する意見調整について、各派代表者会議で行なうことをはかり、異議なくそのことに決定。

○12月5日（水） 午後5時4分、第1委員会室において開議、午後5時11分閉会、委員長 麻里 悌三（自民）

- ① 苫小牧東部工業基地土地取得に関する調査の件を議題とし、

委員長から、奈良委員及び亀井委員の措置要求について、各派代表者会議の結果、その趣旨をふまえて調査結果を取りまとめた旨並びに意見調整の結果について報告。

ついで、委員会調査結果について報告のとおり決すること、及び調査経過部分について委員長に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。調査事件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

- ② 委員長から、調査事件に対する調査終了のあいさつがあった。

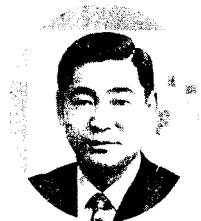
予算特別委員会

○12月13日（木） 午後6時53分、第1委員会室において開議、午後7時5分散会、委員長 湯田 倉治（社会）

正副委員長の互選



湯田倉治委員長



吉田政一副委員長

- ① 池田 金助臨時委員長（自民）から、委員長互選の方法についてははかり、各派代表者による協議のため午後6時54分休憩、午後6時55分再開。工藤万砂美委員（自民）の動議により指名推選の方法をもって、湯田倉治委員（社会）を委員長に選出。
② 委員長から、副委員長互選の方法についてははかり、鈴木誠二委員（社会）の動議により指名推選の方法をもって、吉田政一委員（自民）を副委員長に選出。
③ 本委員会の運営等協議のため午後7時休憩、午後7時3分再開。休憩中協議の結果、審査日程は配付の日程表のとおりすること、質疑の方法は通告の形式により一括してこれを行なうこと、なお、一問一答については委員長に申し出ること、発言の順位は一般質問の例に準ずること等についてははかり、異議なくそのことに決定。
④ 本委員会の運営については、自民、社会各2名、道政ク1名、計5名の理事を選び、その協議によりこれを行なうこと、及び共産についてはオブザーバーの扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。理事には、自民党から工藤万砂美委員及び滝沢勉委員、

社会党から鈴木誠二委員及び野中富雄委員、道政クから石川十四夫委員をそれぞれ選任。

- ⑤ 議席についてはかり、異議なく配付の議席表のとおりとすることに決定。

○12月14日（金） 午前10時32分、第1委員会室において開議、午後4時11分散会、委員長 湯田 倉治（社会）

- ① 公安委員会及び衛生部所管に対する質疑に入り、

熊谷 克治委員（社会）から、食品衛生行政に関し、旭川市の有害色素ジュース事件の経過と事前の食品衛生監視体制及びその強化対策、法定監視回数と監視率の現況及び今後の対策、試験検査体制の強化策及び保健所の機動力の充実について、

小野 秀夫委員（道政ク）から、血友病問題に関し、医療給付対象の拡大に伴う実施と予算措置、政令保健所の取扱い、予防医療体制の重要性、対象年齢及び地域格差の解消、入院・通院の格差撤廃、難病相談室の設置について

質疑、意見及び要望があり、衛生部長から答弁があって、公安委員会及び衛生部所管に対する質疑を終結。理事者交替のため午前11時32分休憩、午前11時36分再開。

- ② 民生部所管に対する質疑に入り、

鈴木 誠二委員（社会）から、福祉行政に関し、来年度の重点施策の考え方、物不足の影響と福祉施設に対する措置費の増額及び燃料の確保、国民健康保健事業の現況と赤字増高市町村に対する道の施策について質疑、意見及び要望があり、民生部長から答弁があって、民生部所管に対する質疑を終結。理事者交替のため午後零時13分休憩、午後零時20分再開。

- ③ 労働部所管に対する質疑に入り、

先崎 照雄委員（社会）から、職業安定所の業務に関し、労働省の権限と道の責任のあり方、留萌職安羽幌分庁舎職員の欠員補充と他の分庁舎の状況等について、

新村 源雄委員（社会）から、(1)林業労働者の腰痛症に関し、現状認識と職業病認定等の対策、調査結果の早期取りまとめと対策、(2)出かせぎ対策に関し、出かせぎ相談機能の現状と充実策、行政の一元化と総合的対策の必要性、賃金不払いの解消策及び共済制度の確立、失業保険制度改正の受けとめ方等について質疑、意見及び要望があり、労働部長から答弁があって、労働部所管に対する質疑を終結。議事進行の都合により午後1時18分休憩、午後2時36分再開。

- ④ 教育委員会所管に対する質疑に入り、

熊谷 克治委員（社会）から、(1)教職員定数に関し、教職員定数の実態と今後の取組み姿勢、無免許教

科担当率の具体的な引下げ策、養護教諭の配置基準と確保対策、学校事務職員の充足対策及び処遇の向上策、学校統廃合と定員の妥当性、(2)学校用暖房石油及びスクールバスの軽油の確保対策、(3)教職員退職時の優遇措置について、

小野 秀夫委員（道政ク）から、特殊学校の寄宿舎に関し、その実態と応急改善策、総点検の必要性、老朽建物の不燃化等について、

本間 喜代人委員（共産）から、文化財保護に関し、苫小牧東部工業基地内の埋蔵文化財調査の現状と調査費用の分担、文化財としてのランクと保護対策、鉄道建設公団等との覚え書及び掘込み水路との関連等について

質疑、意見及び要望があり、教育長から答弁があって、教育委員会に対する質疑を終結。

○12月15日（土） 午前10時42分、第1委員会室において開議、午後3時45分散会、委員長 湯田 倉治（社会）

- ① 商工観光部所管に対する質疑に入り、

藤井 虎雄委員（社会）から、エネルギー対策に関し、石油情勢に伴う石炭に対する認識、石炭鉱業審議会の中間答申の受けとめ方、山元貯炭の状況と滞貨処理、電力節約運動及び電力制限に対する考え方について、

山科 喜一委員（共産）から、(1)層雲峡地区地熱開発に関し、その現況と利用の見通し及び自然環境保全との関連、(2)物価問題に関し、プロパンガス価格に対する基本的姿勢について

質疑、意見及び要望があり、商工観光部長から答弁があって、商工観光部所管に対する質疑を終結。理事者交替のため午前11時35分休憩、午前11時39分再開。

- ② 林務部所管に対する質疑に入り、

直ちに、桜井勝広委員（社会）から議事進行発言があり、委員長から応答の後、

山科 喜一委員（共産）から、大規模林業圏構想に関し、道の山林の現況及び大規模林道開設と造林、予算上の所管省庁とその連けい、大規模林道計画と特別地域との関連、連絡協議会の内容、計画に対する今後の基本姿勢について

質疑、意見及び要望があり、林務部長から答弁があって、林務部所管に対する質疑を終結。議事進行の都合により午後零時14分休憩、午後1時23分再開。

- ③ 水産部所管に対する質疑に入り、

星野 健三委員（社会）から、遠洋イカつり漁業に関し、ニュージーランド沖の大型イカつり漁業不許可の地域別隻数とその理由、許可基準と承継の可能性及び道の指導のあり方等について、

桜井 勝広委員（社会）から、漁港の管理体制に関し、漁港施設と整備計画及び管理、保全の現況、公有水面埋立てに伴う漁港への影響と考え方、不法埋立てのあと処理、水産関係団体に対する指導体制、(2)漁業用石油等燃油類の供給確保対策について質疑、意見及び要望があり、水産部長から答弁があって、水産部所管に対する質疑を終結。理事者交替のため午後2時53分休憩、午後2時57分再開。

⑤ 住宅都市部及び土木部所管に対する質疑に入り、

影山 豊委員（社会）から、冬期交通対策に関し、除雪用燃料の確保の見通し、過疎地帯の除雪対策及び助成策、通学・通園路・歩道等の整備及び除雪対策、道路標識の実態と点検の必要性、苦情の実態と整備について

質疑、意見及び要望があり、土木部長から答弁があって、住宅都市部及び土木部所管に対する質疑を終結。

○12月17日（月） 午前10時50分、第1委員会室において開議、午後5時49分散会、委員長 湯田 倉治（社会）

① 農務部所管に対する質疑に入り、

武部 勤委員（自民）から、農業用燃料及び石油関連農業用物資の緊急対策に関し、明年春耕期における農業用燃料の需給見通し及び生産資材の確保のための取組み体制、需要調査の年内完了と適確な情報提供による不安解消策、民生用重視に伴う各部との関連等について、

鈴木 誠二委員（社会）から、と畜場運営に関し、経営悪化の要因とと畜場廃止傾向の現状に対する把握状況及び対応策並びに3期計画との関連、畜産振興上からの積極的施策の必要性和あい路打開策について、

野中 富雄委員（社会）から、(1)農業所得の保障に関し、新酪農村計画の具体的内容、畑作、酪農の3期計画における所得目標と水稲との格差の現状及び対策、農業人口減少の原因、生産奨励金制度の具体的内容と所得格差是正との関連、(2)農業後継者対策に関し、農業大学校の内容、生徒に対する奨励金支給の考え、卒業後の農業従事の拘束力、畑作、酪農地帯の後継者対策等について、

影山 豊委員（社会）から、明年度の稲作対策に関し、明年度の米生産調整割当ての見通しと対応のあり方、休耕奨励金打ちりに伴う国の買入れ制限撤廃の必要性、3期計画における稲作目標達成の見通し、産米改善の推進の考え方と道産米の消費拡大、黒しょく米被害対策、休耕田等の管理体制、黒しょく米発生予防の必要性和農業購入の助成策及び発生実態の追跡調査等について

質疑、意見及び要望があり、農務部長から答弁。議事進行の都合により午後1時32分休憩、午後1時35分再

開。ついで、

川崎 守委員（共産）から、企業の土地取得に関し、十勝清水における藤田観光の土地取得の事実と農地法違反の有無及び農振法適用地域との関連、現況地目と謄本調査の有無及び判断の妥当性、地方幹線自動車道計画との関連、近隣酪農家の放牧への影響と対応策、生産法人の土地利用の現状とあり方及び資本構成変動の事実等について

質疑及び意見があり、農務部長から答弁。議事進行の都合により午後2時17分休憩、午後3時40分再開。引き続き、

川崎 守委員（共産）から、(1)企業の土地取得に関し、農地法違反事実と判断の妥当性、農業生産法人参加中止後の取扱い事実とこれに対する見解並びに農業振興上の考え方、(2)馬車公苑に関し、札幌市に対する陳情と道の副申書添付の経過について

質疑及び意見があり、農務部長から答弁。鈴木誠二委員（社会）から議事進行発言があって、午後3時56分休憩、午後4時1分再開し、農務部長から、休憩前の川崎委員の質疑に対する補足答弁の後、引き続き、

川崎 守委員（共産）から、副申時点と実際の流れの相違と計画に対する判断の適否及び取下げ後の措置について

質疑及び意見があり、農務部長から答弁があって、農務部所管に対する質疑を終結。理事者交替のため午後4時18分休憩、午後4時20分再開。

② 農地開発部及び生活環境部所管に対する質疑に入り、

湯本 芳志委員（社会）から、物価問題に関し、物価対策協議会の年次別開催回数とテーマ、幹事会の内容、物価動向の見通しと論点、物価安定に対する効果、物資需給緊急対策本部と物価対策協議会との機能の相違点、対策本部設置の必要性和協議会の機能強化との関連、49年度物価安定対策に対する両者の関連と協議会改組の考え、家庭用と業務用の灯油価格の実態把握状況、市民生協の販売実態の把握、物価対策の基本的なあり方について

桜井 勝広委員（社会）から、住民要求の解決促進に関し、釧路愛国地区の北電送電線鉄塔撤去に係るその後の経過、住民の願意の受けとめ方と処理の妥当性、北電との話し合いの内容及び積極的な促進と53年以降の方策、解決促進の努力方について

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁。議事進行の都合により午後5時25分休憩、午後5時27分再開。ついで、

藤井 虎雄委員（社会）から、苫小牧東部大規模工業基地に係る環境保全に関し、想定の内容、大気汚染に係る他の特定物質の取扱い、3-4ベンツピレンに対する分析結果と部の考え方、資料整備の必要性につ

いて

質疑及び意見があり、生活環境部長から答弁。議事進行の都合により午後5時46分休憩、午後5時48分再開し、直ちに散会。

○12月18日（火） 午前10時5分、第1委員会室において開議、午後4時7分散会、委員長 湯田 倉治（社会）

① 農地開発部及び生活環境部所管に対する質疑を続ける、

小野 秀夫委員（道政ク）から、公害問題に関し、伊達火力発電所の公害防止協定の改正点、見直しの遅れている理由、協定当事者に対する見解、伊達地方の環境監視室の完成見通しと監視体制、排出濃度重視の必要性及び排煙脱硫装置のスケールアップの推進並びに助言、指導の考え方について、

本間 喜代人委員（共産）から、物価問題に関し、道内LPGガス価格の現況と北海道価格は正対策、指導価格決定のあり方、北ガスの料金改定に対する道の措置について

質疑、意見及び要望があり、生活環境部長から答弁があって、農地開発部及び生活環境部所管に対する質疑を終結。理事者交替のため午前11時23分休憩、午後零時45分再開。

② 企業局及び開発調整部所管に対する質疑に入り、

影山 豊委員（社会）から、苫小牧東部工業基地に関し、苫小牧東部港湾建設計画の見通しと環境保全との関連、総需要抑制による公共事業の繰延べと苫小牧基地建設計画変更の考え方及び3期計画との関連、49年度開発予算折衝の基本姿勢及び東港関係予算の処理方針、港湾計画と第三セクターのあり方について、

藤井 虎雄委員（社会）から、自衛隊募集等の実態とこれに対する見解及びそのあり方について

質疑及び意見があり、開発調整部長から答弁。若狭靖委員（自民）から不穏当発言に対する措置方について議事進行発言があって、午後1時38分休憩、午後1時40分再開し、委員長から応答の後、

熊谷 克治委員（社会）から、交通問題に関し、マイカー規制と公共輸送機関の拡充の必要性、交通公害を含めた総合交通体系の再点検、石油不足等による辺地、過疎地帯の公共交通体系に対する早急な方針確立、地方交通整備計画の策定と公的一元化の考え方、バス路線の間引き、運休に対する見解について

質疑、意見及び要望があり、開発調整部長から答弁。ついで、藤井虎雄委員（社会）から発言の一部取消しについて申し出があり、委員長から応答の後、

本間 喜代人委員（共産）から、文化財保護に関し、苫小牧東部工業基地内の埋蔵文化財の検討状況及び計画変更の考え、第2次買収計画の考え方と埋蔵文

化財保護との関連、100条調査委の結論に対する対応策について

質疑、意見及び要望があり、開発調整部長から答弁があって、企業局及び開発調整部所管に対する質疑を終結。理事者交替のため午後2時40分休憩、午後2時57分再開。

③ 総務部所管に対する質疑に入り、

熊谷 克治委員（社会）から、施設入居者・生活保護世帯等に対する生活救済対策、補正予算の再点検及び再提出の考え、社会福祉施設収容児童に対する栄養補給費及び措置費の増額措置、生活保護家庭及び各施設に対する道の緊急補助の考え方について、

山科 喜一委員（共産）から、行政指導のあり方に関し、市町村振興基金運用の基本方針と運用のあり方及び執行に当たっての行政指導、支庁の指摘文書の提示について

質疑、意見及び要望があり、総務部長から答弁、委員長から発言があって、午後4時休憩、午後4時5分再開し、総務部長から休憩前の山科委員の質疑に対する補足答弁の後、山科喜一委員（共産）から厳正な行政指導方について要望があって、総務部所管に対する質疑を終結。

○12月19日（水） 午前10時30分、第1委員会室において開議、午後4時39分閉会、委員長 湯田 倉治（社会）

① 知事に対する総括質疑に入り、

熊谷 克治委員（社会）から、補正予算に関し、生活福祉関係予算を手直しのうえ再提案する考え、国の措置を補完する政治的判断、児童施設の栄養強化費の是正措置及び他の施設に対する考え方について、

小野 秀夫委員（道政ク）から、血友病に対する医療給付に関し、政令市に対する道費上乗せ措置の適用、通院に対する給付対象拡大の必要性及び年齢制限の撤廃等について、

川崎 守委員（共産）から、藤田観光の土地買収に関し、土地買収の目的及び道幹部職員の仲介行為に対する見解、農振法適用地域と土地取得との関連、地目変更登記と農地法違反の判断、農政に対する基本姿勢について

質疑、意見及び要望があり、知事から答弁があって、知事に対する総括質疑を終結。

② 付託案件に対する意見調整について、各派代表者会議において行なうことをはかり、異議なくそのことに決定。意見調整のため午前11時25分休憩、午後4時31分再開。

③ 委員長から、各派代表者会議における意見調整の結果、議案第1号、第9号ないし第11号、第27号及び第28号についてはついに意見の一致をみなかった旨並び

に議案第1号について、鈴木誠二委員（社会）ほか5人から修正動議が提出されている旨を報告。

ついで、議案第1号を議題とし、鈴木誠二委員（社会）から修正案に関する趣旨説明の後、質疑及び討論なしと認め、直ちに採決に入り、まず、議案第1号に関する修正案を問題とし、起立による採決の結果、起立少数（自民、道政ク反対）にてこれを否決。次に、修正案に係る原案部分を問題とし、起立による採決の結果、起立多数（社会、共産反対）にて原案のとおり可決することに決定。次に、修正案に係る部分を除く原案部分を問題とし、起立による採決の結果、起立多数（共産反対）にて原案のとおり可決することに決定。

次に、議案第9号ないし第11号、第27号及び第28号を一括議題とし、直ちに採決に入り、起立による採決の結果、起立多数（共産反対）にて原案のとおり可決することに決定。

次に、残余の議案第2号ないし第8号、第30号及び報告第1号を一括議題とし、異議なく議案については原案可決、報告については承認議決とすることに決定。付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

- ④ 委員長から、付託案件に対する審査終了のあいさつがあった。

注 決算特別委員会については、次号（委員長報告を行なう定例会登載号）に一括掲載いたします。

資 料

大 臣 ・ 次 官 一 覧

(昭和48年12月10日現在)

大 臣 (長 官)			政 務 次 官		事 務 次 官	官 房 長
内 閣 総 理	田 中 角 栄	新潟3				
副 環 境 総 庁 長 理 官	三 木 武 夫	徳 島	(環 境 庁) 藤 本 孝 雄	香川1	(環 境 庁) 船 後 正 道	(環 境 庁) 信 沢 清
法 務	中 村 梅 吉	東京5	高 橋 文 五 郎	(参)宮城	神 谷 尚 男	香 川 保 一
外 務	大 平 正 芳	香川2	山 田 久 就	東京8	法 眼 晋 作	鹿 取 泰 衛
大 蔵	福 田 赳 夫	群馬3	中 川 一 郎	北海道5	相 沢 英 之	中 橋 敏 次 郎
			柳 田 桃 太 郎	(参)福岡		
文 (国会図書館連絡調整委員 会委員) 部	奥 野 誠 亮	奈 良	藤 波 孝 生	三重2	村 山 松 雄	井 内 慶 次 郎
厚 生	斎 藤 邦 吉	福島3	石 本 茂	(参)全国	戸 沢 政 方	曾 根 田 郁 夫
農 林	倉 石 忠 雄	長野1	渡 辺 美 智 雄	栃木1	亀 長 友 義	三 善 信 二
			山 本 茂 一 郎	(参)全国		
通 商 産 業 (沖縄海洋博担当)	中曾根 康 弘	群馬3	森 下 元 晴	徳 島	山 下 英 明	増 田 実
			楠 正 俊	(参)全国		
運 (新東京国際空港担当) 輸	徳 永 正 利	(参)全国	増 岡 博 之	広島2	高 林 康 一	内 村 信 行
郵 政	原 田 憲	大阪3	三ツ林 弥太郎	埼玉4	溝 呂 木 繁	神 山 文 男
労 働	長谷川 峻	宮城2	菅 波 茂	福島3	石 黒 拓 爾	北 川 俊 夫
建 設 (首都圏整備委員長 近畿圏整備長官 中部圏開発整備長官 研究・学園都市担当)	亀 岡 高 夫	福島1	内 海 英 男	宮城2	大 津 留 温	高 橋 弘 篤
自 治 (国家公安委員長 北海道開発庁長官)	町 村 金 五	(参)全国	(自 治) 古 屋 亨	岐阜2	(自 治) 鎌 田 要 人	山 本 悟
			(北 海 道) 若 林 正 武	(参)全国	(北 海 道) 鷹 田 吉 憲	
内 閣 官 房 長 官	二階堂 進	鹿児島3	(副長官・政務) 大 村 襄 治	岡山1	(副長官・事務) 川 島 広 守	

大 臣 (長 官)			政 務 次 官		事 務 次 官	官 房 長
総 理 府 総 務 長 官 (国土総合開発推進本 部副本部長)	小 坂 徳三郎	東京 3	(副長官・政務) 小 淵 恵 三	群馬 3	(副長官・事務) 宮 崎 清 文	
			(沖 縄 縄) 西 銘 順 治	(参)沖縄	(沖 縄 縄) 加 藤 泰 守	
行 政 管 理 庁 長 官	保 利 茂	佐 賀	小 沢 太 郎	山口 2	河 合 三 良	
防 衛 庁 長 官	山 中 貞 則	鹿児島 3	木 野 晴 夫	大阪 5	島 田 豊	丸 山 昂
経 済 企 画 庁 長 官 (総合交通対策担当)	内 田 常 雄	山 梨	竹 内 黎 一	青森 2	新 田 庚 一	吉 瀬 維 哉
科 学 技 術 庁 長 官 (原子力委員長)	森 山 欽 司	栃木 1	長 屋 茂	(参)全国	武 安 義 光	牟田口 道 夫
内 閣 法 制 局 長 官	吉 国 一 郎					

国会正副議長・委員長一覧

(昭和48年12月10日現在)

区 分	衆 議 院	参 議 院
議 長	前 尾 繁 三 郎	(無)京都 2
副 議 長	秋 田 大 助	(自)徳 島
内 閣 委 員 長	徳 安 実 蔵	(自)鳥 取
地 方 行 政 委 員 長	伊 能 繁 次 郎	(自)千葉 2
法 務 委 員 長	小 平 久 雄	(自)栃木 2
外 務 委 員 長	木 村 俊 夫	(自)三重 1
大 蔵 委 員 長	安 倍 晋 太 郎	(自)山口 1
文 教 委 員 長	稲 葉 修	(自)新潟 2
社 会 労 働 委 員 長	野 原 正 勝	(自)岩手 1
農 林 水 産 委 員 長	仮 谷 忠 男	(自)高 知
商 工 委 員 長	浜 野 清 吾	(自)東京 9
運 輸 委 員 長	三 池 信	(自)佐 賀
通 信 委 員 長	広 瀬 正 雄	(自)大分 1
建 設 委 員 長	木 村 武 雄	(自)山形 1

区 分	衆 議 院	参 議 院
予 算 委 員 長	荒 船 清 十 郎 (自)埼玉 3	鹿 島 俊 雄 (自)全 国
決 算 委 員 長	臼 井 莊 一 (自)千葉 1	田 中 寿 美 子 (社)全 国
議 院 運 営 委 員 長	佐々木 秀 世 (自)北海道 2	植 木 光 教 (自)京 都
懲 罰 委 員 長	村 上 勇 (自)大分 1	山 田 徹 一 (公)全 国
災 害 対 策 特 別 委 員 長	阪 上 安 太 郎 (社)大阪 3	秋 山 長 造 (社)岡 山
公職選挙法改正に関する調査特別委員長	福 永 健 司 (自)埼玉 1	公職選挙法改正に関する特別委員長 橋 直 治 (自)富 山
科学技術振興対策特別委員長	安 井 吉 典 (社)北海道 2	渡 谷 邦 彦 (公)愛 知
石 炭 対 策 特 別 委 員 長	田 代 文 久 (共)福岡 2	
公害対策並びに環境保全特別委員長	角 屋 堅 次 郎 (社)三重 2	公害対策及び環境保全特別委員長 森 中 守 義 (社)熊 本
交 通 安 全 対 策 特 別 委 員 長	勝 沢 芳 雄 (社)静岡 1	西 村 関 一 (社)滋 賀
物 価 問 題 に 関 す る 特 別 委 員 長	平 林 剛 (社)神奈川 3	物 価 対 策 特 別 委 員 長 小 笠 公 韻 (自)徳 島
沖縄及び北方問題に関する特別委員長	小 浜 新 次 (公)神奈川 3	金 井 元 彦 (自)兵 庫
事 務 総 長	藤 野 重 信	岸 田 実

政 党 役 員 一 覧

(昭和48年12月10日現在)

自 由 民 主 党

総 裁	田 中 角 栄	新 潟 3				
副 総 裁	椎 名 悦三郎	岩 手 2				
幹 事 長	橋 本 登美三郎	茨 城 1				
副 幹 事 長	(幹事長代長) 江 崎 真 澄	愛 知 3	竹 下 登	島 根	毛 利 松 平	愛 媛 3
	大久保 武 雄	熊 本 1	宇 野 宗 佑	滋 賀	山 村 新治郎	千 葉 2
	嶋 田 宗 一	埼 玉 3	正 示 啓次郎	和 歌 山 2	大 森 久 司	(参)奈良
総 務 会 長	鈴 木 善 幸	岩 手 1				
総 務 副 会 長	天 野 公 義	東 京 6	村 田 元	三 重 2	金 丸 信	山 梨
	吉 武 恵 市	(参)山 口				

総務	赤城宗徳	茨城 3	井出一太郎	長野 2	植木庚子郎	福井
	宇田国栄	鹿児島 1	浦野幸男	愛知 4	大竹太郎	新潟 4
	笹山茂太郎	秋田 2	高見三郎	静岡 1	田村良平	高知
	地崎宇三郎	北海道 1	中村寅太	福岡 1	長谷川四郎	群馬 2
	服部安司	奈良	原健三郎	兵庫 2	福永一臣	熊本 2
	藤尾正行	栃木 2	細田吉蔵	島根	松沢雄蔵	山形 2
	江藤智	(参)全国	大谷藤之助	(参)全国	岡本悟	(参)全国
	柴田栄	(参)愛知	玉置和郎	(参)全国	丸茂重貞	(参)群馬
	山本利寿	(参)島根				
国会対策委員長	福田一	福井				
副委員長	渡海元三郎	兵庫 3	三原朝雄	福岡 2	栗原祐幸	静岡 2
	箕輪登	北海道 1	塩谷一夫	静岡 3	河野洋平	神奈川 3
	藤田正明	(参)広島	佐藤隆	(参)新潟		
副委員長補佐	中村弘海	長崎 2	中山正暉	大阪 2		
財務委員長	西村英一	大分 2				
全国組織委員長	石田博英	秋田				
副委員長	野呂恭一	三重 2	小宮山重四郎	埼玉 2	木村武千代	香川 1
	山下元利	滋賀	谷垣専一	京都 2	高橋雄之助	(参)北海道
広報委員長	大石武一	宮城 2				
両院議員総会長	迫水久常	(参)全国				
党紀委員長	木内四郎	(参)長野				
国民運動本部長	早川崇	和歌山 2				
衆議院代議士会長	篠田弘作	北海道 2				
参議院議員総会長	郡祐一	(参)茨城				
政調会長	水田三喜男	千葉 3	(担 当)			

政 調 副 会 長	小 山 正 規	宮 崎 2	法務、建設、国土（税）			
	足 立 篤 郎	静 岡 3	外交、財政、交通			
	田 中 正 巳	北 海 道 3	社会、労働、文教、科学技術			
	丹 羽 兵 助	愛 知 2	農林、水産、環境、内閣、国防			
	倉 成 正	長 崎 1	通信、地方行政、商工、（物価）			
	白 井 勇	(参)山 形	特別事項ならびに参議院との連絡			
審 議 委 員	伊 東 正 義	福 島 2	浦 野 幸 男	愛 知 4	大 西 正 男	高 知
	亀 山 孝 一	岡 山 1	木 部 佳 昭	静 岡 2	佐々木 義 武	秋 田 1
	渋谷 直 藏	福 島 2	白 浜 仁 吉	長 崎 2	関 谷 勝 利	愛 媛 1
	谷 川 和 穂	広 島 2	永 山 忠 則	広 島 3	坊 秀 男	和歌山 1
	細 田 吉 蔵	鳥 取	湊 徹 郎	福 島 2	山 本 幸 雄	三 重 1
	川 上 為 治	(参)鹿児島	佐 藤 一 郎	(参)神奈川	温 水 三 郎	(参)宮崎
	八 木 一 郎	(参)愛 知				
(部 会 名)	(部 会 長)		(副 部 会 長)			
内 閣 部 会	鯨 岡 兵 輔	東 京 10	奥 田 敬 和	石 川 1	笠 岡 喬	岡 山 1
			高 田 浩 運	(参)熊 本		
地 方 行 政 部 会	小 山 省 二	東 京 7	武 藤 嘉 文	岐 阜 1	中 村 弘 海	長 崎 2
			高 鳥 修	新 潟 4	玉 置 猛 夫	(参)全国
国 防 部 会	源 田 実	(参)全 国	加 藤 陽 三	広 島 2	中 山 利 生	茨 城 1
			内 藤 替三郎	(参)全 国		
法 務 部 会	寺 本 広 作	(参)熊 本	羽田野 忠 文	大 分 1	中 山 正 暉	大 阪 2
			木 島 義 夫	(参)千 葉		
外 交 部 会	藤 井 勝 志	岡 山 2	坂 本 三十次	石 川 2	中 尾 栄 一	山 梨
			石 井 一	兵 庫 1	長谷川 仁	(参)全国
財 政 部 会	村 山 達 雄	新 潟 3	木 村 武千代	香 川 1	松 本 十 郎	兵 庫 4

(部 会 名)	(部 会 長)		(副 部 会 長)			
			森 美 秀	千 葉 3	嶋 崎 均	(参)石川
文 教 部 会	西 岡 武 夫	長 崎 1	松 永 光	埼 玉 1	森 喜 朗	石 川 1
			斎 藤 十 朗	(参)三 重		
社 会 部 会	橋 本 竜太郎	岡 山 2	山 口 敏 夫	埼 玉 2	山 下 徳 夫	佐 賀
			丸 茂 重 貞	(参)群 馬		
労 働 部 会	大 野 明	岐 阜 1	葉 梨 信 行	茨 城 1	斎 藤 与 史	静 岡 2
			中 山 太 郎	(参)大 阪		
農 林 部 会	坂 村 吉 正	群 馬 2	江 藤 隆 美	宮 崎 1	羽 田 孜	長 野 2
			山 崎 平八郎	福 岡 3	梶 木 又 三	(参)全国
水 産 部 会	田 口 長次郎	(参)全 国	仮 谷 忠 男	高 知	能 谷 義 雄	青 森 1
			檜 垣 徳太郎	(参)全 国		
商 工 部 会	田 中 六 助	福 岡 4	塩 川 正十郎	大 阪 4	左 藤 恵	大 阪 6
			塩 崎 潤	愛 媛 1	安 田 隆 明	(参)石川
交 通 部 会	佐 藤 孝 行	北 海 道 3	唐 沢 俊二郎	長 野 4	国 場 幸 昌	沖 縄
			綿 貫 民 輔	富 山 2	黒 住 忠 行	(参)全国
通 信 部 会	加 藤 六 月	岡 山 2	水 野 清	千 葉 2	佐 藤 守 良	広 島 3
			西 村 尚 治	(参)全 国		
建 設 部 会	天 野 光 晴	福 島 1	梶 山 静 六	茨 城 2	村 田 敬次郎	愛 知 5
			安 田 貴 六	北 海 道 5	上 田 稔	(参)全国
科 学 技 術 部 会	伊 藤 宗一郎	宮 城 1	佐 藤 文 生	大 分 2	稲 村 利 幸	栃 木 2
			熊 谷 太三郎	(参)福 井		
環 境 部 会	登 坂 重次郎	茨 城 3	林 義 郎	山 口 1	渡 部 恒 三	福 島 2
			中 村 登 美	(参)茨 城		

(調査会会長、特別委員会委員長等)					
憲法調査会	小島徹三	兵庫5	道路調査会	瀬戸山三男	宮崎2
外交調査会	福田篤泰	東京7	国土開発調査会	服部安司	奈良
行政調査会	亀山孝一	岡山1	北海道開発委員会	迫水久常	(参)全国
経済調査会	西村直巳	静岡1	東北地方開発委員会	青木一男	(参)全国
物価問題調査会	松浦周太郎	北海道2	九州地方開発委員会	熊谷太三郎	(参)福井
文教制度調査会	坂田道太	熊本2	四国地方開発委員会	吉川久衛	長野3
選挙調査会	松野頼三	熊本1	中国地方開発委員会	前田正男	奈良
税制調査会	植木庚子郎	福井	北陸地方開発委員会	島村一郎	東京10
総合農政調査会	丹羽兵助	愛知2	首都圏整備委員会	野田卯一	岐阜1
中小企業基本政策調査会	小川平二	長野3	近畿圏整備委員会	早稲田柳右衛門	愛知2
労働問題調査会	原健三郎	兵庫2	中部圏開発整備委員会	笹山茂太郎	秋田2
社会保障調査会	吉武恵市	(参)山口	東京湾開発委員会	根本竜太郎	秋田2
安全保障調査会	有田喜一	兵庫5	離島振興対策特別委員会	白浜仁吉	長崎2
国鉄基本問題調査会	大橋武夫	島根	交通安全対策特別委員会	大竹太郎	新潟4
電信電話基本問題調査会	古池信三	(参)岐阜	災害対策特別委員会	山内一郎	(参)全国
医療基本問題調査会	(欠員)		繊維対策特別委員会	稲村佐近四郎	石川2
都市政策調査会	菅野和太郎	大阪1	治水治山海岸対策特別委員会	渡辺栄一	岐阜2
情報産業調査会	松平勇雄	(参)福島	山村振興対策特別委員会	栗原祐幸	静岡2
総合交通調査会	丹羽喬四郎	茨城3	航空対策特別委員会	福永一臣	熊本2
資源・エネルギー対策調査会	黒金泰美	山形1	宇宙開発特別委員会	西田信一	(参)北海道
林政調査会	本名武	北海道5	北方領土問題特別委員会	本名武	北海道5
土地問題調査会	中馬辰猪	鹿児島2	住宅対策特別委員会	大野市郎	新潟3
恩給制度調査会	八田貞義	福島2	海運対策特別委員会	金子岩三	長崎2
勤労者福祉対策調査会	塚原俊郎	茨城2	婦人対策特別委員会	山下春江	(参)全国

治安対策特別委員会	田 中 栄 一	東京 1	老人対策特別委員会	園 田 直	熊本 2
観光事業特別委員会	(参議院予定者)		国際文化交流特別委員会	床 次 徳 二	鹿児島 1
対外経済協力特別委員会	田 中 竜 夫	山口 1	公営企業対策特別委員会	細 田 吉 蔵	島 根
沖縄問題特別委員会	鯨 岡 兵 輔	東京 10	人口急増都市対策特別委員会	塩 川 正十郎	大阪 4
同和対策特別委員会	二 木 謙 吾	(参)山口	放送大学問題協議会	白 井 勇	(参)山形
青年対策特別委員会	河 野 洋 平	神奈川 3	公共事業執行に関する調査特別委員会	村 上 勇	大分 1
雪寒地対策特別委員会	笹 山 茂太郎	秋田 2	宅 地 開 発 協 議 会	大久保 武 雄	熊本 1
専売に関する特別委員会	赤 沢 正 道	鳥 取	物価抑制に関する懇談会	西 村 直 巳	静岡 1
基地対策特別委員会	白 浜 仁 吉	長崎 2	臨時成田空港建設促進特別委員会	佐 藤 文 生	大分 2
石炭対策特別委員会	篠 田 弘 作	北海道 4			

日 本 社 会 党

中央執行委員長	成 田 知 巳	香 川 1				
副 委 員 長	下 平 正 一	長 崎 4	永 井 勝次郎			
書 記 長	石 橋 政 嗣	長 崎 2				
国会对策委員長	楯 兼次郎	岐 阜 2				
副 委 員 長	広 瀬 秀 吉	栃 木 1	村 山 喜 一	鹿 児 島 2	沢 田 政 治	(参)秋田
	村 田 秀 三	(参)福 島	中 村 波 男	(参)岐 阜		
政 策 審 議 会 長	堀 昌 雄	兵 庫 2				
副 会 長	小 林 進	新 潟 3	井 上 泉	高 知	中 村 重 光	長 崎 1
	大 原 亨	広 島 1	安 井 吉 典	北 海 道 2	久 保 三 郎	茨 城 1
	鶴 園 哲 夫	(参)鹿 児 島	吉 田 忠三郎	(参)北 海 道	小 野 明	(参)福岡
両院議員総会長	小 林 信 一	山 梨				
副 会 長	井 岡 大 治	大 阪 2	林 虎 雄	(参)長 野		
代 議 士 会 長	堂 森 芳 夫	福 井				
副 会 長	久 保 三 郎	茨 城 1	佐 野 憲 治	富 山 2		

(参議院日本社会党)							
議員会長	藤田進	(参)広島					
副会長	沢田政治	(参)秋田	村田秀三	(参)福島	中村波男	(参)岐阜	

日 本 共 産 党

中央委員会議長	野坂参三	(参)東京					
幹部会委員長	宮本顕治						
書記局長	不破哲三	東京 6					
衆議院議員団長	谷口善太郎	京都 1					
衆議院国会対策委員長	村上弘	大阪 3					
参議院議員団長	岩間正男	(参)全国					
参議院国会対策委員会	星野力	(参)全国					
議員総会会長	春日正一	(参)全国					
副会長	米原昶	東京 2	紺野与次郎	東京 1	河田賢治	(参)京都	
	須藤五郎	(参)全国					

公 明 党

委員長	竹入義勝	東京 10					
副委員長	浅井美幸	大阪 2	二宮文造	(参)全国	多田省吾	(参)全国	
書記長	矢野絢也	大阪 4					
副書記長	大久保直彦	東京 4	松本忠助	東京 9	三木忠雄	(参)全国	
国会対策委員長	伏木和雄	神奈川 1					
総務局長	長田武士						
国際局長	黒柳明	(参)東京					
組織局長	田代富士男	(参)大阪					
政策審議会長	正木良明	大阪 5					
衆議院国会対策委員長	伏木和雄	神奈川 1					

副 委 員 長	広 沢 直 樹	徳 島	大久保 直 彦	東 京 4	山 田 太 郎	岡 山 1
衆 議 院 議 員 団 長	小 浜 新 次	神 奈 川 3				
参 議 院 議 員 団 長	山 田 徹 一	(参)全 国				
参議院国会対策委員長	中 尾 辰 義	(参)全 国				
副 委 員 長	上 林 繁次郎	(参)全 国	峯 山 昭 範	(参)全 国	塩 出 啓 典	(参)全 国

民 社 党

中央執行委員長	春 日 一 幸	愛 知 1				
書 記 長	佐々木 良 作	兵 庫 5				
国会対策委員長	池 田 禎 治	福 岡 4				
副 委 員 長	塚 本 三 郎	愛 知 6	向 井 長 年	(参)全 国		
政 策 審 議 会 長	竹 本 孫 一	静 岡 3				
副 会 長	折小野 良 一	宮 崎 1	宮 田 早 苗	福 岡 2	小 沢 貞 孝	長 野 4
	萩 原 幽香子	(参)兵 庫	栗 林 卓 司	(参)全 国	米 山 雄 治	
国 会 議 員 団 長	稲 富 稜 人	福 岡 3				
代 議 士 会 長	内 海 清	広 島 3				
参 議 院 議 員 会 長	高 山 恒 雄	(参)全 国				

第 4 回定例道議会において議決された条例の公布調

件 名	議決月日	公布月日	公 布 番 号
市の廃置分合に伴う関係条例の整備に関する条例	12. 1 専決処分	12. 1	北海道条例第63号
北海道自然環境等保全条例	12. 8	12. 11	北海道条例第64号
北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第65号
北海道立農業大学校条例	12. 20	12. 21	北海道条例第66号
北海道畜産経営特別資金融通助成事業基金条例	同	同	北海道条例第67号
北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害に関する条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第68号
北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第69号
北海道恩給条例等の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第70号
北海道保母修学資金貸付条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第71号
北海道立看護学院条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第72号
北海道立診療所条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第73号
北海道立学校設置条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第74号
北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第75号
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第76号
北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	同	同	北海道条例第77号
昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例	同	同	北海道条例第78号

札幌市中央区北海道議会議員 補欠選挙結果

(昭和48年12月2日執行)

松尾三良議員（自民）及び木南貫一議員（共産）の逝去に伴う札幌市中央区の北海道議会議員補欠選挙は、札幌市初の区制選挙として11月20日告示され、猪股嘉子氏（共産）、湯本芳志氏（社会）、松尾静江氏（自民）、小林稔生氏（無所属）の4氏が立候補した。

本選挙は、道議補欠選挙とはいえ、インフレ、物不足など厳しい経済情勢のなかで、49年の参議院議員選挙、更には50年の統一地方選挙の動向を占うものとして注目され、このため、12日間にわたり、国政選挙なみの厳しい選挙戦が展開された後、12月2日投票が行なわれ、投票率は44.82%と補欠選挙としてはかなりの高率を示し、同日開票の結果、松尾静江氏（自民）及び湯本芳志氏（社会）が当選した。

補欠選挙における投票者数、各候補者別得票数は、次のとおりである。

1 投票結果

区 分	男	女	計
選挙当日の有権者数	65,118人	73,357人	138,475人
投票者数	28,899	33,171	62,070
棄権者数	36,219	40,186	76,405
投票率	44.38%	45.22%	44.82%

2 開票結果

候補者名	得票
いのまたよし子（共産・新）	16,282
湯本よしゆき（社会・新）	18,500
松尾静江（自民・新）	24,979
小林ねんしょう（無所属・新）	1,905
有効投票計	61,666
無効投票計	400
投票総数	62,066
投票者数	62,070

12 月 の メ モ

- 1 ○ 函館、亀田両市が合併、新しい函館市発足。
- 2 ○ 札幌市中央区道議補欠選挙。投票率 44.82 %、松尾静江氏（自民）、湯本芳志氏（社会）が当選。
- 4 ○ 道、48年版北海道労働白書を発表。雇用が企業の慎重な態度から引き続き停滞気味に推移し、雇用水準は前年を下回る。
- 5 ○ 道教委、49年度の道内公立高校適正配置計画をきめる。札幌手稲に10間口の高校1校を新設、9校に14間口を増設、定時制を中心に10校で10間口を減じ、差し引き14間口の増。
 - 道、物資需給緊急対策本部発足。物資不足に対処。
- 6 ○ 厚生省、47年度の国民健康調査結果をまとめる。有病率が高いのは10大都市、ふえる高血圧、糖尿病。
- 7 ○ 文化庁、厚岸町国泰寺跡を国の史跡に指定。
- 8 ○ 第4回定例道議会開会。会期12日間
- 10 ○ 通産省、73年版「経済協力白書」を発表。国民に対し、経済協力の意義の再確認を訴える。
- 12 ○ 最高裁、三菱樹脂事件「採用拒否」を認める。思想調査は合法、人権規定、私人間に及ばず。
- 14 ○ 閣議、48年版青少年白書を了承。疎外感に深く悩む。
- 18 ○ 政府、内閣に首相を本部長とする国民生活安定緊急対策本部の設置をきめた。
- 19 ○ 港湾審議会計画部会、全国の港湾計画18件を審議、苫東工業港は継続審議に決定。
- 20 ○ 第4回定例道議会閉会。
- 21 ○ 閣議、48年度版厚生白書を了承。社会保障の基礎崩壊の危機に。
 - 閣議、49年度の経済見通しと経済運営の基本態度を了承。実質成長率は 2.5 %、消費者物価 9.6 % 上昇。
 - 参院本会議、石油需給適正化法案、国民生活安定法案を衆院可決（修正可決）どおり可決成立。
- 22 ○ 臨時閣議、石油危機で緊急事態を宣言。国民生活安定のための「当面の緊急対策」をきめた。
- 26 ○ 警察庁、48年の少年非行の実態を発表。犯罪少年（14歳～19歳）は9万6,093人、前年同期より5.5 % の増加。ローティンの非行ぶりが目だっていることから学校教育と家庭の努力を強調。
 - 道選挙管理委員会、後志管内神恵内村長選挙について「不在投票が立会人なしで行なわれた」との理由で無効とすることに決定。
- 29 ○ 臨時閣議、49年度一般会計予算及び財政投融资計画と地方債計画の政府案を決定。一般会計 17兆994億円（前年度比 119.7 %）、財投 7兆9,234億円（同 114 %）、地方債計画 2兆3,390億円（同 103.8 %）、道開発予算 3,192億9,353万円（同 101.7 %）。